

- 「利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況」

利用者アンケート調査、意見箱の設置等により利用者の意見等を把握する取組を実施している場合には、「あり」に記すこと。また、その結果を外部に開示している場合には、「当該結果の開示状況」欄の「あり」に記すこと。なお、当該取組は、記入年月日の前1年間に於いて実施したものについて記載すること。

- 「第三者による評価の実施状況」

第三者による介護サービス等の質の評価を実施している場合には、「あり」に記すとともに、実施した取組の1つについて、実施した直近の年月日（評価結果確定日）、実施した評価機関の名称を記載すること。なお、当該取組は、記入年月日の前4年間に於いて実施したものについて記載すること。さらに、その結果を外部に開示している場合には、「当該結果の開示状況」欄の「あり」に記すこと。また、ホームページ上でその結果を開示している場合は、その掲載アドレスを記載すること。

- 5. 介護サービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項

- 介護給付以外のサービスに要する費用

- 「利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外で当該介護サービスを行う場合、それに要する交通費の額及びその算定方法」

指定居宅介護支援基準第10条第2項に規定する交通費の額及びその算定方法を記載すること。なお、当該サービスを行っていない場合及び当該費用の徴収を行っていない場合には、その旨を記載すること。

- 利用者の都合により介護サービスを提供できなかった場合に係る費用（キャンセル料）の徴収状況

利用者の都合により介護サービスを提供できなかった場合に係る費用の徴収を実施している場合には、「あり」に記すとともに、その額、算定方法等を記載すること。

介護老人福祉施設

● 共通事項

■ 記入年月日

記入年月日を記載すること。

■ 記入者名

省令第 140 条の 51 第2号に規定する調査客体を代表する者の名称(以下、「記入者」という)を記載すること。

■ 所属・職名

記入者の所属部署の名称及びその職名について、記載すること。

〈職名記載例〉 運営法人代表・施設長・介護事業部部長・管理者・事務長・
管理部課長・一般職員 等

● 1. 事業所を運営する法人等に関する事項

■ 法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

● 「法人等の名称」

a. 「法人等の種類」

法人等の種類について、該当するものを下記から選択すること。また、法人ではない場合には「99 その他」を選択すること。

- 01 社会福祉協議会以外の社会福祉法人
- 02 社会福祉協議会
- 03 医療法人
- 04 社団法人又は財団法人
- 05 営利法人(株式会社等)
- 06 特定非営利活動法人(NPO 法人)
- 07 農業協同組合
- 08 消費生活協同組合
- 09 その他の法人
- 10 都道府県
- 11 市町村
- 12 広域連合・一部事務組合等
- 99 その他

- b. 「名称」
当該法人等の名称を記載すること。なお、記載内容については、登記事項等との整合性を図ること。
- c. 「法人番号」
法人番号の指定を受けている場合には、「法人番号あり」を選択し、法人番号を記載すること。
なお、設立登記のない法人又は法人でない社団若しくは財団であって、法人番号の指定を受けているが、基本 3 情報(①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地及び③法人番号)の公表に同意していない場合には、「法人番号あり(非公表)」を選択すること。
(法人番号は、特段、届出手続等を要することなく、国税庁長官が法人番号を指定し、原則としてインターネット上で公表され、誰もが自由に利用することが可能であるため、基本 3 情報の公表に同意していない場合を除き、法人番号を秘密にする目的として「法人番号あり(非公表)」を選択しないこと。)
法人番号の指定を受けていない場合には「法人番号なし」を選択すること。

● 「法人等の主たる事務所の所在地」

当該法人等の主たる事務所の住所について、当該都道府県名、市区町村名、番地等を記載すること。なお、記載内容については、登記事項等との整合性を図ること。

● 「法人等の連絡先」

- a. 「電話番号」
利用者からの照会等に対応する当該法人等の電話番号を記載すること。
- b. 「FAX 番号」
利用者からの照会等に対応する当該法人等の FAX 番号を記載すること。
- c. 「ホームページ」
当該法人等の情報が掲載されているホームページがある場合には「あり」に記すとともに、そのアドレスを記載すること。また、当該法人等の情報が掲載されているホームページがない場合には「なし」に記すこと。

■ 法人等の代表者の氏名及び職名

- a. 「氏名」
当該法人等の代表者の氏名を記載すること。
- b. 「職名」
代表者の当該法人内の職名を記載すること。

■ 法人等の設立年月日

当該法人等の設立年月日を記載すること。なお、記載内容については、登記事項等との整合性を図ること。

■ 法人等が当該都道府県内で実施する介護サービス

当該法人等が当該都道府県内で、当該報告に係る介護サービスを含む介護サービス(法の規定に基づく指定又は許可を受けている介護サービスをいう)を実施している場合には、介護サービスの種類ごとに「あり」に記すとともに、当該介護サービスを行う事業所の数を記載すること。さらに、そのうち主な当該事業所の名称及びその所在地について1つ記載すること。なお、「介護予防支援」の欄は、地域包括支援センターからの委託を受けて「介護予防支援」を実施する居宅介護支援事業所を除いた内容を記載すること。

● 2. 介護サービスを提供し、又は提供しようとする施設に関する事項

■ 施設の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

当該報告に係る介護サービスを提供する施設(以下、「施設」という)の名称、所在地及び電話番号、FAX 番号及びホームページアドレスを記載すること。また、「市区町村コード」の欄には、総務省自治行政局地域情報政策室が設定している「全国地方公共団体コード」から、当該報告に係る介護サービスを提供する事業所の所在地のコード番号を記載すること。なお、記載内容は、都道府県知事への届出事項等との整合性を図ること。

■ 介護保険事業所番号

当該施設の介護保険事業所番号を記載すること。

■ 施設の管理者の氏名及び職名

a. 「氏名」

当該施設の指定老福施設基準第 21 条に規定する管理者(以下、「管理者」という。)の氏名を記載すること。

b. 「職名」

管理者の当該施設内の職名を記載すること。

■ 事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定若しくは許可を受けた年月日(指定又は許可の更新を受けた場合にはその直近の年月日)

● 「事業の開始(予定)年月日」

当該報告に係る介護サービスの提供を開始した年月日を記載すること。なお、当該報告時に当該介護サービスの提供の開始を予定している施設等にあつては、開始予定年月日を記載すること。

● 「指定の年月日」

当該報告に係る法第 48 条第 1 項第 1 号に規定する指定介護老人福祉施設の指定を受けた年月日を記載すること。

● 「指定の更新年月日(直近)」

当該報告に係る法第 86 条の 2 第 1 項に規定する介護老人福祉施設の指定の更新を受けた直近の年月日を記載すること。なお、報告時に当該指定の更新を受けたことのない施設にあつては、当該指定を受けた年月日を記載すること。

■ 生活保護法第 54 条の 2 に規定する介護機関の指定

当該施設が生活保護法第 54 条の 2 に規定する介護機関の指定を受けている場合には、「あり」に記すこと。

■ 社会福祉士及び介護福祉士法第 48 条の 3 に規定する登録喀痰吸引等事業者

当該施設が社会福祉士及び介護福祉士法第 48 条の 3 に規定する登録喀痰吸引等事業者の場合には、「あり」に記すこと。

■ 施設までの主な利用交通手段

当該施設の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から当該施設までの主な交通手段、所要時間等について記載すること。

● 3. 施設において介護サービスに従事する従業者に関する事項

■ 職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者 1 人当たりの入所者数等

● 「実人数」

以下の者について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る専従及び兼務に該当する者及びその合計の人数を記載すること。また、それぞれ常勤換算人数を記載すること。さらに、施設サービスとともに短期入所サービスを提供しており、両サービスで人数を按分して記載している場合は「留意事項」欄にその旨を記載すること。

※合計の人数は調査票の入力内容を基に自動計算される。

① 医師(指定老福施設基準第 2 条第 1 項第 1 号に規定する「医師」をいう)

- ② 生活相談員(指定老福施設基準第2条第1項第2号に規定する「生活相談員」をいう)
- ③ 看護職員(指定老福施設基準第2条第1項第3号に規定する「看護職員」をいう。以下、同じ)
- ④ 介護職員(指定老福施設基準第2条第1項第3号に規定する「介護職員」をいう。以下、同じ)
- ⑤ 管理栄養士
- ⑥ 栄養士(指定老福施設基準第2条第1項第4号に規定する「栄養士」をいう。以下、同じ)
- ⑦ 機能訓練指導員(指定老福施設基準第2条第1項第5号に規定する「機能訓練指導員」をいう。以下、同じ)
- ⑧ 介護支援専門員(指定老福施設基準第2条第1項第6号に規定する「介護支援専門員」をいう。以下、同じ)
- ⑨ 調理員
- ⑩ 事務員
- ⑪ その他の従業者

常勤換算人数の計算式

当該施設の従業者の勤務延時間数 ÷ 当該施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数

● 「1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数」

常勤換算方法により用いた常勤の従業者が勤務すべき時間数の1週間の延べ時間数を記載すること。なお、職種により常勤の従業者が勤務すべき時間数が異なる場合には、主な職種の常勤の従業者が勤務すべき時間数を記載すること。

● 「従業者である介護職員が有している資格」

以下の資格を有する介護職員について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る専従及び兼務に該当する者の人数をそれぞれ記載すること。

- ① 介護福祉士
- ② 実務者研修
- ③ 介護職員初任者研修
- ④ 介護支援専門員

※ 複数の資格を取得している場合は、重複計上することとし、旧介護職員基礎研修、訪問介護員1級は②、訪問介護員2級保有者は③として計上すること。

● 「従業者である機能訓練指導員が有している資格」

以下の資格を有する機能訓練指導員について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る専従及び兼務に該当する者の人数を記載すること。

- ① 理学療法士
- ② 作業療法士
- ③ 言語聴覚士
- ④ 看護師及び准看護師
- ⑤ 柔道整復師
- ⑥ あん摩マッサージ指圧師
- ⑦ はり師
- ⑧ きゅう師

※ 複数の資格を取得している場合は、重複計上すること

● 「管理者の他の職務との兼務の有無」

管理者が当該報告に係る介護サービスの管理者以外の職務を兼務している場合には、「あり」に記すこと。「管理者が有している当該報告に係る介護サービスに係る資格等」欄には、管理者が当該報告に係る介護サービスに係る資格等を有している場合には、「あり」に記すとともに、その資格等の名称を記載すること。

● 「看護職員及び介護職員1人当たりの入所者数」

「4. 介護サービスの内容に関する事項」の「介護サービスの入所者への提供実績」の入所者数を、「実人数」の③及び④に係る常勤換算人数の合計で除した人数を記載すること。なお、計算結果は小数点第2位を切り捨て、小数点第1位まで記載すること。

計算式

《タイプ1》介護老人福祉施設の場合

$$\frac{\text{介護老人福祉施設入所者の人数 (提供実績の入所者数合計) (注1)}}{\text{看護職員及び介護職員の常勤換算人数の合計}}$$

《タイプ2》介護老人福祉施設に短期入所生活介護(予防を含む)が併設されている場合

$$\frac{\left. \begin{array}{l} \text{介護老人福祉施設入所者 (注1)} \\ + \\ \text{短期入所生活介護 (予防も含む) (注2)} \end{array} \right\} \text{提供実績の合計}}{\text{看護職員及び介護職員の常勤換算人数の合計}}$$

注1 介護老人福祉施設「介護サービスの入所者への提供実績」の「入所者の人数」の合計から計算すること。

注2 短期入所生活介護(予防も含む)「介護サービスの利用者への提供実績」の「利用者の人数」の合計から計算すること。

● 「夜勤(宿直を除く)を行う看護職員及び介護職員の人数」

夜勤(宿直を除く)を行う当該介護老人福祉施設における看護職員及び介護職員のうち、夜間時間帯の最少時及び平均の人数を記載すること。なお、記載内容については、当該施設の夜勤を行う一般的な人員体制を踏まえること。

● 「医師の氏名」

主な医師(嘱託を含む)1人の氏名を記載するとともに、その勤務先及び担当している診療科の名称を記載すること。

■ 従業者の当該報告に係る介護サービスの業務に従事した経験年数等

● 「採用者数」

当該施設における前年度1年間の医師、生活相談員、介護職員、看護職員、管理栄養士、栄養士、機能訓練指導員及び介護支援専門員の採用者数を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。なお、同一法人内での異動による人数の増加は、新規採用者に含めずに記載すること。

● 「退職者数」

当該施設における前年度1年間の医師、生活相談員、介護職員、看護職員、管理栄養士、栄養士、機能訓練指導員及び介護支援専門員の退職者数を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。なお、同一法人内での異動による人数の減少は、退職者数に含めずに記載すること。

● 「当該職種として業務に従事した経験年数」

当該介護福祉施設サービスの提供に当たる医師、生活相談員、介護職員、看護職員、管理栄養士、栄養士、機能訓練指導員及び介護支援専門員の当該職種としての経験年数について、1年未満、1年から3年未満、3年から5年未満、5年から10年未満又は10年以上経験を有する者に該当する人数を記載すること。なお、経験年数には当該職種として他の事業所で勤務した年数を含めて記載すること。

■ 従業者の健康診断の実施状況

全ての従業者の健康診断を実施している場合には「あり」と記すこと。なお、全ての従業者とは、健康診断を受けないことを希望した者を除いて、労働安全衛生法第66条第1項に規定する健康診断を義務付けられた者以外も含むものとする。

■ 従業員の教育訓練のための制度、研修その他の従業員の資質向上に向けた取組の実施状況

● 「事業所で実施している従業員の資質向上に向けた研修等の実施状況」

事業所において、従業員の資質を向上させるために実施している研修等の実施状況について、その研修等の内容（名称、対象者、カリキュラムもしくは時間等）を記載すること。

● 「実践的な職業能力の評価・認定制度である介護プロフェッショナルキャリア段位制度の取組」

- a. 「アセッサー（評価者）の人数」
事業所の従業員で、アセッサー養成講習を修了しアセッサーとなっているものの人数を記載すること。
- b. 「段位取得者の人数」
アセッサーが内部評価を行い、レベル認定委員会にて認定を受けたものの数をレベル毎（2①、2②、3、4）に記載すること。
- c. 「外部評価（介護プロフェッショナルキャリア段位制度）の実施状況」
前年度1年間に、介護プロフェッショナルキャリア段位制度の外部評価審査員における外部評価を受けた場合は「あり」と記すこと。

● 「認知症に関する取組の実施状況」

- a. 「認知症介護指導者養成研修修了者の人数」
事業所の従業員で、認知症介護指導者養成研修を修了したものの人数を記載すること。
- b. 「認知症介護実践リーダー研修修了者の人数」
事業所の従業員で、認知症介護実践リーダー研修を修了したものの人数を記載すること。
- c. 「認知症介護実践者研修修了者の人数」
事業所の従業員で、認知症介護実践者研修を修了したものの人数を記載すること。
- d. 「それ以外の認知症対応力の向上に関する研修修了者の人数」
事業所の従業員で、a～c 以外の認知症対応力の向上に関する研修を修了したものの人数を記載すること。

● 4. 介護サービスの内容に関する事項

■ 施設の運営に関する方針

事業の目的、事業の運営等の方針について記載すること。なお、記載内容については、指定老福施設基準第 23 条（ユニット型指定介護老人福祉施設に

あつては第 46 条、一部ユニット型指定介護老人福祉施設にあつては第 58 条)に規定する運営規程の内容等との整合性を図ること。

■ 介護サービスの内容等

● 「介護報酬の加算状況」

記入年月日の前月から前1年間において、以下の事項の指定施設サービス報酬基準に規定する加算を受けた場合には「あり」に記すこと。

- a. 日常生活継続支援加算(Ⅰ)
- b. 日常生活継続支援加算(Ⅱ)
- c. 看護体制加算(Ⅰ)イ
- d. 看護体制加算(Ⅰ)ロ
- e. 看護体制加算(Ⅱ)イ
- f. 看護体制加算(Ⅱ)ロ
- g. 夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ
- h. 夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロ
- i. 夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ
- j. 夜勤職員配置加算(Ⅱ)ロ
- k. 夜勤職員配置加算(Ⅲ)イ
- l. 夜勤職員配置加算(Ⅲ)ロ
- m. 夜勤職員配置加算(Ⅳ)イ
- n. 夜勤職員配置加算(Ⅳ)ロ
- o. 準ユニットケア加算
- p. 生活機能向上連携加算(Ⅰ)
- q. 生活機能向上連携加算(Ⅱ)
- r. 個別機能訓練加算(Ⅰ)
- s. 個別機能訓練加算(Ⅱ)
- t. ADL維持等加算(Ⅰ)
- u. ADL維持等加算(Ⅱ)
- v. 若年性認知症入所者受入加算
- w. 専従の常勤医師の配置
- x. 精神科医師による月2回以上の療養指導の実施
- y. 障害者生活支援体制加算(Ⅰ)
- z. 障害者生活支援体制加算(Ⅱ)
- aa. 入院又は外泊時費用
- bb. 外泊時在宅サービス利用費用
- cc. 初期加算
- dd. 再入所時栄養連携加算
- ee. 退所前訪問相談援助加算
- ff. 退所後訪問相談援助加算
- gg. 退所時相談援助加算
- hh. 退所前連携加算

ii. 栄養マネジメント強化加算
jj. 経口移行加算
kk. 経口維持加算(Ⅰ)
ll. 経口維持加算(Ⅱ)
mm. 口腔衛生管理加算(Ⅰ)
nn. 口腔衛生管理加算(Ⅱ)
oo. 療養食加算
pp. 配置医師緊急時対応加算
qq. 看取り介護加算(Ⅰ)
rr. 看取り介護加算(Ⅱ)
ss. 在宅復帰支援機能加算
tt. 在宅・入所相互利用加算
uu. 認知症専門ケア加算(Ⅰ)
vv. 認知症専門ケア加算(Ⅱ)
ww. 認知症行動・心理症状緊急対応加算
xx. 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)
yy. 褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)
zz. 褥瘡マネジメント加算(Ⅲ)
aaa. 排せつ支援加算(Ⅰ)
bbb. 排せつ支援加算(Ⅱ)
ccc. 排せつ支援加算(Ⅲ)
ddd. 排せつ支援加算(Ⅳ)
eee. 自立支援促進加算
fff. 科学的介護推進体制加算(Ⅰ)
ggg. 科学的介護推進体制加算(Ⅱ)
hhh. 安全対策体制加算
iii. サービス提供体制強化加算(Ⅰ)
jjj. サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
kkk. サービス提供体制強化加算(Ⅲ)
lll. 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)
mmm. 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)
nnn. 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)
ooo. 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)
ppp. 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)
qqq. 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)
rrr. 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)

● 「リハビリテーション等の実施状況」

指定老福施設基準第 17 条に規定する機能訓練の内容を記載すること。

● 「協力病院の名称」

指定老福施設基準第 28 条第 1 項に規定する協力病院の名称を記載するとともに、その協力の内容について記載すること。

● 「協力歯科医療機関」

指定老福施設基準第 28 条第 2 項に規定する協力歯科医療機関を定めている場合には、「あり」に記すとともに、その名称及びその協力の内容について記載すること。

● 「入所定員」

入所者の定員を記載すること。なお、記載内容については、指定老福施設基準第 23 条に規定する運営規程の内容等との整合性を図ること。

● 「待機者数(入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超える場合)」

入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超える場合には、「あり」に記すとともに、その人数を記載すること。

■ 介護サービスの入所者への提供実績

記入年月日の前月において、指定施設サービス報酬基準別表「指定施設サービス等介護給付費単位数表」に規定する「1 介護福祉施設サービス」の介護報酬を請求した入所者に以下の事項について記載すること。

● 「入所者の人数」

入所者の人数について、年齢(65 歳未満、65 歳以上 75 歳未満、75 歳以上 85 歳未満及び 85 歳以上)別に、要介護(要介護 1、2、3、4 及び 5)に該当する者を記載すること。

※合計の人数は調査票の入力内容を基に自動計算される。

● 「入所者の平均年齢」

入所者の平均年齢(少数点第 1 位まで)

● 「入所者の男女別人数」

入所者の男女の別の人数

■ 退所者の人数

記入年月日を含む年度の前年度における当該介護老人福祉施設を退所した者について、その退所先(自宅等、介護保険施設、特別養護老人ホーム以外の社会福祉施設、医療機関、死亡者及びその他)別に、要介護(要介護 1、2、3、4 及び 5)に該当する者の人数を記載すること。

※合計の人数は調査票の入力内容を基に自動計算される。

■ 入所者の平均的な入所日数

記入年月日を含む年度の前年度末時点における当該施設の入所者の延入所期間を記入年月日を含む年度の前年度末時点における入所者数で除した数を記載すること。

■ 介護サービスを提供する施設、設備等の状況

● 「建物の構造」

- a. 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物
当該施設が建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物に適合する場合には、「あり」に記すこと。
- b. 建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物
当該施設が建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物に適合する場合には、「あり」に記すこと。
- c. 木造平屋建てであって、火災に係る利用者の安全性の確保のための一定の要件を満たす建物
特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)第11条第2項の規定に適合する場合には、「あり」に記すこと。
- d. 地上階
当該施設を置いている建物の地上の階数を記載すること。
- e. 地下階
当該施設を置いている建物の地下の階数を記載すること。

● 「報酬類型」

以下の事項から該当するものを選択して記載すること。

- ① ユニット型個室
- ② ユニット型個室的多床室
- ③ 従来型個室
- ④ 多床室

● 「居室の状況」

居室の状況について、個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋及び5人部屋以上の別に、その数及び一室の床面積を記載すること。

● 「共同便所の設置数」

入所者の個室以外に設置された共同便所について、男子便所、女子便所及び男女共用便所の数を記載するとともに、そのうち車いす等の対応が可能な便所の数をそれぞれ記載すること。

● 「個室の便所の設置数」

入所者の個室の便所の数を記載するとともに、当該個室における便所の設置割合及び車いす等の対応が可能な便所の数をそれぞれ記載すること。

● 「浴室の設備状況」

浴室の総数を記載するとともに、個浴、大浴槽、特殊浴槽及びリフト浴に該当する数をそれぞれ記載すること。さらに、「その他の浴室の設備の状況」欄には、浴室に関する留意事項等について記載すること。

● 「食堂の設備状況」

食堂の設備の状況について記載すること。さらに、「入所者等が調理を行う設備状況」欄には、入所者等が簡易な調理を行う設備を有している場合には、「あり」に記すこと。

● 「消火設備等の状況」

消火設備等の設備を有している場合は、「あり」に記すとともに、消火設備等の具体的な内容を右の空欄に記載すること。なお、記載内容については、指定老福施設基準第3条第1項第9号(ユニット型指定介護老人福祉施設にあっては第40条第1項第5号)に規定する設備の基準等との整合性を図ること。

● 「短期入所生活介護事業所を併設している場合、その利用定員」

当該施設に法第8条第9項に規定する短期入所者生活介護(法第8条の2第9項に規定する介護予防短期入所者生活介護を含む)の事業を行う事業所を併設している場合には、「あり」に記すこと。

■ 入所者等からの苦情に対応する窓口等の状況

当該施設又は当該施設を運営する法人に設置している入所者等からの苦情に対応する窓口の名称及び電話番号を記載すること。また、「対応している時間」欄には、当該施設の苦情の受付対応が可能な通常の間帯を、平日、土曜、日曜及び祝日の別に記載すること。また、「定休日」欄には、当該苦情の受付窓口の定休日を記載すること。さらに、「留意事項」欄には、必要に応じて通常以外の間帯等を記載すること。なお、当該欄に記載する窓口等は、1つとする。

■ 介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応の仕組み

入所者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合における損害賠償を行うために、当該施設が加入している損害賠償保険がある場合には「あり」に記すこと。

■ 介護サービスの提供内容に関する特色等

当該施設の特色等について、その内容を概ね 400 字以内で記載すること。なお、記載内容については、指定老福施設基準第 31 条に規定する虚偽又は誇大広告の禁止を踏まえること。

■ 介護相談員の受け入れ状況の有無

当該施設において、市区町村から派遣された介護相談員の受け入れを実施している場合には、「あり」に記すこと。

■ 入所者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

● 「入所者アンケート調査、意見箱等入所者の意見等を把握する取組の状況」

入所者アンケート調査、意見箱の設置等により入所者の意見等を把握する取組を実施している場合には、「あり」に記すこと。また、その結果を外部に開示している場合には、「当該結果の開示状況」欄の「あり」に記すこと。なお、当該取組は、記入年月日の前 1 年間に於いて実施したものについて記載すること。

● 「第三者による評価の実施状況等」

第三者による介護サービス等の質の評価を実施している場合には、「あり」に記すとともに、実施した取組の 1 つについて、実施した直近の年月日（評価結果確定日）、実施した評価機関の名称を記載すること。なお、当該取組は、記入年月日の前 4 年間に於いて実施したものについて記載すること。

さらに、評価結果全体を外部に開示している場合には、「当該結果の開示状況」欄の「あり」に記すとともに、ホームページ上でその結果を開示している場合は、その掲載アドレスを記載すること。また、評価結果の一部として、「評価機関による総評」(※)及び「事業所のコメント」(※)を公表することに同意する場合には、「あり」に記すとともに、その内容を記載すること。ただし、既に、ホームページ上で、評価結果を開示し、その掲載アドレスを記載している場合には不要とする。

※「福祉サービス第三者評価に関する指針」(平成 26 年 4 月 1 日付け雇児発 0401 第 12 号、社援発 0401 第 33 号、老発 0401 第 11 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)別添 5「福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン」で示される、「⑥総評(特に評価の高い点、改善を求められる点)」及び「⑦第三者評価結果 に対する施設・事業所のコメント」に相当するもの。

● 5. 介護サービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項

■ 介護給付以外のサービスに要する費用

● 「食事の提供に要する費用の額及びその算定方法」

指定老福施設基準第9条第3項第1号等に規定する食事の提供に要する費用の額及びその算定方法を記載すること。

● 「居住に要する費用の額及びその算定方法」

指定老福施設基準第9条第3項第2号等に規定する居住に要する費用の額及びその算定方法を記載すること。

● 「入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額及びその算定方法」

指定老福施設基準第9条第3項第3号等に規定する入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額及びその算定方法を記載すること。

● 「入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額及びその算定方法」

指定老福施設基準第9条第3項第4号等に規定する入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額及びその算定方法を記載すること。

● 「理美容代及びその算定方法」

指定老福施設基準第9条第3項第5号等に規定する理美容代の額及びその算定方法を記載すること。なお、当該費用の徴収等を行っていない場合には、その旨を記載すること。

● 「当該介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用(日常生活費)の額及びその算定方法」

指定老福施設基準第9条第3項第6号等に規定する指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用の額(日常生活費)及びその算定方法を記載すること。なお、当該費用の徴収等を行っていない場合には、その旨を記載すること

■ 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の実施の有無

「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について(平成12年5月1日老発第474号)」別添2に規定する社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業を市区町村が実施している場合であって、当該軽減制度を実施している場合には「あり」に記すこと。

短期入所生活介護（予防を含む）

● 共通事項

■ 記入年月日

記入年月日を記載すること。

■ 記入者名

省令第 140 条の 51 第2号に規定する調査客体を代表する者の名称（以下、「記入者」という）を記載すること。

■ 所属・職名

記入者の所属部署の名称及びその職名について、記載すること。

〈職名記載例〉 運営法人代表・施設長・介護事業部部長・管理者・事務長・
管理部課長・一般職員 等

● 1. 事業所を運営する法人等に関する事項

■ 法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

● 「法人等の名称」

a. 「法人等の種類」

法人等の種類について、該当するものを下記から選択すること。また、法人ではない場合には「99 その他」を選択すること。

- 01 社会福祉協議会以外の社会福祉法人
- 02 社会福祉協議会
- 03 医療法人
- 04 社団法人又は財団法人
- 05 営利法人（株式会社等）
- 06 特定非営利活動法人（NPO 法人）
- 07 農業協同組合
- 08 消費生活協同組合
- 09 その他の法人
- 10 都道府県
- 11 市町村
- 12 広域連合・一部事務組合等
- 99 その他

- b. 「名称」
当該法人等の名称を記載すること。なお、記載内容については、登記事項等との整合性を図ること。
- c. 「法人番号」
法人番号の指定を受けている場合には、「法人番号あり」を選択し、法人番号を記載すること。
なお、設立登記のない法人又は法人でない社団若しくは財団であって、法人番号の指定を受けているが、基本 3 情報(①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地及び③法人番号)の公表に同意していない場合には、「法人番号あり(非公表)」を選択すること。
(法人番号は、特段、届出手続等を要することなく、国税庁長官が法人番号を指定し、原則としてインターネット上で公表され、誰もが自由に利用することが可能であるため、基本 3 情報の公表に同意していない場合を除き、法人番号を秘密にする目的として「法人番号あり(非公表)」を選択しないこと。)
法人番号の指定を受けていない場合には「法人番号なし」を選択すること。

● 「法人等の主たる事務所の所在地」

当該法人等の主たる事務所の住所について、当該都道府県名、市区町村名、番地等を記載すること。なお、記載内容については、登記事項等との整合性を図ること。

● 「法人等の連絡先」

- a. 「電話番号」
利用者からの照会等に対応する当該法人等の電話番号を記載すること。
- b. 「FAX 番号」
利用者からの照会等に対応する当該法人等の FAX 番号を記載すること。
- c. 「ホームページ」
当該法人等の情報が掲載されているホームページがある場合には「あり」に記すとともに、そのアドレスを記載すること。また、当該法人等の情報が掲載されているホームページがない場合には「なし」に記すこと。

■ 法人等の代表者の氏名及び職名

- a. 「氏名」
当該法人等の代表者の氏名を記載すること。
- b. 「職名」
代表者の当該法人内の職名を記載すること。

■ 法人等の設立年月日

当該法人等の設立年月日を記載すること。なお、記載内容については、登記事項等との整合性を図ること。

■ 法人等が当該都道府県内で実施する介護サービス

当該法人等が当該都道府県内で、当該報告に係る介護サービスを含む介護サービス(法の規定に基づく指定又は許可を受けている介護サービスをいう)を実施している場合には、介護サービスの種類ごとに「あり」に記すとともに、当該介護サービスを行う事業所の数を記載すること。さらに、そのうち主な当該事業所の名称及びその所在地について1つ記載すること。なお、「介護予防支援」の欄は、地域包括支援センターからの委託を受けて「介護予防支援」を実施する居宅介護支援事業所を除いた内容を記載すること。

● 2. 介護サービス(予防を含む)を提供し、又は提供しようとする事業所に関する事項

■ 事業所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

当該報告に係る介護サービスを提供する事業所「(以下、「事業所」という)の名称、所在地及び電話番号、FAX 番号及びホームページアドレスを記載すること。また、「市区町村コード」の欄には、総務省自治行政局地域情報政策室が設定している「全国地方公共団体コード」から、当該報告に係る介護サービスを提供する事業所の所在地のコード番号を記載すること。なお、記載内容は、都道府県知事への届出事項等との整合性を図ること。

■ 介護保険事業所番号

当該事業所の介護保険事業所番号を記載すること。

■ 事業所の管理者の氏名及び職名

a. 「氏名」

当該事業所の指定居宅サービス基準第 122 条に規定する管理者(指定介護予防サービス基準第 130 条に規定する管理者を含む。以下、「管理者」という。)の氏名を記載すること。

b. 「職名」

管理者の当該事業所内の職名を記載すること。

■ 事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定若しくは許可を受けた年月日(指定又は許可の更新を受けた場合にはその直近の年月日)

● 「事業の開始(予定)年月日」

当該報告に係る介護サービスの提供を開始した年月日を記載すること。なお、当該報告時に当該介護サービスの提供の開始を予定している事業所等にあつては、開始予定年月日を記載すること。

● 「指定の年月日」

- a. 「介護サービス」
当該報告に係る法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者の指定を受けた年月日を記載すること。
- b. 「介護予防サービス」
当該報告に係る法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者の指定を受けた年月日を記載すること。

● 「指定の更新年月日(直近)」

- a. 「介護サービス」
当該報告に係る法第 70 条の 2 第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けた直近の年月日を記載すること。なお、報告時に当該指定の更新を受けたことのない事業所にあつては、当該指定を受けた年月日を記載すること。
- b. 「介護予防サービス」
当該報告に係る法第 115 条の 11 において準用する法第 70 条の 2 第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者の指定の更新を受けた直近の年月日を記載すること。なお、報告時に当該指定の更新を受けたことのない事業所にあつては、当該指定を受けた年月日を記載すること。

■ 生活保護法第 54 条の 2 に規定する介護機関の指定

当該事業所が生活保護法第 54 条の 2 に規定する介護機関の指定を受けている場合には、「あり」に記すこと。

■ 社会福祉士及び介護福祉士法第 48 条の 3 に規定する登録喀痰吸引等事業者

当該事業所が社会福祉士及び介護福祉士法第 48 条の 3 に規定する登録喀痰吸引等事業者の場合には、「あり」に記すこと。

■ 事業所までの主な利用交通手段

当該事業所の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から当該事業所までの主な交通手段、所要時間等について記載すること。

■ 高齢者の方と障害者の方が同時一体的に利用できるサービス

● 介護保険サービスの指定状況

当該事業所が、介護保険法第 72 条の 2 に定める共生型居宅サービス事業者の特例を活用して短期入所生活介護事業所としての指定を受けた場合、「1.

共生型」に記すこと。上記に該当しない事業所にあつては、「0. 通常の指定」に記すこと。

● 障害福祉サービスの指定状況

当該事業所が、障害者総合支援法第 41 条の2に定める共生型障害福祉サービス事業者の特例を活用して、短期入所事業所としての指定を受けた場合、「2. 共生型」に記すこと。2には該当せず、障害者総合支援法第 36 条により短期入所事業所としての指定を受けた場合、「1. 通常の指定」に記すこと。1と2のいずれにも該当しない場合、「0. なし」に記すこと。

● 3. 事業所において介護サービス(予防を含む)に従事する従業者に関する事項

■ 職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数等

● 「実人数」

以下の者について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る専従及び兼務に該当する者及びその合計の人数を記載すること。また、それぞれ常勤換算人数を記載すること。さらに、短期入所サービスとともに本体施設で施設サービスを提供しており、両サービスで人数を按分して記載している場合は「留意事項」欄にその旨を記載すること。

※合計の人数は調査票の入力内容を基に自動計算される。

- ① 医師(指定居宅サービス基準第 121 条第1項第1号及び指定介護予防サービス基準第 129 条第1項第1号に規定する「医師」をいう)
- ② 生活相談員(指定居宅サービス基準第 121 条第1項第2号及び指定介護予防サービス基準第 129 条第1項第2号に規定する「生活相談員」をいう)
- ③ 看護職員(指定居宅サービス基準第 121 条第1項第3号及び指定介護予防サービス基準第 129 条第1項第3号に規定する「看護職員」をいう。以下、同じ)
- ④ 介護職員(指定居宅サービス基準第 121 条第1項第3号及び指定介護予防サービス基準第 129 条第1項第3号に規定する「介護職員」をいう。以下、同じ)
- ⑤ 管理栄養士
- ⑥ 栄養士(指定居宅サービス基準第 121 条第1項第4号及び指定介護予防サービス基準第 129 条第1項第4号に規定する「栄養士」をいう。以下、同じ)

- ⑦ 機能訓練指導員（指定居宅サービス基準第 121 条第 1 項第 5 号及び指定介護予防サービス基準第 129 条第 1 項第 5 号に規定する「機能訓練指導員」をいう。以下、同じ）
- ⑧ 介護支援専門員
- ⑨ 調理員
- ⑩ 事務員
- ⑪ その他の従業者

常勤換算人数の計算式

当該事業所の従業者の勤務延時間数 ÷ 当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数

● 「1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数」

常勤換算方法により用いた常勤の従業者が勤務すべき時間数の1週間の延べ時間数を記載すること。なお、職種により常勤の従業者が勤務すべき時間数が異なる場合には、主な職種の常勤の従業者が勤務すべき時間数を記載すること。

● 「従業者である介護職員が有している資格」

以下の資格を有する介護職員について、当該業務に係る専従及び兼務に該当する者の人数を記載すること。

- ① 介護福祉士
- ② 実務者研修
- ③ 介護職員初任者研修
- ④ 介護支援専門員

※ 複数の資格を取得している場合は、重複計上することとし、旧介護職員基礎研修、訪問介護員1級は②、訪問介護員2級保有者は③として計上すること。

● 「従業者である機能訓練指導員が有している資格」

以下の資格を有する機能訓練指導員について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る専従及び兼務に該当する者の人数を記載すること。

- ① 理学療法士
- ② 作業療法士
- ③ 言語聴覚士
- ④ 看護師及び准看護師
- ⑤ 柔道整復師
- ⑥ あん摩マッサージ指圧師
- ⑦ はり師
- ⑧ きゅう師

※ 複数の資格を取得している場合は、重複計上すること

● 「管理者の他の職務との兼務の有無」

管理者が当該報告に係る介護サービスの管理者以外の職務を兼務している場合には、「あり」に記すこと。「管理者が有している当該報告に係る介護サービスに係る資格等」欄には、管理者が当該報告に係る介護サービスに係る資格等を有している場合には、「あり」に記すとともに、その資格等の名称を記載すること。

● 「看護職員及び介護職員1人当たりの利用者数」

「4. 介護サービス(予防を含む)の内容に関する事項」の「介護サービスの利用者への提供実績」の利用者数を、「実人数」の③及び④に係る常勤換算人数の合計で除した人数を記載すること。なお、計算結果は小数点第2位を切り捨て、小数点第1位まで記載すること。

計算式

《タイプ1》短期入所生活介護と介護予防短期入所生活介護のみの事業所の場合

$$\boxed{\text{短期入所生活介護と介護予防短期入所生活介護利用者への提供実績}} \div \boxed{\text{看護職員及び介護職員の常勤換算人数の合計}}$$

《タイプ2》短期入所生活介護と介護予防短期入所生活介護が入所施設に併設されている場合

$$\left. \begin{array}{l} \text{介護老人福祉施設入所者(注1)} \\ + \\ \text{短期入所生活介護(予防も含む)(注2)} \end{array} \right\} \div \boxed{\text{看護職員及び介護職員の常勤換算人数の合計}}$$

注1 介護老人福祉施設「介護サービスの入所者への提供実績」の「入所者の人数」の合計から計算すること。

注2 短期入所生活介護(予防も含む)「介護サービスの利用者への提供実績」の「利用者の人数」の合計から計算すること。

※短期入所生活介護と入所施設の常勤換算人数を案分して計算している場合は《タイプ1》で計算すること。

● 「夜勤(宿直を除く)を行う看護職員及び介護職員の人数」

夜勤(宿直を除く)を行う当該短期入所生活介護事業所(介護予防短期入所生活介護を含む)における看護職員及び介護職員のうち、夜間時間帯の最少

時及び平均の人数を記載すること。なお、記載内容については、当該事業所の夜勤を行う一般的な人員体制を踏まえること。

● 「医師の氏名」

主な医師(嘱託を含む)1人の氏名を記載するとともに、その勤務先及び担当している診療科の名称を記載すること。

■ 従業者の当該報告に係る介護サービスの業務に従事した経験年数等

● 「採用者数」

当該事業所における前年度1年間の医師、生活相談員、介護職員、看護職員、管理栄養士、栄養士、機能訓練指導員及び介護支援専門員の採用者数を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。なお、同一法人内での異動による人数の増加は、新規採用者に含めずに記載すること。

● 「退職者数」

当該事業所における前年度1年間の医師、生活相談員、介護職員、看護職員、管理栄養士、栄養士、機能訓練指導員及び介護支援専門員の退職者数を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。なお、同一法人内での異動による人数の減少は、退職者数に含めずに記載すること。

● 「当該職種として業務に従事した経験年数」

短期入所生活介護の提供に当たる医師、生活相談員、介護職員、看護職員、管理栄養士、栄養士、機能訓練指導員及び介護支援専門員の当該職種としての経験年数について、1年未満、1年から3年未満、3年から5年未満、5年から10年未満又は10年以上経験を有する者に該当する人数を記載すること。なお、経験年数には当該職種として他の事業所で勤務した年数を含めて記載すること。

■ 従業者の健康診断の実施状況

全ての従業者の健康診断を実施している場合には「あり」と記すこと。なお、全ての従業者とは、健康診断を受けないことを希望した者を除いて、労働安全衛生法第66条第1項に規定する健康診断を義務付けられた者以外も含むものとする。

■ 従業者の教育訓練のための制度、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況

● 「事業所で実施している従業者の資質向上に向けた研修等の実施状況」

事業所において、従業者の資質を向上させるために実施している研修等の実施状況について、その研修等の内容（名称、対象者、カリキュラムもしくは時間等）を記載すること。

● 「実践的な職業能力の評価・認定制度である介護プロフェッショナルキャリア段位制度の取組」

- a. 「アセッサー（評価者）の人数」
事業所の従業者で、アセッサー養成講習を修了しアセッサーとなっているものの人数を記載すること。
- b. 「段位取得者の人数」
アセッサーが内部評価を行い、レベル認定委員会にて認定を受けたものの数をレベル毎（2①、2②、3、4）に記載すること。
- c. 「外部評価（介護プロフェッショナルキャリア段位制度）の実施状況」
前年度1年間に、介護プロフェッショナルキャリア段位制度の外部評価審査員における外部評価を受けた場合は「あり」と記すこと。

● 「認知症に関する取組の実施状況」

- a. 「認知症介護指導者養成研修修了者の人数」
事業所の従業者で、認知症介護指導者養成研修を修了したものの人数を記載すること。
- b. 「認知症介護実践リーダー研修修了者の人数」
事業所の従業者で、認知症介護実践リーダー研修を修了したものの人数を記載すること。
- c. 「認知症介護実践者研修修了者の人数」
事業所の従業者で、認知症介護実践者研修を修了したものの人数を記載すること。
- d. 「それ以外の認知症対応力の向上に関する研修修了者の人数」
事業所の従業者で、a～c 以外の認知症対応力の向上に関する研修を修了したものの人数を記載すること。

● 4. 介護サービス（予防を含む）の内容に関する事項

■ 事業所の運営に関する方針

事業の目的、事業の運営等の方針について記載すること。なお、記載内容については、指定居宅サービス基準第 137 条に規定する運営規程の内容等との整合性を図ること。

■ 介護サービスの内容等

● 「介護報酬の加算状況」

記入年月日の前月から前1年間において、以下の事項の指定居宅サービス報酬基準(指定介護予防サービス報酬基準を含む)に規定する加算を受けた場合には「あり」に記すこと。

- a. 生活相談員配置等加算
- b. 生活機能向上連携加算(Ⅰ)
- c. 生活機能向上連携加算(Ⅱ)
- d. 専従の機能訓練指導員の配置(予防を除く)
- e. 個別機能訓練体制
- f. 看護体制加算(Ⅰ)(予防を除く)
- g. 看護体制加算(Ⅱ)(予防を除く)
- h. 看護体制加算(Ⅲ)イ(予防を除く)
- i. 看護体制加算(Ⅲ)ロ(予防を除く)
- j. 看護体制加算(Ⅳ)イ(予防を除く)
- k. 看護体制加算(Ⅳ)ロ(予防を除く)
- l. 医療連携強化加算(予防を除く)
- m. 夜勤職員配置加算(Ⅰ)(予防を除く)
- n. 夜勤職員配置加算(Ⅱ)(予防を除く)
- o. 夜勤職員配置加算(Ⅲ)(予防を除く)
- p. 夜勤職員配置加算(Ⅳ)(予防を除く)
- q. 認知症行動・心理症状緊急対応加算
- r. 若年性認知症利用者(入居者・患者)受入加算
- s. 送迎実施
- t. 緊急短期入所受入加算(予防を除く)
- u. 長期利用者に対して短期入所生活介護の提供
- v. 療養食加算
- w. 在宅中重度者受入加算(予防を除く)
- x. 認知症専門ケア加算(Ⅰ)
- y. 認知症専門ケア加算(Ⅱ)
- z. サービス提供体制強化加算(Ⅰ)
- aa. サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
- bb. サービス提供体制強化加算(Ⅲ)
- cc. 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)
- dd. 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)
- ee. 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)
- ff. 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)
- gg. 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)
- hh. 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)
- ii. 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)

● リハビリテーション等の実施状況

指定居宅サービス基準第 132 条に規定する機能訓練を行っている場合には、「あり」に記すとともに、その内容を記載すること。

● 「協力病院の名称」

協力病院の名称を記載するとともに、その協力の内容について記載すること。

● 「協力歯科医療機関」

協力歯科医療機関を定めている場合には、「あり」に記すとともに、その名称及びその協力の内容について記載すること。

■ 介護サービスの利用者への提供実績

● 「利用者の人数」

記入年月日の前月において、指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」に規定する「8 短期入所生活介護費」の介護報酬(予防を含む)を請求した利用者について、年齢(65 歳未満、65 歳以上 75 歳未満、75 歳以上 85 歳未満及び 85 歳以上)別に、要支援(要支援1、2)、要介護(要介護1、2、3、4及び5)に該当する者を記載すること。

※合計の人数は調査票の入力内容を基に自動計算される。

● 「利用者の平均年齢」

利用者の平均年齢を記載すること。

● 「利用者の男女別人数」

利用者について、男女の別に該当する者の人数を記載すること。

■ 利用者の平均的な利用日数

記入年月日を含む年度の前年度末月における当該事業所の利用者の延べ利用期間を、記入年月日を含む年度の前年度末月における利用者数で除した数を記載すること。

■ 介護サービスを提供する事業所、設備等の状況

● 「建物の構造」

a. 「建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物」

当該事業所が建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物に適合する場合には、「あり」に記すこと。

b. 「建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物」

当該事業所が建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物に適合する場合には、「あり」に記すこと。

- c. 「耐火又は準耐火建築物以外の建物であつて、火災に係る利用者の安全性の確保対策」
指定居宅サービス基準第 124 条第 2 項(ユニット型指定短期入所生活介護にあつては第 140 条の 4 第 2 項)の規定に適合する場合には、「あり」に記すこと。
- d. 「地上階」
当該事業所を置いている建物の地上の階数を記載すること。
- e. 「地下階」
当該事業所を置いている建物の地下の階数を記載すること。

● 「報酬類型」

以下の事項から該当するものを選択して記載すること。

- ① ユニット型個室
- ② ユニット型個室的多床室
- ③ 従来型個室
- ④ 多床室

● 「居室の状況」

居室の状況について、個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋及び5人部屋以上の別に、その数及びその床面積を記載すること。

● 「共同便所の設置数」

利用者の個室以外に設置された共同便所について、男子便所、女子便所及び男女共用便所の数を記載するとともに、そのうち車いす等の対応が可能な便所の数をそれぞれ記載すること。

● 「個室の便所の設置数」

利用者の個室の便所の数を記載するとともに、当該個室における便所の設置割合及び車いす等の対応が可能な便所の数をそれぞれ記載すること。

● 「浴室の設備状況」

浴室の総数を記載するとともに、個浴、大浴槽、特殊浴槽及びリフト浴に該当する数をそれぞれ記載すること。さらに、「その他の浴室の設備の状況」欄には、浴室に関する留意事項等について記載すること。

● 「食堂の設備状況」

食堂の設備の状況について記載すること。さらに、「利用者等が調理を行う設備状況」欄には、利用者等が簡易な調理を行う設備を有している場合には、「あり」に記すこと。

● 「消火設備等の状況」

消火設備等の設備を有している場合は、「あり」に記すとともに、消火設備等の具体的な内容を右の空欄に記載すること。なお、記載内容については、指定居宅サービス基準第 124 条第 7 項第 4 号(ユニット型指定短期入所生活介護にあっては第 140 条の 4 第 7 項第 4 号)に規定する設備の基準等との整合性を図ること。

■ 利用者等からの苦情に対応する窓口等の状況

当該事業所又は当該事業所を運営する法人に設置している利用者等からの苦情に対応する窓口の名称及び電話番号を記載すること。また、「対応している時間」欄には、当該事業所の苦情の受付対応が可能な通常の間時間帯を、平日、土曜、日曜及び祝日の別に記載すること。また、「定休日」欄には、当該苦情の受付窓口の定休日を記載すること。さらに、「留意事項」欄には、必要に応じて通常以外の時間帯等を記載すること。なお、当該欄に記載する窓口等は、1 つとする。

■ 介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応の仕組み等の状況

利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合における損害賠償を行うために、当該事業所が加入している損害賠償保険がある場合には「あり」に記すこと。

■ 介護サービスの提供内容に関する特色等

当該事業所の特色等について、その内容を概ね 400 字以内で記載すること。なお、記載内容については、指定居宅サービス基準第 140 条において準用する指定居宅サービス基準第 34 条に規定する虚偽又は誇大広告の禁止を踏まえること。

■ 介護相談員の受け入れ状況の有無

当該事業所において、市区町村から派遣された介護相談員の受け入れを実施している場合には、「あり」に記すこと。

■ 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

● 「利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況」

利用者アンケート調査、意見箱の設置等により利用者の意見等を把握する取組を実施している場合には、「あり」に記すこと。また、その結果を外部に開示している場合には、「当該結果の開示状況」欄の「あり」に記すこと。なお、当該取組は、記入年月日の前 1 年間に於いて実施したものについて記載すること。

● 「第三者による評価の実施状況等」

第三者による介護サービス等の質の評価を実施している場合には、「あり」に記すとともに、実施した取組の1つについて、実施した直近の年月日（評価結果確定日）、実施した評価機関の名称を記載すること。なお、当該取組は、記入年月日の前4年間に於いて実施したものについて記載すること。

さらに、評価結果全体を外部に開示している場合には、「当該結果の開示状況」欄の「あり」に記すとともに、ホームページ上でその結果を開示している場合は、その掲載アドレスを記載すること。また、評価結果の一部として、「評価機関による総評」(※)及び「事業所のコメント」(※)を公表することに同意する場合には、「あり」に記すとともに、その内容を記載すること。ただし、既に、ホームページ上で、評価結果を開示し、その掲載アドレスを記載している場合には不要とする。

※「福祉サービス第三者評価に関する指針」(平成26年4月1日付け雇児発0401第12号、社援発0401第33号、老発0401第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)別添5「福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン」で示される、「⑥総評(特に評価の高い点、改善を求められる点)」及び「⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント」に相当するもの。

● 5. 介護サービス(予防を含む)を利用するに当たっての利用料等に関する事項

■ 介護給付以外のサービスに要する費用

● 「食事の提供に要する費用の額及びその算定方法」

指定居宅サービス基準第127条第3項第1号等に規定する食事の提供に要する費用(指定介護予防サービス基準第135条第3項第1号を含む)の額及びその算定方法を記載すること。

● 「滞在に要する費用の額及びその算定方法」

指定居宅サービス基準第127条第3項第2号等に規定する滞在に要する費用(指定介護予防サービス基準第135条第3項第2号を含む)の額及びその算定方法を記載すること。

● 「利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額及びその算定方法」

指定居宅サービス基準第127条第3項第3号等に規定する利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用(指定介護予防サー

ビス基準第 135 条第3項第3号を含む)の額及びその算定方法を記載すること。

● 「利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額及びその算定方法」

指定居宅サービス基準第 127 条第3項第4号等に規定する利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用(指定介護予防サービス基準第 135 条第3項第4号を含む)の額及びその算定方法を記載すること。

● 「理美容代及びその算定方法」

指定居宅サービス基準第 127 条第3項第6号等に規定する理美容代の額(指定介護予防サービス基準第 135 条第3項第6号を含む)及びその算定方法を記載すること。なお、当該費用の徴収等を行っていない場合には、その旨を記載すること。

● 「当該介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用(日常生活費)の額及びその算定方法」

指定居宅サービス基準第 127 条第3項第7号等に規定する指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用の額(日常生活費)及びその算定方法を記載すること。なお、当該費用の徴収等を行っていない場合には、その旨を記載すること。

■ 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の実施の有無

「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について(平成 12 年5月1日老発第 474 号)」別添2に規定する社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業を市区町村が実施している場合であって、当該軽減制度を実施している場合には「あり」に記すこと。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

● 共通事項

■ 記入年月日

記入年月日を記載すること。

■ 記入者名

省令第 140 条の 51 第2号に規定する調査客体を代表する者の名称(以下、「記入者」という)を記載すること。

■ 所属・職名

記入者の所属部署の名称及びその職名について、記載すること。

〈職名記載例〉 運営法人代表・施設長・介護事業部部長・管理者・事務長・
管理部課長・一般職員 等

● 1. 施設を運営する法人等に関する事項

■ 法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

● 「法人等の名称」

a. 「法人等の種類」

法人等の種類について、該当するものを下記から選択すること。また、法人ではない場合には「99 その他」を選択すること。

- 01 社会福祉協議会以外の社会福祉法人
- 02 社会福祉協議会
- 03 医療法人
- 04 社団法人又は財団法人
- 05 営利法人(株式会社等)
- 06 特定非営利活動法人(NPO 法人)
- 07 農業協同組合
- 08 消費生活協同組合
- 09 その他の法人
- 10 都道府県
- 11 市町村
- 12 広域連合・一部事務組合等
- 99 その他

- b. 「名称」
当該法人等の名称を記載すること。なお、記載内容については、登記事項等との整合性を図ること。
- c. 「法人番号」
法人番号の指定を受けている場合には、「法人番号あり」を選択し、法人番号を記載すること。
なお、設立登記のない法人又は法人でない社団若しくは財団であって、法人番号の指定を受けているが、基本 3 情報(①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地及び③法人番号)の公表に同意していない場合には、「法人番号あり(非公表)」を選択すること。
(法人番号は、特段、届出手続等を要することなく、国税庁長官が法人番号を指定し、原則としてインターネット上で公表され、誰もが自由に利用することが可能であるため、基本 3 情報の公表に同意していない場合を除き、法人番号を秘密にする目的として「法人番号あり(非公表)」を選択しないこと。)
法人番号の指定を受けていない場合には「法人番号なし」を選択すること。

● 「法人等の主たる事務所の所在地」

当該法人等の主たる事務所の住所について、当該都道府県名、市区町村名、番地等を記載すること。なお、記載内容については、登記事項等との整合性を図ること。

● 「法人等の連絡先」

- a. 「電話番号」
利用者からの照会等に対応する当該法人等の電話番号を記載すること。
- b. 「FAX 番号」
利用者からの照会等に対応する当該法人等の FAX 番号を記載すること。
- c. 「ホームページ」
当該法人等の情報が掲載されているホームページがある場合には「あり」に記すとともに、そのアドレスを記載すること。また、当該法人等の情報が掲載されているホームページがない場合には「なし」に記すこと。

■ 法人等の代表者の氏名及び職名

- a. 「氏名」
当該法人等の代表者の氏名を記載すること。
- b. 「職名」
代表者の当該法人内の職名を記載すること。

■ 法人等の設立年月日

当該法人等の設立年月日を記載すること。なお、記載内容については、登記事項等との整合性を図ること。

■ 法人等が当該都道府県内で実施する介護サービス

当該法人等が当該都道府県内で、当該報告に係る介護サービスを含む介護サービス(法の規定に基づく指定又は許可を受けている介護サービスをいう)を実施している場合には、介護サービスの種類ごとに「あり」に記すとともに、当該介護サービスを行う施設の数を記載すること。さらに、そのうち主な当該施設の名称及びその所在地について1つ記載すること。なお、「介護予防支援」の欄は、地域包括支援センターからの委託を受けて「介護予防支援」を実施する居宅介護支援事業所を除いた内容を記載すること。

● 2. 介護サービスを提供し、又は提供しようとする施設に関する事項

■ 施設の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

当該報告に係る介護サービスを提供する施設(以下、「施設」という)の名称、所在地及び電話番号、FAX 番号及びホームページアドレスを記載すること。また、「市区町村コード」の欄には、総務省自治行政局地域情報政策室が設定している「全国地方公共団体コード」から、当該報告に係る介護サービスを提供する事業所の所在地のコード番号を記載すること。なお、記載内容は、都道府県知事への届出事項等との整合性を図ること。

■ 介護保険事業所番号

当該施設の介護保険事業所番号を記載すること。

■ 施設の管理者の氏名及び職名

a. 「氏名」

当該施設の指定地域密着型サービス基準第 146 条に規定する管理者(以下、「管理者」という)の氏名を記載すること。

b. 「職名」

管理者の当該施設内の職名を記載すること。

■ 事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定若しくは許可を受けた年月日(指定又は許可の更新を受けた場合にはその直近の年月日)

● 「事業の開始(予定)年月日」

当該報告に係る介護サービスの提供を開始した年月日を記載すること。なお、当該報告時に当該介護サービスの提供の開始を予定している施設等にあつては、開始予定年月日を記載すること。

● 「指定の年月日」

当該報告に係る法第 42 条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者の指定を受けた年月日を記載すること。

● 「指定の更新年月日(直近)」

当該報告に係る法第 78 条の 12 において準用する法第 70 条の2に規定する指定地域密着型サービス事業者の指定の更新を受けた直近の年月日を記載すること。なお、報告時に当該指定の更新を受けたことのない施設にあつては、当該指定を受けた年月日を記載すること。

■ 生活保護法第 54 条の2に規定する介護機関の指定

当該施設が生活保護法第 54 条の2に規定する介護機関の指定を受けている場合には、「あり」に記すこと。

■ 社会福祉士及び介護福祉士法第 48 条の3に規定する登録喀痰吸引等事業者

当該施設が社会福祉士及び介護福祉士法第 48 条の3に規定する登録喀痰吸引等事業者の場合には、「あり」に記すこと。

■ 施設までの主な利用交通手段

当該施設の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から当該施設までの主な交通手段、所要時間等について記載すること。

● 3. 施設において介護サービスに従事する従業者に関する事項

■ 職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数等

● 「実人数」

以下の者について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る専従及び兼務に該当する者及びその合計の人数を記載すること。また、それぞれ常勤換算人数を記載すること。さらに、施設サービスとともに短期入所サービスを提供しており、両サービスで人数を按分して記載している場合は「留意事項」欄にその旨を記載すること。

※合計の人数は調査票の入力内容を基に自動計算される。

- ① 医師(指定地域密着型サービス基準第 131 条第1項第1号に規定する「医師」をいう)
- ② 生活相談員(指定地域密着型サービス基準第 131 条第1項第2号に規定する「生活相談員」をいう)
- ③ 看護職員(指定地域密着型サービス基準第 131 条第1項第3号に規定する「看護職員」をいう。以下、同じ)
- ④ 介護職員(指定地域密着型サービス基準第 131 条第1項第3号に規定する「介護職員」をいう。以下、同じ)
- ⑤ 管理栄養士
- ⑥ 栄養士(指定地域密着型サービス基準第 131 条第1項第4号に規定する「栄養士」をいう。以下、同じ)
- ⑦ 機能訓練指導員(指定地域密着型サービス基準第 131 条第1項第5号に規定する「機能訓練指導員」をいう。以下、同じ)
- ⑧ 介護支援専門員(指定地域密着型サービス基準第 131 条第1項第6号に規定する「介護支援専門員」をいう。以下、同じ)
- ⑨ 調理員
- ⑩ 事務員
- ⑪ その他の従業者

常勤換算人数の計算式

当該施設の従業者の勤務延時間数 ÷ 当該施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数

● 「1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数」

常勤換算方法により用いた常勤の従業者が勤務すべき時間数の1週間の延べ時間数を記載すること。なお、職種により常勤の従業者が勤務すべき時間数が異なる場合には、主な職種の常勤の従業者が勤務すべき時間数を記載すること。

● 「従業者である介護職員が有している資格」

以下の資格を有する介護職員について、当該業務に係る専従及び兼務に該当する者の人数を記載すること。

- ① 介護福祉士
- ② 実務者研修
- ③ 介護職員初任者研修
- ④ 介護支援専門員

※ 複数の資格を取得している場合は、重複計上することとし、旧介護職員基礎研修、訪問介護員1級は②、訪問介護員2級保有者は③として計上すること。

● 「従業者である機能訓練指導員が有している資格」

以下の資格を有する機能訓練指導員について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る専従及び兼務に該当する者の人数を記載すること。

- ① 理学療法士
- ② 作業療法士
- ③ 言語聴覚士
- ④ 看護師及び准看護師
- ⑤ 柔道整復師
- ⑥ あん摩マッサージ指圧師
- ⑦ はり師
- ⑧ きゅう師

※ 複数の資格を取得している場合は、重複計上すること

● 「管理者の他の職務との兼務の有無」

管理者が当該報告に係る地域密着型サービスの管理者以外の職務を兼務している場合には、「あり」に記すこと。「管理者が有している当該報告に係る地域密着型サービスに係る資格等」欄には、管理者が当該報告に係る地域密着型サービスに係る資格等を有している場合には、「あり」に記すとともに、その資格等の名称を記載すること。

● 「看護職員及び介護職員1人当たりの利用者数」

「4. 介護サービスの内容に関する事項」の「介護サービスの入所者への提供実績」の入所者数を、「実人数」の③及び④に係る常勤換算人数の合計で除した人数を記載すること。なお、計算結果は小数点第2位を切り捨て、小数点第1位まで記載すること。

計算式

《タイプ1》地域密着型介護老人福祉施設への入所のみの場合

地域密着型介護老人福祉施設 入所者の人数(注)	÷	看護職員及び介護職員の 常勤換算人数の合計
----------------------------	---	--------------------------

《タイプ2》地域密着型介護老人福祉施設に短期入所生活介護(予防を含む)が併設されている場合

地域密着型介護老人福祉施設 入所者(注1) + 短期入所生活介護(予防も含む)(注2)	}	÷	看護職員及び 介護職員の常勤 換算人数の合計
--	---	---	------------------------------

注1 地域密着型介護老人福祉施設「介護サービスの入所者への提供実績」の「入所者の人数」の合計から計算すること。

注2 短期入所生活介護(予防も含む)「介護サービスの利用者への提供実績」の「利用者の人数」の合計から計算すること。

● 「夜勤(宿直を除く)を行う看護職員及び介護職員の人数」

夜勤(宿直を除く)を行う当該地域密着型介護老人福祉施設における看護職員及び介護職員のうち、夜間時間帯の最少時及び平均の人数を記載すること。なお、記載内容については、当該施設の夜勤を行う一般的な人員体制を踏まえること。

● 「医師の氏名」

主な医師(嘱託を含む)1人の氏名を記載するとともに、その勤務先及び担当している診療科の名称を記載すること。

■ 従業者の当該報告に係る介護サービスの業務に従事した経験年数等

● 「採用者数」

当該施設における前年度1年間の医師、生活相談員、介護職員、看護職員、管理栄養士、栄養士、機能訓練指導員及び介護支援専門員の採用者数を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。なお、同一法人内での異動による人数の増加は、新規採用者に含めずに記載すること。

● 「退職者数」

当該施設における前年度1年間の医師、生活相談員、介護職員、看護職員、管理栄養士、栄養士、機能訓練指導員及び介護支援専門員の退職者数を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。なお、同一法人内での異動による人数の減少は、退職者数に含めずに記載すること。

● 「当該職種として業務に従事した経験年数」

地域密着型介護老人福祉施設の提供に当たる医師、生活相談員、介護職員、看護職員、管理栄養士、栄養士、機能訓練指導員及び介護支援専門員の当該職種としての経験年数について、1年未満、1年から3年未満、3年から5年未満、5年から10年未満又は10年以上経験を有する者に該当する人数を記載すること。なお、経験年数には当該職種として他の事業所で勤務した年数を含めて記載すること。

■ 従業者の健康診断の実施状況

全ての従業者の健康診断を実施している場合には「あり」と記すこと。なお、全ての従業者とは、健康診断を受けないことを希望した者を除いて、労働安全

衛生法第 66 条第 1 項に規定する健康診断を義務付けられた者以外も含むものとする。

■ 従業員の教育訓練のための制度、研修その他の従業員の資質向上に向けた取組の実施状況

● 「事業所で実施している従業員の資質向上に向けた研修等の実施状況」

事業所において、従業員の資質を向上させるために実施している研修等の実施状況について、その研修等の内容(名称、対象者、カリキュラムもしくは時間等)を記載すること。

● 「実践的な職業能力の評価・認定制度である介護プロフェッショナルキャリア段位制度の取組」

- a. 「アセッサー(評価者)の人数」
事業所の従業員で、アセッサー養成講習を修了しアセッサーとなっているものの人数を記載すること。
- b. 「段位取得者の人数」
アセッサーが内部評価を行い、レベル認定委員会にて認定を受けたものの数をレベル毎(2①、2②、3、4)に記載すること。
- c. 「外部評価(介護プロフェッショナルキャリア段位制度)の実施状況」
前年度1年間に、介護プロフェッショナルキャリア段位制度の外部評価審査員における外部評価を受けた場合は「あり」と記すこと。

● 「認知症に関する取組の実施状況」

- a. 「認知症介護指導者養成研修修了者の人数」
事業所の従業員で、認知症介護指導者養成研修を修了したものの人数を記載すること。
- b. 「認知症介護実践リーダー研修修了者の人数」
事業所の従業員で、認知症介護実践リーダー研修を修了したものの人数を記載すること。
- c. 「認知症介護実践者研修修了者の人数」
事業所の従業員で、認知症介護実践者研修を修了したものの人数を記載すること。
- d. 「それ以外の認知症対応力の向上に関する研修修了者の人数」
事業所の従業員で、a～c 以外の認知症対応力の向上に関する研修を修了したものの人数を記載すること。

● 4. 介護サービスの内容に関する事項

■ 施設の運営に関する方針

事業の目的、事業の運営等の方針について記載すること。なお、記載内容については、指定地域密着型サービス基準第 148 条(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設にあっては第 166 条、一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設にあっては第 178 条)に規定する運営規程の内容等との整合性を図ること。

■ 介護サービスの内容等

● 「介護報酬の加算状況」

記入年月日の前月から前1年間において、以下の事項の指定地域密着型サービス報酬基準に規定する加算を受けた場合には「あり」に記すこと。

- a. 日常生活継続支援加算(Ⅰ)
- b. 日常生活継続支援加算(Ⅱ)
- c. 看護体制加算(Ⅰ)イ
- d. 看護体制加算(Ⅰ)ロ
- e. 看護体制加算(Ⅱ)イ
- f. 看護体制加算(Ⅱ)ロ
- g. 夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ
- h. 夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロ
- i. 夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ
- j. 夜勤職員配置加算(Ⅱ)ロ
- k. 夜勤職員配置加算(Ⅲ)イ
- l. 夜勤職員配置加算(Ⅲ)ロ
- m. 夜勤職員配置加算(Ⅳ)イ
- n. 夜勤職員配置加算(Ⅳ)ロ
- o. 準ユニットケア加算
- p. 生活機能向上連携加算(Ⅰ)
- q. 生活機能向上連携加算(Ⅱ)
- r. 個別機能訓練加算(Ⅰ)
- s. 個別機能訓練加算(Ⅱ)
- t. ADL維持等加算(Ⅰ)
- u. ADL維持等加算(Ⅱ)
- v. 若年性認知症入所者受入加算
- w. 専従の常勤医師の配置
- x. 精神科医師による月2回以上の療養指導の実施
- y. 障害者生活支援体制加算(Ⅰ)
- z. 障害者生活支援体制加算(Ⅱ)
- aa. 入院又は外泊時費用
- bb. 外泊時の在宅サービス利用費用
- cc. 再入所時栄養連携加算
- dd. 退所前訪問相談援助加算
- ee. 退所後訪問相談援助加算

ff. 退所時相談援助加算
gg. 退所前連携加算
hh. 栄養マネジメント強化加算
ii. 経口移行加算
jj. 経口維持加算(Ⅰ)
kk. 経口維持加算(Ⅱ)
ll. 口腔衛生管理加算(Ⅰ)
mm. 口腔衛生管理加算(Ⅱ)
nn. 療養食加算
oo. 配置医師緊急時対応加算
pp. 看取り介護加算(Ⅰ)
qq. 看取り介護加算(Ⅱ)
rr. 在宅復帰支援加算
ss. 在宅・入所相互利用加算
tt. 小規模拠点集合型施設加算
uu. 認知症専門ケア加算(Ⅰ)
vv. 認知症専門ケア加算(Ⅱ)
ww. 認知症行動・心理症状緊急対応加算
xx. 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)
yy. 褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)
zz. 褥瘡マネジメント加算(Ⅲ)
aaa. 排せつ支援加算(Ⅰ)
bbb. 排せつ支援加算(Ⅱ)
ccc. 排せつ支援加算(Ⅲ)
ddd. 排せつ支援加算(Ⅳ)
eee. 自立支援促進加算
fff. 科学的介護推進体制加算(Ⅰ)
ggg. 科学的介護推進体制加算(Ⅱ)
hhh. 安全対策体制加算
iii. サービス提供体制強化加算(Ⅰ)
jjj. サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
kkk. サービス提供体制強化加算(Ⅲ)
lll. 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)
mmm. 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)
nnn. 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)
ooo. 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)
ppp. 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)
qqq. 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)
rrr. 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)

● リハビリテーション等の実施状況

指定地域密着型サービス基準第 143 条に規定する機能訓練を行っている場合には、「あり」に記すとともに、その内容を記載すること。

● **協力病院の名称**

指定地域密着型サービス基準第 152 条第 1 項に規定する協力病院の名称を記載するとともに、その協力の内容について記載すること。

● **協力歯科医療機関**

指定地域密着型サービス基準第 152 条第 2 項に規定する協力歯科医療機関を定めている場合には、「あり」に記すとともに、その名称及びその協力の内容について記載すること。

● **利用定員**

入所者の定員を記載すること。なお、記載内容については、指定地域密着型サービス基準第 148 条に規定する運営規程の内容等との整合性を図ること。

● **運営推進会議の開催状況**

指定地域密着型サービス基準第 157 条において準用する同基準第 85 条第 1 項に規定する運営推進会議について、前年度 1 年間の開催実績、参加人数、協議内容等について記載すること。

■ **介護サービスの入所者への提供実績**

● **「入所者の人数」**

記入年月日の前月において、指定地域密着型サービス報酬基準別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」に規定する「6 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」の介護報酬を請求した入所者について、年齢(65 歳未満、65 歳以上 75 歳未満、75 歳以上 85 歳未満及び 85 歳以上)別に、要介護(要介護 1、2、3、4 及び 5)に該当する者を記載すること。
※合計の人数は調査票の入力内容を基に自動計算される。

● **「入所者の平均年齢」**

入所者の平均年齢を記載すること。

● **「入所者の男女別人数」**

入所者について、男女の別に該当する者の人数を記載すること。

■ **入所者の平均的な入所日数**

記入年月日を含む年度の前年度末時点における当該施設の入所者の延入所期間を記入年月日を含む年度の前年度末時点における入所者数で除した数を記載すること。

■ 介護サービスを提供する施設、設備等の状況

● 「建物の構造」

- a. 「建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物」
当該施設が建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物に適合する場合には、「あり」に記すこと。
- b. 「建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物」
当該施設が建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物に適合する場合には、「あり」に記すこと。
- c. 「耐火又は準耐火建築物以外の建物であつて、火災に係る入所者の安全性の確保対策」
特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)第11条第2項の規定に適合する場合には、「あり」に記すこと。
- d. 「地上階」
当該施設を置いている建物の地上の階数を記載すること。
- e. 「地下階」
当該施設を置いている建物の地下の階数を記載すること。

● 「報酬類型」

以下の事項から該当するものを選択して記載すること。

- ① ユニット型個室
- ② ユニット型個室的多床室
- ③ 従来型個室
- ④ 多床室

● 「居室の状況」

居室の状況について、個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋及び5人部屋以上の別に、その数及びその床面積を記載すること。

● 「共同便所の設置数」

入所者の個室以外に設置された共同便所について、男子便所、女子便所及び男女共用便所の数を記載するとともに、そのうち車いす等の対応が可能な便所の数をそれぞれ記載すること。

● 「個室の便所の設置数」

入所者の個室の便所の数を記載するとともに、当該個室における便所の設置割合及び車いす等の対応が可能な便所の数をそれぞれ記載すること。

● 「浴室の設備状況」

浴室の総数を記載するとともに、個浴、大浴槽、特殊浴槽及びリフト浴に該当する数をそれぞれ記載すること。さらに、「その他の浴室の設備の状況」欄には、浴室に関する留意事項等について記載すること。

● 「食堂の設備状況」

食堂の設備の状況について記載すること。さらに、「入所者等が調理を行う設備状況」欄には、入所者等が簡易な調理を行う設備を有している場合には、「あり」に記すこと。

● 「消火設備等の状況」

消火設備等の設備を有している場合は、「あり」に記すとともに、消火設備等の具体的な内容を右の空欄に記載すること。なお、記載内容については、指定地域密着型サービス基準第132条第1項第9号(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設にあっては第160条第1項第5号)に規定する設備の基準等との整合性を図ること。

● 「短期入所生活介護事業所を併設している場合、その利用定員」

当該施設に法第8条第9項に規定する短期入所者生活介護の事業を行う事業所を併設している場合には、「あり」に記すこと。

■ 入所者等からの苦情に対応する窓口等の状況

当該施設又は当該施設を運営する法人に設置している入所者等からの苦情に対応する窓口の名称及び電話番号を記載すること。また、「対応している時間」欄には、当該施設の苦情の受付対応が可能な通常の間帯を、平日、土曜、日曜及び祝日の別に記載すること。また、「定休日」欄には、当該苦情の受付窓口の定休日を記載すること。さらに、「留意事項」欄には、必要に応じて通常以外の間帯等を記載すること。なお、当該欄に記載する窓口等は、1つとする。

■ 介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応の仕組み

入所者に対する地域密着型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合における損害賠償を行うために、当該施設が加入している損害賠償保険がある場合には「あり」に記すこと。

■ 介護サービスの提供内容に関する特色等

当該施設の特色等について、その内容を概ね 400 字以内で記載すること。なお、記載内容については、指定地域密着型サービス基準第 157 条(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設にあっては第 169 条、一部ユニット型地域密着型介護老人福祉施設にあっては第 181 条)において準用する指定地域密着型サービス基準第 35 条に規定する虚偽又は誇大広告の禁止を踏まえること。

■ 介護相談員の受け入れ状況の有無

当該施設において、市区町村から派遣された介護相談員の受け入れを実施している場合には、「あり」に記すこと。

■ 入所者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

● 「入所者アンケート調査、意見箱等入所者の意見等を把握する取組の状況」

入所者アンケート調査、意見箱の設置等により入所者の意見等を把握する取組を実施している場合には、「あり」に記すこと。また、その結果を外部に開示している場合には、「当該結果の開示状況」欄の「あり」に記すこと。なお、当該取組は、記入年月日の前 1 年間に於いて実施したものについて記載すること。

● 「第三者による評価の実施状況等」

第三者による介護サービス等の質の評価を実施している場合には、「あり」に記すとともに、実施した取組の 1 つについて、実施した直近の年月日(評価結果確定日)、実施した評価機関の名称を記載すること。なお、当該取組は、記入年月日の前 4 年間に於いて実施したものについて記載すること。

さらに、評価結果全体を外部に開示している場合には、「当該結果の開示状況」欄の「あり」に記すとともに、ホームページ上でその結果を開示している場合は、その掲載アドレスを記載すること。また、評価結果の一部として、「評価機関による総評」(※)及び「事業所のコメント」(※)を公表することに同意する場合には、「あり」に記すとともに、その内容を記載すること。ただし、既に、ホームページ上で、評価結果を開示し、その掲載アドレスを記載している場合には不要とする。

※「福祉サービス第三者評価に関する指針」(平成 26 年 4 月 1 日付け雇児発 0401 第 12 号、社援発 0401 第 33 号、老発 0401 第 11 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)別添 5「福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン」で示される、「⑥総評(特に評価の高い点、改善を求められる点)」及び「⑦第三者評価結果 に対する施設・事業所のコメント」に相当するもの。

● 5. 介護サービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項

■ 介護給付以外のサービスに要する費用

● 「食事の提供に要する費用の額及びその算定方法」

指定地域密着型サービス基準第 136 条第3項第1号等に規定する食事の提供に要する費用の額及びその算定方法を記載すること。

● 「居住に要する費用の額及びその算定方法」

指定地域密着型サービス基準第 136 条第3項第2号等に規定する居住に要する費用の額及びその算定方法を記載すること。

● 「入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額及びその算定方法」

指定地域密着型サービス基準第 136 条第3項第3号等に規定する入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額及びその算定方法を記載すること。

● 「入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額及びその算定方法」

指定地域密着型サービス基準第 136 条第3項第4号等に規定する入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額及びその算定方法を記載すること。

● 「理美容代及びその算定方法」

指定地域密着型サービス基準第 136 条第3項第5号等に規定する理美容代の額及びその算定方法を記載すること。なお、当該費用の徴収等を行っていない場合には、その旨を記載すること。

● 「当該介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用(日常生活費)の額及びその算定方法」

指定地域密着型サービス基準第 136 条第3項第6号等に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用の額(日常生活費)及びその算定方法を記載すること。なお、当該費用の徴収等を行っていない場合には、その旨を記載すること。

■ 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の実施の有無

「低所得者に対する介護保険サービスに係る入所者負担額の軽減制度の実施について(平成 12 年5月1日老発第 474 号)」別添2に規定する社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る入所者負担額軽減制度事業を市区町村が実施している場合であって、当該軽減制度を実施している場合には「あり」に記すこと。

介護老人保健施設

● 共通事項

■ 記入年月日

記入年月日を記載すること。

■ 記入者名

省令第 140 条の 51 第2号に規定する調査客体を代表する者の名称(以下、「記入者」という)を記載すること。

■ 所属・職名

記入者の所属部署の名称及びその職名について、記載すること。

〈職名記載例〉 運営法人代表・施設長・介護事業部部長・管理者・事務長・
管理部課長・一般職員 等

● 1. 施設を運営する法人等に関する事項

■ 法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

● 「法人等の名称」

a. 「法人等の種類」

法人等について、該当するものを下記から選択すること。また、法人ではない場合には「99 その他」を選択すること。

- 01 社会福祉協議会以外の社会福祉法人
- 02 社会福祉協議会
- 03 医療法人
- 04 社団法人又は財団法人
- 05 営利法人(株式会社等)
- 06 特定非営利活動法人(NPO 法人)
- 07 農業協同組合
- 08 消費生活協同組合
- 09 その他の法人
- 10 都道府県
- 11 市町村
- 12 広域連合・一部事務組合等
- 99 その他

- b. 「名称」
当該法人等の名称を記載すること。なお、記載内容については、登記事項等との整合性を図ること。
- c. 「法人番号」
法人番号の指定を受けている場合には、「法人番号あり」を選択し、法人番号を記載すること。
なお、設立登記のない法人又は法人でない社団若しくは財団であって、法人番号の指定を受けているが、基本 3 情報(①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地及び③法人番号)の公表に同意していない場合には、「法人番号あり(非公表)」を選択すること。
(法人番号は、特段、届出手続等を要することなく、国税庁長官が法人番号を指定し、原則としてインターネット上で公表され、誰もが自由に利用することが可能であるため、基本 3 情報の公表に同意していない場合を除き、法人番号を秘密にする目的として「法人番号あり(非公表)」を選択しないこと。)
法人番号の指定を受けていない場合には「法人番号なし」を選択すること。

● 「法人等の主たる事務所の所在地」

当該法人等の主たる事務所の住所について、当該都道府県名、市区町村名、番地等を記載すること。なお、記載内容については、登記事項等との整合性を図ること。

● 「法人等の連絡先」

- a. 「電話番号」
利用者からの照会等に対応する当該法人等の電話番号を記載すること。
- b. 「FAX 番号」
利用者からの照会等に対応する当該法人等の FAX 番号を記載すること。
- c. 「ホームページ」
当該法人等の情報が掲載されているホームページがある場合には「あり」に記すとともに、そのアドレスを記載すること。また、当該法人等の情報が掲載されているホームページがない場合には「なし」に記すこと。

■ 法人等の代表者の氏名及び職名

- a. 「氏名」
当該法人等の代表者の氏名を記載すること。
- b. 「職名」
代表者の当該法人内の職名を記載すること。

■ 法人等の設立年月日

当該法人等の設立年月日を記載すること。なお、記載内容については、登記事項等との整合性を図ること。

■ 法人等が当該都道府県内で実施する介護サービス

当該法人等が当該都道府県内で、当該報告に係る介護サービスを含む介護サービス(法の規定に基づく指定又は許可を受けている介護サービスをいう)を実施している場合には、介護サービスの種類ごとに「あり」に記すとともに、当該介護サービスを行う事業所の数を記載すること。さらに、そのうち主な当該事業所の名称及びその所在地について1つ記載すること。なお、「介護予防支援」の欄は、地域包括支援センターからの委託を受けて「介護予防支援」を実施する居宅介護支援事業所を除いた内容を記載すること。

● 2. 介護サービスを提供し、又は提供しようとする施設に関する事項

■ 施設の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

当該報告に係る介護サービスを提供する施設(以下、「施設」という)の名称、所在地及び電話番号、FAX 番号及びホームページアドレスを記載すること。また、「市区町村コード」の欄には、総務省自治行政局地域情報政策室が設定している「全国地方公共団体コード」から、当該報告に係る介護サービスを提供する施設の所在地のコード番号を記載すること。なお、記載内容は、都道府県知事への届出事項等との整合性を図ること。

■ 介護保険事業所番号

当該施設の介護保険事業所番号を記載すること。

■ 施設の管理者の氏名及び職名

a. 「氏名」

当該施設の老健施設基準第 23 条に規定する管理者(以下、「管理者」という)の氏名を記載すること。

b. 「職名」

管理者の当該施設内の職名を記載すること。

■ 事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定若しくは許可を受けた年月日(指定又は許可の更新を受けた場合にはその直近の年月日)

● 「事業の開始(予定)年月日」

当該報告に係る介護サービスの提供を開始した年月日を記載すること。なお、当該報告時に当該介護サービスの提供の開始を予定している施設等にあつては、開始予定年月日を記載すること。

● 「許可の年月日」

当該報告に係る法第 94 条第 1 項に規定する介護老人保健施設の許可を受けた年月日を記載すること。

● 「許可の更新年月日(直近)」

当該報告に係る法第 94 条の 2 第 1 項に規定する介護老人保健施設の許可の更新を受けた直近の年月日を記載すること。なお、報告時に当該許可の更新を受けたことのない施設にあつては、当該許可を受けた年月日を記載すること。

■ 生活保護法第 54 条の 2 に規定する介護機関の指定

当該施設が生活保護法第 54 条の 2 に規定する介護機関の指定を受けている場合には、「あり」に記すこと。

■ 社会福祉士及び介護福祉士法第 48 条の 3 に規定する登録喀痰吸引等事業者

当該施設が社会福祉士及び介護福祉士法第 48 条の 3 に規定する登録喀痰吸引等事業者の場合には、「あり」に記すこと。

■ 施設までの主な利用交通手段

当該施設の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から当該施設までの主な交通手段、所要時間等について記載すること。

● 3. 施設において介護サービスに従事する従業者に関する事項

■ 職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者 1 人当たりの入所者数等

● 「実人数」

以下の者について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る専従及び兼務に該当する者及びその合計の人数を記載すること。また、それぞれ常勤換算人数を記載すること。さらに、施設サービスとともに短期入所サービスを提供しており、両サービスで人数を按分して記載している場合は「留意事項」欄にその旨を記載すること。

※合計の人数は調査票の入力内容を基に自動計算される。

① 医師(老健施設基準第 2 条第 1 項第 1 号に規定する「医師」をいう)

- ② 薬剤師(老健施設基準第2条第1項第2号に規定する「薬剤師」をいう)
- ③ 看護職員(老健施設基準第2条第1項第3号に規定する「看護職員」をいう。以下、同じ)
- ④ 介護職員(老健施設基準第2条第1項第3号に規定する「介護職員」をいう。以下、同じ)
- ⑤ 支援相談員(老健施設基準第2条第1項第4号に規定する「支援相談員」をいう。以下、同じ)
- ⑥ 理学療法士(老健施設基準第2条第1項第5号に規定する「理学療法士」をいう。以下、同じ)
- ⑦ 作業療法士(老健施設基準第2条第1項第5号に規定する「作業療法士」をいう。以下、同じ)
- ⑧ 言語聴覚士(老健施設基準第2条第1項第5号に規定する「言語聴覚士」をいう。以下、同じ)
- ⑨ 管理栄養士
- ⑩ 栄養士(老健施設基準第2条第1項第6号に規定する「栄養士」をいう。以下、同じ)
- ⑪ 介護支援専門員(老健施設基準第2条第1項第7号に規定する「介護支援専門員」をいう。以下、同じ)
- ⑫ 調理員
- ⑬ 事務員
- ⑭ その他の従業者

常勤換算人数の計算式

当該施設の従業者の勤務延時間数 ÷ 当該施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数

● 「1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数」

常勤換算方法により用いた常勤の従業者が勤務すべき時間数の1週間の延べ時間数を記載すること。なお、職種により常勤の従業者が勤務すべき時間数が異なる場合には、主な職種の常勤の従業者が勤務すべき時間数を記載すること。

● 「従業者である介護職員が有している資格」

以下の資格を有する介護職員について、当該業務に係る専従及び兼務に該当する者の人数を記載すること。

- ① 介護福祉士
- ② 実務者研修
- ③ 介護職員初任者研修
- ④ 介護支援専門員

※ 複数の資格を取得している場合は、重複計上することとし、旧介護職員基礎研修、訪問介護員1級は②、訪問介護員2級保有者は③として計上すること。

● 「管理者の他の職務との兼務の有無」

管理者が当該報告に係る介護サービスの管理者以外の職務を兼務している場合には、「あり」に記すこと。「管理者が有している当該報告に係る介護サービスに係る資格等」欄には、管理者が当該報告に係る介護サービスに係る資格等を有している場合には、「あり」に記すとともに、その資格等の名称を記載すること。

● 「看護職員及び介護職員1人当たりの入所者数」

「4. 介護サービスの内容に関する事項」における「介護サービスの入所者への提供実績」の入所者数を、「実人数」の③及び④に係る常勤換算人数の合計で除した人数を記載すること。なお、計算結果は小数点第2位を切り捨て、小数点第1位まで記載すること。

計算式

《タイプ1》介護老人保健施設 のみの場合

介護老人保健施設入所者の人数 (提供実績の入所者数合計)(注1)	÷	看護職員及び介護職員 の常勤換算人数の合計
-------------------------------------	---	--------------------------

《タイプ2》介護老人保健施設に短期入所療養介護(予防を含む)が併設されている場合

介護老人保健施設入所者(注1) + 短期入所療養介護(予防も含む)(注2)	提供 実績 の合計	÷	看護職員及び 介護職員の常勤 換算人数の合計
---	-----------------	---	------------------------------

注1 介護老人保健施設「介護サービスの入所者への提供実績」の「入所者の人数」の合計から計算すること。

注2 短期入所療養介護(予防も含む)「介護サービスの利用者への提供実績」の「利用者の人数」の合計から計算すること。

● 「夜勤(宿直を除く)を行う看護職員及び介護職員の人数」

夜勤を行う当該介護老人保健施設における看護職員及び介護職員のうち、宿直の者を除いた最少時の人数及び夜間の平均の人数を記載すること。な

お、記載内容については、当該施設の夜勤を行う一般的な人員体制を踏まえること。

■ 従業者の当該報告に係る介護サービスの業務に従事した経験年数等

● 「採用者数」

当該施設における前年度1年間の医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、管理栄養士及び介護支援専門員の採用者数を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。なお、同一法人内での異動による人数の増加は、新規採用者に含めずに記載すること。

● 「退職者数」

当該施設における前年度1年間の医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、管理栄養士及び介護支援専門員の退職者数を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。なお、同一法人内での異動による人数の減少は、退職者数に含めずに記載すること。

● 「当該職種として業務に従事した経験年数」

介護保健施設サービスの提供に当たる医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、管理栄養士及び介護支援専門員の当該職種としての経験年数について、1年未満、1年から3年未満、3年から5年未満、5年から10年未満及び10年以上経験を有する者に該当する人数をそれぞれ記載すること。なお、経験年数には当該職種として他の事業所で勤務した年数を含めて記載すること。

■ 従業者の健康診断の実施状況

全ての従業者の健康診断を実施している場合には「あり」と記すこと。なお、全ての従業者とは、健康診断を受けないことを希望した者を除いて、労働安全衛生法第66条第1項に規定する健康診断を義務付けられた者以外も含むものとする。

■ 従業者の教育訓練のための制度、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況

● 「事業所で実施している従業者の資質向上に向けた研修等の実施状況」

事業所において、従業者の資質を向上させるために実施している研修等の実施状況について、その研修等の内容(名称、対象者、カリキュラムもしくは時間等)を記載すること。

● 「実践的な職業能力の評価・認定制度である介護プロフェッショナルキャリア段位制度の取組」

- a. 「アセッサー(評価者)の人数」
事業所の従業者で、アセッサー養成講習を修了しアセッサーとなっているものの人数を記載すること。
- b. 「段位取得者の人数」
アセッサーが内部評価を行い、レベル認定委員会にて認定を受けたものの数をレベル毎(2①、2②、3、4)に記載すること。
- c. 「外部評価(介護プロフェッショナルキャリア段位制度)の実施状況」
前年度1年間に、介護プロフェッショナルキャリア段位制度の外部評価審査員における外部評価を受けた場合は「あり」と記すこと。

● 「認知症に関する取組の実施状況」

- a. 「認知症介護指導者養成研修修了者の人数」
事業所の従業者で、認知症介護指導者養成研修を修了したものの人数を記載すること。
- b. 「認知症介護実践リーダー研修修了者の人数」
事業所の従業者で、認知症介護実践リーダー研修を修了したものの人数を記載すること。
- c. 「認知症介護実践者研修修了者の人数」
事業所の従業者で、認知症介護実践者研修を修了したものの人数を記載すること。
- d. 「それ以外の認知症対応力の向上に関する研修修了者の人数」
事業所の従業者で、a～c 以外の認知症対応力の向上に関する研修を修了したものの人数を記載すること。

● 4. 介護サービスに関する事項

■ 施設の運営に関する方針

事業の目的、事業の運営等の方針について記載すること。なお、記載内容については、老健施設基準第 25 条(ユニット型介護老人保健施設にあっては第 47 条、一部ユニット型介護老人保健施設にあっては第 59 条)に規定する運営規程の内容等との整合性を図ること。

■ 介護サービスの内容

● 「介護報酬の加算状況」

記入年月日の前月から前1年間において、以下の事項の指定居宅サービス報酬基準(指定介護予防サービス報酬基準を含む)に規定する加算を受けた場合には「あり」に記すこと。

- a. 夜勤職員配置加算
- b. 短期集中リハビリテーション実施加算
- c. 認知症短期集中リハビリテーション実施加算
- d. 認知症ケア加算
- e. 若年性認知症入所者受入加算
- f. 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)
- g. 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)
- h. 外泊時費用
- i. 外泊時費用(在宅サービス利用)
- j. ターミナルケア加算
- k. 療養体制維持特別加算(Ⅰ)
- l. 療養体制維持特別加算(Ⅱ)
- m. 再入所時栄養連携加算
- n. 入所前後訪問指導加算(Ⅰ)
- o. 入所前後訪問指導加算(Ⅱ)
- p. 試行的退所時指導加算
- q. 退所時情報提供加算
- r. 入退所前連携加算(Ⅰ)
- s. 入退所前連携加算(Ⅱ)
- t. 訪問看護指示加算
- u. 栄養マネジメント強化加算
- v. 経口移行加算
- w. 経口維持加算(Ⅰ)
- x. 経口維持加算(Ⅱ)
- y. 口腔衛生管理加算(Ⅰ)
- z. 口腔衛生管理加算(Ⅱ)
- aa. 療養食加算
- bb. 在宅復帰支援機能加算
- cc. かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)
- dd. かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)
- ee. かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)
- ff. 緊急時施設療養費
- gg. 所定疾患施設療養費(Ⅰ)
- hh. 所定疾患施設療養費(Ⅱ)
- ii. 認知症専門ケア加算(Ⅰ)
- jj. 認知症専門ケア加算(Ⅱ)
- kk. 認知症行動・心理症状緊急対応加算
- ll. 認知症情報提供加算
- mm. 地域連携診療計画情報提供加算

nn. リハビリテーションマネジメント計画情報加算
oo. 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)
pp. 褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)
qq. 褥瘡マネジメント加算(Ⅲ)
rr. 排せつ支援加算(Ⅰ)
ss. 排せつ支援加算(Ⅱ)
tt. 排せつ支援加算(Ⅲ)
uu. 排せつ支援加算(Ⅳ)
vv. 自立支援促進加算
ww. 科学的介護推進体制加算(Ⅰ)
xx. 科学的介護推進体制加算(Ⅱ)
yy. 安全対策体制加算
zz. サービス提供体制強化加算(Ⅰ)
aaa. サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
bbb. サービス提供体制強化加算(Ⅲ)
ccc. 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)
ddd. 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)
eee. 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)
fff. 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)
ggg. 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)
hhh. 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)
iii. 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)

● 「協力病院の名称」

老健施設基準第 30 条第1項に規定する協力病院の名称を記載するとともに、その協力の内容について記載すること。

● 「協力歯科医療機関」

老健施設基準第 30 条第2項に規定する協力歯科医療機関を定めている場合には、「あり」に記すとともに、その名称及びその協力の内容について記載すること。

● 「入所を制限する場合がある者の状況」

記入年月日において、老健施設基準第5条の2に規定される介護サービスの提供を拒むことのできる正当な理由(特に入所者に対し自ら適切な介護保健施設サービスを提供することが困難な場合)を記載すること。

● 「入所定員」

入所者の定員を記載すること。なお、記載内容については、老健施設基準第 25 条に規定する運営規程の内容等との整合性を図ること。

- 「待機者(入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超える場合、その人数)」

入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超える者がいる場合には、「あり」に記すとともに、その数を記載すること。

■ 介護サービスの入所者への提供実績

- 「入所者の人数」

記入年月日の前月において、指定施設サービス報酬基準別表「指定施設サービス等介護給付費単位数表」2に規定する介護保健施設サービスの介護報酬を請求した入所者について記載すること。

※合計の人数は調査票の入力内容を基に自動計算される。

- 「所定疾患施設療養費の算定回数」

記入年月日の前年度において、所定疾患施設療養費を算定した場合には、その回数を記載すること。(算定していない場合は0回と記載すること)

■ 「3か月間の退所者の人数」

記入年月日の前月から前3か月間における退所者について、その退所先(自宅等、介護保険施設、特別養護老人ホーム以外の社会福祉施設、医療機関、死亡者、その他)別に、要介護(要介護1、2、3、4及び5)に該当する者の人数を記載すること。

※合計の人数は調査票の入力内容を基に自動計算される。

■ 「入所者の平均的な入所日数」

記入年月日を含む年度の前年度末時点における当該施設の入所者の延入所期間等を記入年月日を含む年度の前年度末時点における入所者数で除した数を記載すること。

■ 介護サービスを提供する施設、設備等の状況

- 「建物の構造」

- a. 「建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物」
当該施設が建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物に適合する場合には、「あり」に記すこと。
- b. 「建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物」
当該施設が建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物に適合する場合には、「あり」に記すこと。
- c. 「耐火又は準耐火建築物以外の建物であって、火災に係る入所者の安全性の確保対策」
当該施設が老健施設基準第4条第2項(ユニット型介護老人保健施設

にあつては第41条第5項)に規定する基準に適合すると都道府県知事から認められた場合には、「あり」に記すこと。

d. 「地上階」

当該施設を置いている建物の地上の階数を記載すること。

e. 「地下階」

当該施設を置いている建物の地下の階数を記載すること。

● 「施設の形態」

以下の事項から該当するものを選択して記載すること。

- ① 介護老人保健施設(サテライト事業所がある場合には、そのか所数も記載)
- ② サテライト型小規模介護老人保健施設
- ③ 医療機関併設型小規模介護老人保健施設

● 「報酬類型」

以下の事項から該当するものを選択して記載すること。

- ① ユニット型個室
- ② ユニット型個室的多床室
- ③ 従来型個室
- ④ 多床室
- ⑤ 在宅強化型

● 「療養室の状況」

療養室について、個室、2人部屋、3人部屋及び4人部屋の別に、その数及びその床面積を記載すること。

● 「共同便所の設置数」

入所者の個室以外に設置された共同便所について、男子便所、女子便所及び男女共用便所の数を記載するとともに、そのうち車いす等の対応が可能な便所の数をそれぞれ記載すること。

● 「個室の便所の設置数」

入所者の個室の便所の数を記載するとともに、当該個室における便所の設置割合及び車いす等の対応が可能な便所の数をそれぞれ記載すること。

● 「浴室の設備状況」

浴室の総数を記載するとともに、うち個浴、大浴槽、特殊浴槽及びリフト浴に該当する数をそれぞれ記載すること。さらに、「その他の浴室の設備の状況」欄には、浴室に関する留意事項等について記載すること。

● 「食堂の設備状況」

食堂の設備の状況について記載すること。さらに、「入所者等が調理を行う設備状況」欄には、入所者等が簡易な調理を行う設備を有している場合には、「あり」に記すこと。

● 「消火設備等の状況」

消火設備等の設備を有している場合には、「あり」に記すとともに、消火設備等の具体的な内容を右の空欄に記載すること。なお、記載内容については、老健施設基準第4条第1項第7号(ユニット型介護老人保健施設にあっては第41条第4項第7号)に規定する構造設備の基準との整合性を図ること。

● 「通所リハビリテーションの実施状況」

法第8条第8項に規定する通所リハビリテーションの事業をしている場合には、「あり」に記すこと。

■ 入所者等からの苦情に対応する窓口等の状況

当該施設又は当該施設を運営する法人に設置している入所者等からの苦情に対応する窓口の名称及び電話番号を記載すること。また、「対応している時間」欄には、当該施設の苦情の受付対応が可能な通常の間帯を、平日、土曜、日曜及び祝日の別に記載すること。また、「定休日」欄には、当該苦情の受付窓口の定休日を記載すること。さらに、「留意事項」欄には、必要に応じて通常以外の間帯等を記載すること。なお、当該欄に記載する窓口等は、1つとする。

■ 介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応の仕組み

入所者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合における損害賠償を行うために、当該施設が加入している損害賠償保険がある場合には「あり」に記すこと。

■ 介護サービスの提供内容に関する特色等

当該施設の特色等について、その内容を概ね 400 字以内で記載すること。なお、記載内容については、介護保険法第 98 条に規定する広告制限を踏まえること。

■ 介護相談員の受け入れ状況の有無

当該施設において、市区町村から派遣された介護相談員の受け入れを実施している場合には、「あり」に記すこと。

■ 入所者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

- 「入所者アンケート調査、意見箱等入所者の意見等を把握する取組の状況」

入所者アンケート調査、意見箱の設置等により入所者の意見等を把握する取組を実施している場合には、「あり」に記すこと。また、その結果を外部に開示している場合には、「当該結果の開示状況」欄の「あり」に記すこと。なお、当該取組は、記入年月日の前1年間において実施したものについて記載すること。

- 「第三者による評価の実施状況」

第三者による介護サービス等の質の評価を実施している場合には、「あり」に記すとともに、実施した取組の1つについて、実施した直近の年月日（評価結果確定日）、実施した評価機関の名称を記載すること。なお、当該取組は、記入年月日の前4年間において実施したものについて記載すること。さらに、その結果を外部に開示している場合には、「当該結果の開示状況」欄の「あり」に記すこと。

また、ホームページ上でその結果を開示している場合は、その掲載アドレスを記載すること。

- 5. 介護サービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項

- 介護給付以外のサービスに要する費用

- 「食事の提供に要する費用の額及びその算定方法」

老健施設基準第11条第3項第1号等に規定する食事の提供に要する費用の額及びその算定方法を記載すること。

- 「居住に要する費用の額及びその算定方法」

老健施設基準第11条第3項第2号等に規定する居住に要する費用の額及びその算定方法を記載すること。

- 「入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額及びその算定方法」

老健施設基準第11条第3項第3号等に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額及びその算定方法を記載すること。

- 「入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額及びその算定方法」

老健施設基準第 11 条第3項第4号等に規定する入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額及びその算定方法を記載すること。

● 「理美容代及びその算定方法」

老健施設基準第 11 条第3項第5号等に規定する理美容代の額及びその算定方法を記載すること。

● 「当該介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用(日常生活費)の額及びその算定方法」

老健施設基準第 11 条第3項第6号等に規定する介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用の額及びその算定方法を記載すること。

短期入所療養介護（予防を含む） （介護老人保健施設）

● 共通事項

■ 記入年月日

記入年月日を記載すること。

■ 記入者名

省令第140条の51第2号に規定する調査客体を代表する者の名称（以下、「記入者」という）を記載すること。

■ 所属・職名

記入者の所属部署の名称及びその職名について、記載すること。

〈職名記載例〉 運営法人代表・施設長・介護事業部部長・管理者・事務長・
管理部課長・一般職員 等

● 1. 事業所を運営する法人等に関する事項

■ 法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

● 「法人等の名称」

a. 「法人等の種類」

法人等について、該当するものを下記から選択すること。また、法人ではない場合には「99 その他」を選択すること。

- 01 社会福祉協議会以外の社会福祉法人
- 02 社会福祉協議会
- 03 医療法人
- 04 社団法人又は財団法人
- 05 営利法人（株式会社等）
- 06 特定非営利活動法人（NPO 法人）
- 07 農業協同組合
- 08 消費生活協同組合
- 09 その他の法人
- 10 都道府県
- 11 市町村
- 12 広域連合・一部事務組合等

99 その他

b. 「名称」

当該法人等の名称を記載すること。なお、記載内容については、登記事項等との整合性を図ること。

c. 「法人番号」

法人番号の指定を受けている場合には、「法人番号あり」を選択し、法人番号を記載すること。

なお、設立登記のない法人又は法人でない社団若しくは財団であって、法人番号の指定を受けているが、基本 3 情報(①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地及び③法人番号)の公表に同意していない場合には、「法人番号あり(非公表)」を選択すること。

(法人番号は、特段、届出手続等を要することなく、国税庁長官が法人番号を指定し、原則としてインターネット上で公表され、誰もが自由に利用することが可能であるため、基本 3 情報の公表に同意していない場合を除き、法人番号を秘密にする目的として「法人番号あり(非公表)」を選択しないこと。)

法人番号の指定を受けていない場合には「法人番号なし」を選択すること。

● 「法人等の主たる事務所の所在地」

当該法人等の主たる事務所の住所について、当該都道府県名、市区町村名、番地等を記載すること。なお、記載内容については、登記事項等との整合性を図ること。

● 「法人等の連絡先」

a. 「電話番号」

利用者からの照会等に対応する当該法人等の電話番号を記載すること。

b. 「FAX 番号」

利用者からの照会等に対応する当該法人等の FAX 番号を記載すること。

c. 「ホームページ」

当該法人等の情報が掲載されているホームページがある場合には「あり」に記すとともに、そのアドレスを記載すること。また、当該法人等の情報が掲載されているホームページがない場合には「なし」に記すこと。

■ 法人等の代表者の氏名及び職名

a. 「氏名」

当該法人等の代表者の氏名を記載すること。

- b. 「職名」
代表者の当該法人内の職名を記載すること。

■ 法人等の設立年月日

当該法人等の設立年月日を記載すること。なお、記載内容については、登記事項等との整合性を図ること。

■ 法人等が当該都道府県内で実施する介護サービス

当該法人等が当該都道府県内で、当該報告に係る介護サービスを含む介護サービス(法の規定に基づく指定又は許可を受けている介護サービスをいう)を実施している場合には、介護サービスの種類ごとに「あり」に記すとともに、当該介護サービスを行う事業所の数を記載すること。さらに、そのうち主な当該事業所の名称及びその所在地について1つ記載すること。なお、「介護予防支援」の欄は、地域包括支援センターからの委託を受けて「介護予防支援」を実施する居宅介護支援事業所を除いた内容を記載すること。

● 2. 介護サービス(予防を含む)を提供し、又は提供しようとする事業所に関する事項

■ 事業所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

当該報告に係る介護サービスを提供する事業所(以下、「事業所」という)の名称、所在地及び電話番号、FAX 番号及びホームページアドレスを記載すること。また、「市区町村コード」の欄には、総務省自治行政局地域情報政策室が設定している「全国地方公共団体コード」から、当該報告に係る介護サービスを提供する事業所の所在地のコード番号を記載すること。なお、記載内容は、都道府県知事への届出事項等との整合性を図ること。

■ 介護保険事業所番号

当該事業所の介護保険事業所番号を記載すること。

■ 事業所の管理者の氏名及び職名

- a. 「氏名」
当該事業所の指定居宅サービス基準第 147 条に規定する管理者(指定介護予防サービス基準第 197 条に規定する管理者を含む。以下、「管理者」という。)の氏名を記載すること。
- b. 「職名」
管理者の当該事業所内の職名を記載すること。

■ 事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定若しくは許可を受けた年月日(指定又は許可の更新を受けた場合にはその直近の年月日)

● 「事業の開始(予定)年月日」

当該報告に係る介護サービスの提供を開始した年月日を記載すること。なお、当該報告時に当該介護サービスの提供の開始を予定している事業所等にあつては、開始予定年月日を記載すること。

● 「指定の年月日」

a. 「介護サービス」

当該報告に係る法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者の指定を受けた年月日を記載すること。

b. 「介護予防サービス」

当該報告に係る法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者の指定の更新を受けた直近の年月日を記載すること。

● 「指定の更新年月日(直近)」

a. 「介護サービス」

当該報告に係る法第 70 条の 2 第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けた直近の年月日を記載すること。なお、報告時に当該指定の更新を受けたことのない事業所にあつては、当該指定を受けた年月日を記載すること。

b. 「介護予防サービス」

当該報告に係る法第 115 条の 11 において準用する法第 70 条の 2 第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者の指定の更新を受けた直近の年月日を記載すること。なお、報告時に当該指定の更新を受けたことのない事業所にあつては、当該指定を受けた年月日を記載すること。

■ 生活保護法第 54 条の 2 に規定する介護機関の指定

当該事業所が生活保護法第 54 条の 2 に規定する介護機関の指定を受けている場合には、「あり」に記すこと。

■ 社会福祉士及び介護福祉士法第 48 条の 3 に規定する登録喀痰吸引等事業者

当該事業所が社会福祉士及び介護福祉士法第 48 条の 3 に規定する登録喀痰吸引等事業者の場合には、「あり」に記すこと。

■ 事業所までの主な利用交通手段

当該事業所の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から当該事業所までの主な交通手段、所要時間等について記載すること。

● 3. 事業所において介護サービス(予防を含む)に従事する従業者に関する事項

■ 職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数等

● 「実人数」

以下の者について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る専従及び兼務に該当する者及びその合計の人数を記載すること。また、それぞれ常勤換算人数を記載すること。さらに、短期入所サービスとともに本体施設で施設サービスを提供しており、両サービスで人数を按分して記載している場合は「留意事項」欄にその旨を記載すること。

※合計の人数は調査票の入力内容を基に自動計算される。

- ① 医師(指定居宅サービス基準第 142 条第1項第1号及び指定居宅介護サービス基準第 187 条第1項第1号に規定する「医師」をいう)
- ② 薬剤師(指定居宅サービス基準第 142 条第1項第1号及び指定居宅介護サービス基準第 187 条第1項第1号に規定する「薬剤師」をいう)
- ③ 看護職員(指定居宅サービス基準第 142 条第1項第1号及び指定居宅介護サービス基準第 187 条第1項第1号に規定する「看護職員」をいう。以下、同じ)
- ④ 介護職員(指定居宅サービス基準第 142 条第1項第1号及び指定居宅介護サービス基準第 187 条第1項第1号に規定する「介護職員」をいう。以下、同じ)
- ⑤ 支援相談員(指定居宅サービス基準第 142 条第1項第1号及び指定居宅介護サービス基準第 187 条第1項第1号に規定する「支援相談員」をいう。以下、同じ)
- ⑥ 理学療法士(指定居宅サービス基準第 142 条第1項第1号及び指定居宅介護サービス基準第 187 条第1項第1号に規定する「理学療法士」をいう。以下、同じ)
- ⑦ 作業療法士(指定居宅サービス基準第 142 条第1項第1号及び指定居宅介護サービス基準第 187 条第1項第1号に規定する「作業療法士」をいう。以下、同じ)
- ⑧ 言語聴覚士
- ⑨ 管理栄養士
- ⑩ 栄養士(指定居宅サービス基準第 142 条第1項第1号及び指定居宅介護サービス基準第 187 条第1項第1号に規定する「栄養士」をいう。以下、同じ)
- ⑪ 介護支援専門員
- ⑫ 調理員
- ⑬ 事務員
- ⑭ その他の従業者

常勤換算人数の計算式

当該事業所の従業者の勤務延時間数 ÷ 当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数

● 「1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数」

常勤換算方法により用いた常勤の従業者が勤務すべき時間数の1週間の延べ時間数を記載すること。なお、職種により常勤の従業者が勤務すべき時間数が異なる場合には、主な職種の常勤の従業者が勤務すべき時間数を記載すること。

● 「従業者である介護職員が有している資格」

以下の資格を有する介護職員について、当該業務に係る専従及び兼務に該当する者の人数を記載すること。

- ① 介護福祉士
- ② 実務者研修
- ③ 介護職員初任者研修
- ④ 介護支援専門員

※ 複数の資格を取得している場合は、重複計上することとし、旧介護職員基礎研修、訪問介護員1級は②、訪問介護員2級保有者は③として計上すること。

● 「管理者の他の職務との兼務の有無」

管理者が当該報告に係る介護サービスの管理者以外の職務を兼務している場合には、「あり」に記すこと。「管理者が有している当該報告に係る介護サービスに係る資格等」欄には、管理者が当該報告に係る介護サービスに係る資格等を有している場合には、「あり」に記すとともに、その資格等の名称を記載すること。

● 「看護職員及び介護職員1人当たりの利用者数」

「4. 介護サービス(予防を含む)の内容に関する事項」の「介護サービスの利用者への提供実績」の利用者数を、「実人数」の③及び④に係る常勤換算人数の合計で除した人数を記載すること。なお、計算結果は小数点第2位を切り捨て、小数点第1位まで記載すること。

計算式

《タイプ1》短期入所療養介護と介護予防短期入所療養介護のみの場合

短期入所療養介護と介護予防短期入所療養介護利用者への提供実績

÷

看護職員及び介護職員の常勤換算人数の合計

《タイプ2》介護老人保健施設に併設の短期入所療養介護と介護予防短期入所療養介護の場合

$$\left. \begin{array}{l} \text{介護老人保健施設入所者(注1)} \\ + \\ \text{短期入所療養介護(予防も含む)(注2)} \end{array} \right\} \frac{\text{提供実績の合計}}{\text{看護職員及び介護職員の常勤換算人数の合計}}$$

注1 介護老人保健施設「介護サービスの入所者への提供実績」の「入所者の人数」の合計から計算すること。

注2 短期入所療養介護(予防も含む)「介護サービスの利用者への提供実績」の「利用者の人数」の合計から計算すること。

※短期入所療養介護と入所施設の常勤換算人数を案分して計算している場合は《タイプ1》で計算すること。

● 「夜勤(宿直を除く)を行う看護職員及び介護職員の人数」

夜勤を行う当該事業所における看護職員及び介護職員のうち、宿直の者を除いた最少時の人数及び夜間の平均の人数を記載すること。なお、記載内容については、当該事業所の夜勤を行う一般的な人員体制を踏まえること。

■ 従業者の当該報告に係る介護サービスの業務に従事した経験年数等

● 「採用者数」

当該事業所における前年度1年間の医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、管理栄養士及び介護支援専門員の採用者数を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。なお、同一法人内での異動による人数の増加は、新規採用者に含めずに記載すること。

● 「退職者数」

当該事業所における前年度1年間の医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、管理栄養士及び介護支援専門員の退職者数を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。なお、同一法人内での異動による人数の減少は、退職者数に含めずに記載すること。

● 「当該職種として業務に従事した経験年数」

短期入所療養介護の提供に当たる医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、管理栄養士及び介護支援専門員の当該職種としての経験年数について、1年未満、1年から3年未満、3年から5年未満、5年から10年未満及び10年以上経験を有する者に該当する人数をそれぞれ記載すること。なお、経験年数には当該職種として他の事業所で勤務した年数を含めて記載すること。

■ 従業員の健康診断の実施状況

全ての従業員の健康診断を実施している場合には「あり」と記すこと。なお、全ての従業員とは、健康診断を受けないことを希望した者を除いて、労働安全衛生法第66条第1項に規定する健康診断を義務付けられた者以外も含むものとする。

■ 従業員の教育訓練のための制度、研修その他の従業員の資質向上に向けた取組の実施状況

● 「事業所で実施している従業員の資質向上に向けた研修等の実施状況」

事業所において、従業員の資質を向上させるために実施している研修等の実施状況について、その研修等の内容(名称、対象者、カリキュラムもしくは時間等)を記載すること。

● 「実践的な職業能力の評価・認定制度である介護プロフェッショナルキャリア段位制度の取組」

- a. 「アセッサー(評価者)の人数」
事業所の従業員で、アセッサー養成講習を修了しアセッサーとなっているものの人数を記載すること。
- b. 「段位取得者の人数」
アセッサーが内部評価を行い、レベル認定委員会にて認定を受けたものの数をレベル毎(2①、2②、3、4)に記載すること。
- c. 「外部評価(介護プロフェッショナルキャリア段位制度)の実施状況」
前年度1年間に、介護プロフェッショナルキャリア段位制度の外部評価審査員における外部評価を受けた場合は「あり」と記すこと。

● 「認知症に関する取組の実施状況」

- a. 「認知症介護指導者養成研修修了者の人数」
事業所の従業員で、認知症介護指導者養成研修を修了したものの人数を記載すること。
- b. 「認知症介護実践リーダー研修修了者の人数」
事業所の従業員で、認知症介護実践リーダー研修を修了したものの人数を記載すること。

- c. 「認知症介護実践者研修修了者の人数」
事業所の従業者で、認知症介護実践者研修を修了したものの人数を記載すること。
- d. 「それ以外の認知症対応力の向上に関する研修修了者の人数」
事業所の従業者で、a～c 以外の認知症対応力の向上に関する研修を修了したものの人数を記載すること。

● 4. 介護サービス(予防を含む)の内容に関する事項

■ 事業所の運営に関する方針

事業の目的、事業の運営等の方針について記載すること。なお、記載内容については、指定居宅サービス基準第 153 条(ユニット型指定短期入所療養介護にあっては第 155 条の 10、一部ユニット型指定短期入所療養介護にあっては第 155 条の 21)に規定する運営規程の内容等との整合性を図ること。

■ 介護サービスの内容

● 「介護報酬の加算状況」

記入年月日の前月から前1年間において、以下の事項の指定居宅サービス報酬基準(指定介護予防サービス報酬基準を含む)に規定する加算を受けた場合には「あり」に記すこと。

- a. 夜勤職員配置加算
- b. 個別リハビリテーションの実施加算
- c. 認知症ケアの実施(予防を除く)
- d. 認知症行動・心理症状緊急対応加算
- e. 緊急短期入所受入加算
- f. 若年性認知症利用者(入居者・患者)受入加算
- g. 重度療養管理加算(予防を除く)
- h. 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)
- i. 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)
- j. 送迎実施
- k. 療養体制維持特別加算(Ⅰ)
- l. 療養体制維持特別加算(Ⅱ)
- m. 総合医学管理加算
- n. 療養食加算
- o. 認知症専門ケア加算(Ⅰ)
- p. 認知症専門ケア加算(Ⅱ)
- q. 緊急時施設療養費(緊急時治療管理)
- r. 緊急時施設療養費(特定治療)
- s. サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

- t. サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
- u. サービス提供体制強化加算(Ⅲ)
- v. 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)
- w. 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)
- x. 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)
- y. 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)
- z. 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)
- aa. 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)
- bb. 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)

● 「レクリエーションの1週間当たりの実施状況」

指定居宅サービス基準第 152 条及び指定介護予防サービス基準第 202 条に規定するレクリエーション行事を行っている場合には、「あり」に記すとともに、記入年月日の前月から直近3か月における、1週間当たりの平均実施回数を記載すること。

● 「協力病院の名称」

協力病院の名称を記載するとともに、その協力の内容について記載すること。

● 「協力歯科医療機関」

協力歯科医療機関を定めている場合には、「あり」に記すとともに、その名称及びその協力の内容について記載すること。

● 「利用を制限する場合がある者の状況」

記入年月日において、指定居宅サービス基準第 155 条において準用する指定居宅サービス基準第9条及び指定介護予防サービス基準第 195 条において準用する指定介護予防サービス基準第9条に規定される介護サービスの提供を拒むことのできる正当な理由(特に利用者に対し自ら適切な短期入所療養介護(介護老人保健施設)サービスを提供することが困難な場合)を記載すること。

■ 介護サービスの利用者への提供実績

● 「利用者の人数」

記入年月日の前月において、指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」9に規定する短期入所療養介護(介護老人保健施設)サービスの介護報酬(予防を含む)を請求した利用者について、要支援(要支援1、2)、要介護(1、2、3、4及び5)ごとに記載すること。

※合計の人数は調査票の入力内容を基に自動計算される。

● 「利用者の平均的な利用日数」

記入年月日を含む年度の前年度末月における当該事業所の利用者（予防を含む）の延べ利用期間を、記入年月日を含む年度の前年度末月における利用者数で除した数を記載すること。

■ 介護サービスを提供する事業所、設備等の状況

● 「建物の構造」

- a. 「建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物」
当該事業所が建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物に適合する場合には、「あり」に記すこと。
- b. 「建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物」
当該事業所が建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物に適合する場合には、「あり」に記すこと。
- c. 「木造平屋建てであって、火災に係る利用者の安全性の確保対策」
当該施設（事業所）が老健施設基準第4条第2項（ユニット型介護老人保健施設にあつては第41条第5項）に規定する基準に適合すると都道府県知事から認められた場合には、「あり」に記すこと。
- d. 「地上階」
当該事業所を置いている建物の地上の階数を記載すること。
- e. 「地下階」
当該事業所を置いている建物の地下の階数を記載すること。

● 「事業所の形態」

以下の事項から該当するものを選択して記載すること。

- ① 介護老人保健施設
- ② サテライト型小規模介護老人保健施設
- ③ 医療機関併設型小規模介護老人保健施設

● 「報酬類型」

以下の事項から該当するものを選択して記載すること。

- ① ユニット型個室
- ② ユニット型個室的多床室
- ③ 従来型個室
- ④ 多床室
- ⑤ 在宅強化型

● 「療養室の状況」

療養室について、個室、2人部屋、3人部屋及び4人部屋の別に、その数及びその床面積を記載すること。

● 「共同便所の設置数」

利用者の個室以外に設置された共同便所について、男子便所、女子便所及び男女共用便所の数を記載するとともに、そのうち車いす等の対応が可能な便所の数をそれぞれ記載すること。

● 「個室の便所の設置数」

利用者の個室の便所の数を記載するとともに、当該個室における便所の設置割合及び車いす等の対応が可能な便所の数をそれぞれ記載すること。

● 「浴室の設備状況」

浴室の総数を記載するとともに、うち個浴、大浴槽、特殊浴槽及びリフト浴に該当する数をそれぞれ記載すること。さらに、「その他の浴室の設備の状況」欄には、浴室に関する留意事項等について記載すること。

● 「食堂の設備状況」

食堂の設備の状況について記載すること。さらに、「利用者等が調理を行う設備状況」欄には、利用者等が簡易な調理を行う設備を有している場合には、「あり」に記すこと。

● 「消火設備等の状況」

消火設備等の設備を有している場合には、「あり」に記すとともに、消火設備等の具体的な内容を右の空欄に記載すること。なお、記載内容については、老健施設基準第4条第1項第7号(ユニット型介護老人保健施設にあっては第41条第4項第7号)に規定する構造設備の基準との整合性を図ること。

● 「通所リハビリテーションの実施状況」

法第8条第8項に規定する通所リハビリテーションの事業をしている場合には、「あり」に記すこと。

■ 利用者等からの苦情に対応する窓口等の状況

当該事業所又は当該事業所を運営する法人に設置している利用者等からの苦情に対応する窓口の名称及び電話番号を記載すること。また、「対応している時間」欄には、当該事業所の苦情の受付対応が可能な通常の間時間帯を、平日、土曜、日曜及び祝日の別に記載すること。また、「定休日」欄には、当該苦情の受付窓口の定休日を記載すること。さらに、「留意事項」欄には、必要に応じて通常以外の時間帯等を記載すること。なお、当該欄に記載する窓口等は、1つとする。

■ 介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応の仕組み

利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合における損害賠償を行うために、当該事業所が加入している損害賠償保険がある場合には「あり」に記すこと。

■ 介護サービスの提供内容に関する特色等

当該事業所の特色等について、その内容を概ね 400 字以内で記載すること。なお、記載内容については、介護保険法第 98 条に規定する広告制限を踏まえること。

■ 介護相談員の受け入れ状況の有無

当該事業所において、市区町村から派遣された介護相談員の受け入れを実施している場合には、「あり」に記すこと。

■ 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

● 「利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況」

利用者アンケート調査、意見箱の設置等により利用者の意見等を把握する取組を実施している場合には、「あり」に記すこと。また、その結果を外部に開示している場合には、「当該結果の開示状況」欄の「あり」に記すこと。なお、当該取組は、記入年月日の前1年間に於いて実施したものについて記載すること。

● 「第三者による評価の実施状況」

第三者による介護サービス等の質の評価を実施している場合には、「あり」に記すとともに、実施した取組の1つについて、実施した直近の年月日（評価結果確定日）、実施した評価機関の名称を記載すること。なお、当該取組は、記入年月日の前4年間に於いて実施したものについて記載すること。さらに、その結果を外部に開示している場合には、「当該結果の開示状況」欄の「あり」に記すこと。

また、ホームページ上でその結果を開示している場合は、その掲載アドレスを記載すること。

● 5. 介護サービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項

■ 介護給付以外のサービスに要する費用

● 「食事の提供に要する費用の額及びその算定方法」

指定居宅サービス基準第 145 条第3項第1号等に規定する食事の提供に要する費用(指定介護予防サービス基準第 190 条第3項第1号を含む)の額及びその算定方法を記載すること。

●「滞在に要する費用の額及びその算定方法」

指定居宅サービス基準第 145 条第3項第2号等に規定する滞中に要する費用(指定介護予防サービス基準第 190 条第3項第2号を含む)の額及びその算定方法を記載すること。

●「利用者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額及びその算定方法」

指定居宅サービス基準第 145 条第3項第3号等に規定する利用者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用(指定介護予防サービス基準第 190 条第3項第3号を含む)の額及びその算定方法を記載すること。

●「利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額及びその算定方法」

指定居宅サービス基準第 145 条第3項第4号等に規定する利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用(指定介護予防サービス基準第 190 条第3項第4号を含む)の額及びその算定方法を記載すること。

●「理美容代及びその算定方法」

指定居宅サービス基準第 145 条第3項第6号等に規定する理美容代の額(指定介護予防サービス基準第 190 条第3項第6号を含む)及びその算定方法を記載すること。

●「当該介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用(日常生活費)の額及びその算定方法」

指定居宅サービス基準第 145 条第3項第7号等に規定する指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用(指定介護予防サービス基準第 190 条第3項第7号を含む)の額及びその算定方法を記載すること。

介護療養型医療施設

● 共通事項

■ 記入年月日

記入年月日を記載すること。

■ 記入者名

省令第140条の51第2号に規定する調査客体を代表する者の名称(以下、「記入者」という)を記載すること。

■ 所属・職名

記入者の所属部署の名称及びその職名について、記載すること。

〈職名記載例〉 運営法人代表・施設長・介護事業部部長・管理者・事務長・
管理部課長・一般職員 等

● 1. 施設を運営する法人等に関する事項

■ 法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

● 「法人等の名称」

a. 「法人等の種類」

法人等について、該当するものを下記から選択すること。また、法人ではない場合には「99 その他」を選択すること。

- 01 社会福祉協議会以外の社会福祉法人
- 02 社会福祉協議会
- 03 医療法人
- 04 社団法人又は財団法人
- 05 営利法人(株式会社等)
- 06 特定非営利活動法人(NPO 法人)
- 07 農業協同組合
- 08 消費生活協同組合
- 09 その他の法人
- 10 都道府県
- 11 市町村
- 12 広域連合・一部事務組合等
- 99 その他

- b. 「名称」
当該法人等の名称を記載すること。なお、記載内容については、登記事項等との整合性を図ること。
- c. 「法人番号」
法人番号の指定を受けている場合には、「法人番号あり」を選択し、法人番号を記載すること。
なお、設立登記のない法人又は法人でない社団若しくは財団であって、法人番号の指定を受けているが、基本 3 情報(①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地及び③法人番号)の公表に同意していない場合には、「法人番号あり(非公表)」を選択すること。
(法人番号は、特段、届出手続等を要することなく、国税庁長官が法人番号を指定し、原則としてインターネット上で公表され、誰もが自由に利用することが可能であるため、基本 3 情報の公表に同意していない場合を除き、法人番号を秘密にする目的として「法人番号あり(非公表)」を選択しないこと。)
法人番号の指定を受けていない場合には「法人番号なし」を選択すること。

● 「法人等の主たる事務所の所在地」

当該法人等の主たる事務所の住所について、当該都道府県名、市区町村名、番地等を記載すること。なお、記載内容については、登記事項等との整合性を図ること。

● 「法人等の連絡先」

- a. 「電話番号」
利用者からの照会等に対応する当該法人等の電話番号を記載すること。
- b. 「FAX 番号」
利用者からの照会等に対応する当該法人等の FAX 番号を記載すること。
- c. 「ホームページ」
当該法人等の情報が掲載されているホームページがある場合には「あり」に記すとともに、そのアドレスを記載すること。また、当該法人等の情報が掲載されているホームページがない場合には「なし」に記すこと。

■ 法人等の代表者の氏名及び職名

- a. 「氏名」
当該法人等の代表者の氏名を記載すること。
- b. 「職名」
代表者の当該法人内の職名を記載すること。

■ 法人等の設立年月日

当該法人等の設立年月日を記載すること。なお、記載内容については、登記事項等との整合性を図ること。

■ 法人等が当該都道府県内で実施する介護サービス

当該法人等が当該都道府県内で、当該報告に係る介護サービスを含む介護サービス(法の規定に基づく指定又は許可を受けている介護サービスをいう)を実施している場合には、介護サービスの種類ごとに「あり」に記すとともに、当該介護サービスを行う事業所の数を記載すること。さらに、そのうち主な当該事業所の名称及びその所在地について1つ記載すること。なお、「介護予防支援」の欄は、地域包括支援センターからの委託を受けて「介護予防支援」を実施する居宅介護支援事業所を除いた内容を記載すること。

● 2. 介護サービスを提供し、又は提供しようとする施設に関する事項

■ 施設の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

当該報告に係る介護サービスを提供する施設(以下、「施設」という)の名称、所在地及び電話番号、FAX 番号及びホームページアドレスを記載すること。また、「市区町村コード」の欄には、総務省自治行政局地域情報政策室が設定している「全国地方公共団体コード」から、当該報告に係る介護サービスを提供する施設の所在地のコード番号を記載すること。なお、記載内容は、都道府県知事への届出事項等との整合性を図ること。

■ 介護保険事業所番号

当該施設の介護保険事業所番号を記載すること。

■ 施設の管理者の氏名及び職名

a. 「氏名」

当該施設の指定療養施設基準第 22 条に規定する管理者(以下、「管理者」という)の氏名を記載すること。

b. 「職名」

管理者の当該施設内の職名を記載すること。

■ 事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定若しくは許可を受けた年月日(指定又は許可の更新を受けた場合にはその直近の年月日)

● 「事業の開始(予定)年月日」

当該報告に係る介護サービスの提供を開始した年月日を記載すること。なお、当該報告時に当該介護サービスの提供の開始を予定している施設等にあつては、開始予定年月日を記載すること。

● 「指定の年月日」

当該報告に係る法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設の指定を受けた年月日を記載すること。

● 「指定の更新年月日(直近)」

当該報告に係る法第 107 条の 2 第 1 項に規定する指定介護療養型医療施設の指定の更新を受けた直近の年月日を記載すること。なお、報告時に当該指定の更新を受けたことのない施設にあつては、当該指定を受けた年月日を記載すること。

■ 生活保護法第 54 条の 2 に規定する介護機関の指定

当該施設が生活保護法第 54 条の 2 に規定する介護機関の指定を受けている場合には、「あり」に記すこと。

■ 施設までの主な利用交通手段

当該施設の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から当該施設までの主な交通手段、所要時間等について記載すること。

■ 病院又は診療所に関する事項

● 「区分」

当該施設について、病院、診療所又は在宅療養支援診療所(以下、「病院等」という)のうち該当するものを記載すること。

● 「病棟・病床数」

病院等全体の病床数及び病棟数を記載すること。また、医療保険及び介護保険の保険種別及び病床区分ごとに、病床数及び病棟数を記載すること。当該病床を持たない場合には「0」を記すこと。

● 「標榜診療科」

病院等全体の標榜診療科を記載すること。

● 「訪問診療実施状況」

訪問診療を実施している場合には「あり」に記すとともに、記入年月日の前月から前 3 か月の平均訪問件数について記載すること。

● 「1日平均外来患者数」

病院等全体の1日平均外来患者数を記載すること。なお、平均の算出に当たっては記入年月日の前月から前3か月の平均値とすること。

● 「1日平均面会者数」

施設全体の1日平均面会者数を記載すること。なお、平均の算出に当たっては記入年月日の前月から前3か月の平均値とすること。

● 「食事の開始時間」

朝食、昼食及び夕食の開始時間を24時間表記で記載すること。なお、記載内容については、当該病院等の一般的な状況を踏まえること。

● 「面会時間の制限」

面会時間に制限を設けている場合には「あり」に記すとともに、記入年月日における面会可能時間について24時間表記で記載すること。

● 3. 施設において介護サービスに従事する従業者に関する事項

■ 職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数等

● 「実人数」

以下の者について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、病院等の業務に係る専従及び兼務に該当する者及びその合計の人数を記載すること。また、それぞれ常勤換算人数を記載すること。さらに、「うち指定療養型医療施設の従業者数」欄には、当該病院等における以下の者のうち、指定療養型施設基準第2条第1項及び第2項に規定する指定療養型医療施設に従事している従業者について同様に記載すること。ただし、当該従業者を記載することが困難な場合には、全て「0」を記載すること。また、単独型指定療養型医療施設の場合は、「うち指定介護療養型医療施設の従業者数 ※全ての指定介護療養型医療施設において記載する」のみ記載すること。また、施設サービスとともに短期入所サービスを提供しており、両サービスで人数を按分して記載している場合は「留意事項」欄にその旨を記載すること。

※合計の人数は調査票の入力内容を基に自動計算される。

- ① 医師(指定療養型施設基準第2条第1項第1号に規定する「医師」をいう)
- ② 歯科医師

- ③ 薬剤師(指定療養施設基準第2条第1項第1号に規定する「薬剤師」をいう)
- ④ 看護職員(指定療養施設基準第2条第1項第2号に規定する「看護職員」をいう。以下、同じ)
- ⑤ 介護職員(指定療養施設基準第2条第1項第3号に規定する「介護職員」をいう。以下、同じ)
- ⑥ 理学療法士(指定療養施設基準第2条第1項第4号に規定する「理学療法士」をいう。以下、同じ)
- ⑦ 作業療法士(指定療養施設基準第2条第1項第4号に規定する「作業療法士」をいう。以下、同じ)
- ⑧ 言語聴覚士
- ⑨ 管理栄養士
- ⑩ 栄養士(指定療養施設基準第2条第1項第1号に規定する「栄養士」をいう。以下、同じ)
- ⑪ 臨床検査技師
- ⑫ 診療放射線技師(診療エックス線技師含む)
- ⑬ 介護支援専門員(指定療養施設基準第2条第1項第5号に規定する「介護支援専門員」をいう。以下、同じ)
- ⑭ 医療ソーシャルワーカー
- ⑮ 調理員
- ⑯ 事務員
- ⑰ その他の従業者

常勤換算人数の計算式

当該施設の従業者の勤務延時間数 ÷ 当該施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数

● 「1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数」

常勤換算方法により用いた常勤の従業者が勤務すべき時間数の1週間の延べ時間数を記載すること。なお、職種により常勤の従業者が勤務すべき時間数が異なる場合には、主な職種の常勤の従業者が勤務すべき時間数を記載すること。

● 「従業者である介護職員が有している資格」

以下の資格を有する介護職員について、当該業務に係る専従及び兼務に該当する者の人数を記載すること。

- ① 介護福祉士
- ② 実務者研修
- ③ 介護職員初任者研修
- ④ 介護支援専門員

※ 複数の資格を取得している場合は、重複計上することとし、旧介護職員基礎研修、訪問介護員1級は②、訪問介護員2級保有者は③として計上すること。

● 「看護職員、介護職員の勤務体制(交替制)の状況」

以下の事項から該当するものを選択して記載すること。なお、記載内容については、当該施設の一般的な人員体制を踏まえること。

- ① 2交替制(変則2交替制を含む)
- ② 3交替制(変則3交替制を含む)
- ③ その他

● 「夕方・早朝の対応の状況」

早朝の早出がある場合には「あり」に記すこと。また、夕方の遅出がある場合には「あり」に記すこと。なお、記載内容については、当該施設の一般的な人員体制を踏まえること。

● 「看護職員及び介護職員1人当たりの入院患者数」

「4. 介護サービスの内容に関する事項」の「介護サービスの入院患者への提供実績」の「入院患者数」を、「実人数」の④及び⑤に係る常勤換算人数の合計で除した人数を記載すること。なお、計算結果は小数点第2位を切り捨て、小数点第1位まで記載すること。

計算式

《タイプ1》介護療養型医療施設への入院のみの場合

介護療養型医療施設の入院患者数の合計(注1)	÷	看護職員及び介護職員の常勤換算人数の合計
------------------------	---	----------------------

《タイプ2》介護療養型医療施設に短期入所療養介護(予防を含む)が併設されている場合

介護療養型医療施設の 入院患者数(注1) + 短期入所療養介護(予防も含む)の 利用者数(注2)	}	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"><tr><td style="padding: 5px;">提供 実績 の合計</td></tr></table> ÷ <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"><tr><td style="padding: 5px;">看護職員及び 介護職員の常勤 換算人数の合計</td></tr></table>	提供 実績 の合計	看護職員及び 介護職員の常勤 換算人数の合計
提供 実績 の合計				
看護職員及び 介護職員の常勤 換算人数の合計				

注1 介護療養型医療施設「介護サービスの利用者(入院患者)への提供実績」の合計から計算すること。

注 2 短期入所療養介護(予防も含む)「介護サービスの利用者への提供実績」の合計から計算すること。

● 「夜勤(宿直を除く)を行う看護職員及び介護職員の人数」

夜勤(宿直を除く)を行う当該施設における看護職員及び介護職員のうち、宿直の者を除いた最少時の人数及び平均の人数を記載すること。なお、記載内容については、当該施設の夜勤を行う一般的な人員体制を踏まえること。

■ 従業者の当該報告に係る介護サービスの業務に従事した経験年数等

● 「採用者数」

当該施設における前年度1年間の看護師並びに准看護師、介護職員及び医療ソーシャルワーカーの採用者数を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。なお、同一法人内での異動による人数の増加は、新規採用者に含めずに記載すること。

● 「退職者数」

当該施設における前年度1年間の看護師並びに准看護師、介護職員及び医療ソーシャルワーカーの退職者数を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。なお、同一法人内での異動による人数の減少は、退職者数に含めずに記載すること。

● 「当該職種として業務に従事した経験年数」

介護療養施設サービスの提供に当たる看護師並びに准看護師、介護職員及び医療ソーシャルワーカーの当該職種としての経験年数について、1年未満、1年～3年未満、3年～5年未満、5年～10年未満及び10年以上経験を有する者に該当する人数をそれぞれ記載すること。なお、経験年数には当該職種として他の事業所で勤務した年数を含めて記載すること。

■ 従業者の健康診断の実施状況

全ての従業者の健康診断を実施している場合には「あり」と記すこと。なお、全ての従業者とは、健康診断を受けないことを希望した者を除いて、労働安全衛生法第66条第1項に規定する健康診断を義務付けられた者以外も含むものとする。

■ 従業者の教育訓練のための制度、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況

● 「事業所で実施している従業者の資質向上に向けた研修等の実施状況」

事業所において、従業者の資質を向上させるために実施している研修等の実施状況について、その研修等の内容(名称、対象者、カリキュラムもしくは時間等)を記載すること。

● 「実践的な職業能力の評価・認定制度である介護プロフェッショナルキャリア段位制度の取組」

- a. 「アセッサー(評価者)の人数」
事業所の従業者で、アセッサー養成講習を修了しアセッサーとなっているものの人数を記載すること。
- b. 「段位取得者の人数」
アセッサーが内部評価を行い、レベル認定委員会にて認定を受けたものの数をレベル毎(2①、2②、3、4)に記載すること。
- c. 「外部評価(介護プロフェッショナルキャリア段位制度)の実施状況」
前年度1年間に、介護プロフェッショナルキャリア段位制度の外部評価審査員における外部評価を受けた場合は「あり」と記すこと。

● 「認知症に関する取組の実施状況」

- a. 「認知症介護指導者養成研修修了者の人数」
事業所の従業者で、認知症介護指導者養成研修を修了したものの人数を記載すること。
- b. 「認知症介護実践リーダー研修修了者の人数」
事業所の従業者で、認知症介護実践リーダー研修を修了したものの人数を記載すること。
- c. 「認知症介護実践者研修修了者の人数」
事業所の従業者で、認知症介護実践者研修を修了したものの人数を記載すること。
- d. 「それ以外の認知症対応力の向上に関する研修修了者の人数」
事業所の従業者で、a～c 以外の認知症対応力の向上に関する研修を修了したものの人数を記載すること。

● 4. 介護サービスに関する事項

■ 施設の運営に関する方針

事業の目的、事業の運営等の方針について記載すること。なお、記載内容については、指定療養施設基準第 24 条(ユニット型指定介護療養型医療施設にあっては第 47 条、一部ユニット型指定介護療養型医療施設にあっては第 59 条)に規定する運営規程の内容等との整合性を図ること。

■ 介護サービスの内容

● 「夜勤を行う介護職員の勤務条件に関する基準の区分」

「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 29 号）」第 7 号の各区分による加算について以下の事項から該当するものを選択して記載すること。

- ① 夜間勤務等看護加算（Ⅰ）（看護職員が 15:1 以上）
- ② 夜間勤務等看護加算（Ⅱ）（看護職員が 20:1 以上）
- ③ 夜間勤務等看護加算（Ⅲ）（看護職員＋介護職員が 15:1 以上）
- ④ 夜間勤務等看護加算（Ⅳ）（看護職員＋介護職員が 20:1 以上）

● 「介護報酬の加算状況」

記入年月日の前月から前 1 年間において、以下の事項の指定施設サービス報酬基準に規定する加算を受けた場合には「あり」に記すこと。

- a. 若年性認知症患者受入加算
- b. 外泊時費用
- c. 試行的退院サービス費
- d. 他科受診時費用
- e. 退院時等指導加算
- f. 訪問看護指示加算
- g. 低栄養リスク改善加算
- h. 経口移行加算
- i. 経口維持加算（Ⅰ）
- j. 経口維持加算（Ⅱ）
- k. 口腔衛生管理加算
- l. 療養食加算
- m. 在宅復帰支援機能加算
- n. 特定診療費
- o. 認知症専門ケア加算（Ⅰ）
- p. 認知症専門ケア加算（Ⅱ）
- q. 認知症行動・心理症状緊急対応加算
- r. 排せつ支援加算
- s. 安全対策体制加算
- t. サービス提供体制強化加算（Ⅰ）
- u. サービス提供体制強化加算（Ⅱ）
- v. サービス提供体制強化加算（Ⅲ）
- aa. 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）
- ab. 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）
- ac. 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）
- ad. 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）
- ae. 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）
- af. 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）

ag. 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)

● 「協力病院」

協力病院の名称を記載するとともに、その協力の内容について記載すること。

● 「協力歯科医療機関」

指定療養施設基準第28条の2に規定する協力歯科医療機関を定めている場合には、「あり」に記すとともに、その名称及びその協力の内容について記載すること。

● 「入院を制限する場合がある者の状況」

記入年月日において、指定療養施設基準第6条の2に規定される介護サービスの提供を拒むことのできる正当な理由(特に入院患者に対し自ら適切な指定介護療養施設サービスを提供することが困難な場合)を記載すること。

● 「入院定員」

入院患者の定員を記載すること。なお、記載内容については、指定療養施設基準第24条に規定する運営規程の内容等との整合性を図ること。

● 「待機者数(入院申込者の数が入院定員から入院患者の数を差し引いた数を超える場合、その人数)」

入院申込者の数が入院定員から入院患者の数を差し引いた数を超える者がいる場合には、「あり」に記すとともに、その数を記載すること。

■ 介護サービスの利用者(入院患者)への提供実績

● 「入院患者の人数」

記入年月日の前月において、指定施設サービス報酬基準別表「指定施設サービス等介護給付費単位数表」3に規定する「介護療養施設サービス」の介護報酬を請求した患者について記載すること。

※合計の人数は調査票の入力内容を基に自動計算される。

■ 「3か月間の退院患者の人数(記入年月日の前3か月)」

記入年月日の前月から前3か月間における退院患者について、その退院先(自宅等、介護保険施設、特別養護老人ホーム以外の社会福祉施設、医療機関、死亡者及びその他)別に、要介護(要介護1、2、3、4及び5)に該当する者の人数を記載すること。

※合計の人数は調査票の入力内容を基に自動計算される。

■ 「入院患者の平均的な入院日数」

記入年月日を含む年度の前年度末時点における当該施設の入院患者の延入院日数を入院患者数で除した数を記載すること。

■ 介護サービスを提供する施設、設備等の状況

● 「建物の構造」

a. 「地上階」

当該施設を置いている建物の地上の階数を記載すること。

b. 「地下階」

当該施設を置いている建物の地下の階数を記載すること。

● 「報酬類型」

以下の事項から該当するものを選択して記載すること。

- ① ユニット型個室
- ② ユニット型個室的多床室
- ③ 従来型個室
- ④ 多床室
- ⑤ 療養機能強化型A(多床室)
- ⑥ 療養機能強化型B(多床室)
- ⑦ 療養機能強化型 その他(多床室)
- ⑧ ユニット型療養機能強化型A
- ⑨ ユニット型療養機能強化型B

● 「病室の状況」

病室の状況について、個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋及び5人以上の多床室の別に、その数及びその床面積を記載すること。

● 「共同便所の設置数」

入院患者の個室以外に設置された共同便所について、男子便所、女子便所及び男女共用便所の数を記載するとともに、そのうち車いす等の対応が可能な便所の数をそれぞれ記載すること。

● 「個室の便所の設置数」

入院患者の個室の便所の数を記載するとともに、当該個室における便所の設置割合及び車いす等の対応が可能な便所の数をそれぞれ記載すること。

● 「浴室の設備状況」

浴室の総数を記載するとともに、うち個浴、大浴槽、特殊浴槽及びリフト浴に該当する数をそれぞれ記載すること。さらに、「その他の浴室の設備の状況」欄には、浴室に関する留意事項等について記載すること。

● 「食堂の設備の状況」

食堂の設備の状況について記載すること。さらに、「入院患者等が調理を行う設備状況」欄には、入院患者等が簡易な調理を行う設備を有している場合には、「あり」に記すこと。

● 「消火設備等の状況」

消火設備等の設備を有している場合には、「あり」に記すとともに、消火設備等の具体的な内容を右の空欄に記載すること。また、記載内容については、指定療養施設基準第3条第3項等に規定する構造設備の基準との整合性を図ること。

● 「通所リハビリテーションの実施状況」

法第8条第8項に規定する通所リハビリテーションの事業を実施している場合には、「あり」に記すこと。

■ 入院患者等からの苦情に対応する窓口等の状況

当該施設又は当該施設を運営する法人に設置している入院患者等からの苦情に対応する窓口の名称及び電話番号を記載すること。また、「対応している時間」欄には、当該施設の苦情の受付対応が可能な通常の間時間帯を、平日、土曜、日曜及び祝日の別に記載すること。また、「定休日」欄には、当該苦情の受付窓口の定休日を記載すること。さらに、「留意事項」欄には、必要に応じて通常以外の時間帯等を記載すること。なお、当該欄に記載する窓口等は、1つとする。

■ 介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応の仕組み

入院患者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合における損害賠償を行うために、当該施設が加入している損害賠償保険がある場合には「あり」に記すこと。

■ 介護サービスの提供内容に関する特色等

当該施設の特色等について、その内容を概ね 400 字以内で記載すること。なお、記載内容については、医療法第6条の5に規定する広告制限を踏まえること。

■ 介護相談員の受け入れ状況の有無

当該施設において、市区町村から派遣された介護相談員の受け入れを実施している場合には、「あり」に記すこと。

■ 入院患者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

● 「入院患者アンケート調査、意見箱等入院患者の意見等を把握する取組の状況」

入院患者アンケート調査、意見箱の設置等により入院患者の意見等を把握する取組を実施している場合には、「あり」に記すこと。また、その結果を外部に開示している場合には、「当該結果の開示状況」欄の「あり」に記すこと。なお、当該取組は、記入年月日の前1年間において実施したものについて記載すること。

● 「第三者による評価の実施状況」

第三者による介護サービス等の質の評価を実施している場合には、「あり」に記すとともに、実施した取組の1つについて、実施した直近の年月日（評価結果確定日）、実施した評価機関の名称を記載すること。なお、当該取組は、記入年月日の前4年間において実施したものについて記載すること。さらに、その結果を外部に開示している場合には、「当該結果の開示状況」欄の「あり」に記すこと。また、ホームページ上でその結果を開示している場合は、その掲載アドレスを記載すること。

● 5. 介護サービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項

■ 介護給付以外のサービスに要する費用

● 「食事の提供に要する費用の額及びその算定方法」

指定療養施設基準第12条第3項第1号等に規定する食事の提供に要する費用の額及びその算定方法を記載すること。

● 「居住に要する費用の額及びその算定方法」

指定療養施設基準第12条第3項第2号等に規定する居住に要する費用の額及びその算定方法を記載すること。

● 「入院患者が選定する特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額及びその算定方法」

指定療養施設基準第 12 条第3項第3号等に規定する入院患者が選定する特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額及びその算定方法を記載すること。

● 「入院患者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額及びその算定方法」

指定療養施設基準第 12 条第3項第4号等に規定する入院患者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額及びその算定方法を記載すること。

● 「理美容代及びその算定方法」

指定療養施設基準第 12 条第3項第5号等に規定する理美容代の額及びその算定方法を記載すること。

● 「当該介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用(日常生活費)の額及びその算定方法」

指定療養施設基準第 13 条第3項第6号等に規定する指定介護療養施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用の額及びその算定方法を記載すること。

短期入所療養介護（予防を含む） （介護療養型医療施設）

● 共通事項

■ 記入年月日

記入年月日を記載すること。

■ 記入者名

省令第140条の51第2号に規定する調査客体を代表する者の名称（以下、「記入者」という）を記載すること。

■ 所属・職名

記入者の所属部署の名称及びその職名について、記載すること。

〈職名記載例〉 運営法人代表・施設長・介護事業部部長・管理者・事務長・
管理部課長・一般職員 等

● 1. 事業所を運営する法人等に関する事項

■ 法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

● 「法人等の名称」

a. 「法人等の種類」

法人等について、該当するものを下記から選択すること。また、法人ではない場合には「99 その他」を選択すること。

- 01 社会福祉協議会以外の社会福祉法人
- 02 社会福祉協議会
- 03 医療法人
- 04 社団法人又は財団法人
- 05 営利法人（株式会社等）
- 06 特定非営利活動法人（NPO 法人）
- 07 農業協同組合
- 08 消費生活協同組合
- 09 その他の法人
- 10 都道府県
- 11 市町村
- 12 広域連合・一部事務組合等

99 その他

b. 「名称」

当該法人等の名称を記載すること。なお、記載内容については、登記事項等との整合性を図ること。

c. 「法人番号」

法人番号の指定を受けている場合には、「法人番号あり」を選択し、法人番号を記載すること。

なお、設立登記のない法人又は法人でない社団若しくは財団であつて、法人番号の指定を受けているが、基本 3 情報(①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地及び③法人番号)の公表に同意していない場合には、「法人番号あり(非公表)」を選択すること。

(法人番号は、特段、届出手続等を要することなく、国税庁長官が法人番号を指定し、原則としてインターネット上で公表され、誰もが自由に利用することが可能であるため、基本 3 情報の公表に同意していない場合を除き、法人番号を秘密にする目的として「法人番号あり(非公表)」を選択しないこと。)

法人番号の指定を受けていない場合には「法人番号なし」を選択すること。

● 「法人等の主たる事務所の所在地」

当該法人等の主たる事務所の住所について、当該都道府県名、市区町村名、番地等を記載すること。なお、記載内容については、登記事項等との整合性を図ること。

● 「法人等の連絡先」

a. 「電話番号」

利用者からの照会等に対応する当該法人等の電話番号を記載すること。

b. 「FAX 番号」

利用者からの照会等に対応する当該法人等の FAX 番号を記載すること。

c. 「ホームページ」

当該法人等の情報が掲載されているホームページがある場合には「あり」に記すとともに、そのアドレスを記載すること。また、当該法人等の情報が掲載されているホームページがない場合には「なし」に記すこと。

■ 法人等の代表者の氏名及び職名

a. 「氏名」

当該法人等の代表者の氏名を記載すること。

- b. 「職名」
代表者の当該法人内の職名を記載すること。

■ 法人等の設立年月日

当該法人等の設立年月日を記載すること。なお、記載内容については、登記事項等との整合性を図ること。

■ 法人等が当該都道府県内で実施する介護サービス

当該法人等が当該都道府県内で、当該報告に係る介護サービスを含む介護サービス(法の規定に基づく指定又は許可を受けている介護サービスをいう)を実施している場合には、介護サービスの種類ごとに「あり」に記すとともに、当該介護サービスを行う事業所の数を記載すること。さらに、そのうち主な当該事業所の名称及びその所在地について1つ記載すること。なお、「介護予防支援」の欄は、地域包括支援センターからの委託を受けて「介護予防支援」を実施する居宅介護支援事業所を除いた内容を記載すること。

● 2. 介護サービス(予防を含む)を提供し、又は提供しようとする事業所に関する事項

■ 事業所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

当該報告に係る介護サービスを提供する事業所(以下、「事業所」という)の名称、所在地及び電話番号、FAX 番号及びホームページアドレスを記載すること。また、「市区町村コード」の欄には、総務省自治行政局地域情報政策室が設定している「全国地方公共団体コード」から、当該報告に係る介護サービスを提供する事業所の所在地のコード番号を記載すること。なお、記載内容は、都道府県知事への届出事項等との整合性を図ること。

■ 介護保険事業所番号

当該事業所の介護保険事業所番号を記載すること。

■ 事業所の管理者の氏名及び職名

- a. 「氏名」
当該事業所の指定居宅サービス基準第 147 条に規定する管理者(指定介護予防サービス基準第 197 条に規定する管理者を含む。以下、「管理者」という。)の氏名を記載すること。
- b. 「職名」
管理者の当該事業所内の職名を記載すること。

■ 事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定若しくは許可を受けた年月日(指定又は許可の更新を受けた場合にはその直近の年月日)

● 「事業の開始(予定)年月日」

当該報告に係る介護サービスの提供を開始した年月日を記載すること。なお、当該報告時に当該介護サービスの提供の開始を予定している事業所等にあつては、開始予定年月日を記載すること。

● 「指定の年月日」

a. 「介護サービス」

当該報告に係る法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者の指定を受けた年月日を記載すること。

b. 「介護予防サービス」

当該報告に係る法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者の指定の更新を受けた直近の年月日を記載すること。

● 「指定の更新年月日(直近)」

a. 「介護サービス」

当該報告に係る法第 70 条の 2 第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けた直近の年月日を記載すること。なお、報告時に当該指定の更新を受けたことのない事業所にあつては、当該指定を受けた年月日を記載すること。

b. 「介護予防サービス」

当該報告に係る法第 115 条の 11 において準用する法第 70 条の 2 第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者の指定の更新を受けた直近の年月日を記載すること。なお、報告時に当該指定の更新を受けたことのない事業所にあつては、当該指定を受けた年月日を記載すること。

■ 生活保護法第 54 条の 2 に規定する介護機関の指定

当該事業所が生活保護法第 54 条の 2 に規定する介護機関の指定を受けている場合には、「あり」に記すこと。

■ 事業所までの主な利用交通手段

当該事業所の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から当該事業所までの主な交通手段、所要時間等について記載すること。

■ 病院又は診療所に関する事項

● 「区分」

当該事業所について、病院、診療所又は在宅療養支援診療所（以下、「病院等」という）のうち該当するものを記載すること。

● 「病棟・病床数」

病院等全体の病床数及び病棟数を記載すること。また、医療保険及び介護保険の保険種別及び病床区分ごとに、病床数及び病棟数を記載すること。当該病床を持たない場合には「0」を記すこと。

● 「標榜診療科」

病院等全体の標榜診療科を記載すること。

● 「訪問診療実施状況」

訪問診療を実施している場合には「あり」に記すとともに、記入年月日の前月から前3か月の平均訪問件数について記載すること。

● 「1日平均外来患者数」

病院等全体の1日平均外来患者数を記載すること。なお、平均の算出に当たっては記入年月日の前月から前3か月の平均値とすること。

● 「1日平均面会者数」

事業所全体の1日平均面会者数を記載すること。なお、平均の算出に当たっては記入年月日の前月から前3か月の平均値とすること。

● 「食事の開始時間」

朝食、昼食及び夕食の開始時間を24時間表記で記載すること。なお、記載内容については、当該病院等の一般的な状況を踏まえること。

● 「面会時間の制限」

面会時間に制限を設けている場合には「あり」に記すとともに、記入年月日における面会可能時間について24時間表記で記載すること。

● 3. 事業所において介護サービス（予防を含む）に従事する従業者に関する事項

■ 職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数等

● 「実人数」

以下の者について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、病院等の業務に係る専従及び兼務に該当する者及びその合計の人数を記載すること。また、それぞれ常勤換算人数を記載すること。さらに、「うち指定介護療養型医療施設の従業者数」欄には、当該病院等における以下の者のうち、指定療養型施設基準第2条第1項及び第2項に規定する指定療養型医療施設に従事している従業者について同様に記載すること。ただし、当該従業者を記載することが困難な場合には、全て「0」を記載すること。また、単独型指定療養型医療施設の場合は、「うち指定介護療養型医療施設の従業者数 ※全ての指定介護療養型医療施設において記載する」のみ記載すること。また、短期入所サービスとともに本体施設で施設サービスを提供しており、両サービスで人数を按分して記載している場合は「留意事項」欄にその旨を記載すること。

※合計の人数は調査票の入力内容を基に自動計算される。

- ① 医師（指定居宅サービス基準第 142 条第1項第2号又は第3号及び指定介護予防サービス基準第 187 条第1項第2号又は第3号に規定する「医師」をいう）
- ② 歯科医師
- ③ 薬剤師（指定居宅サービス基準第 142 条第1項第2号又は第3号及び指定介護予防サービス基準第 187 条第1項第2号又は第3号に規定する「薬剤師」をいう）
- ④ 看護職員（指定居宅サービス基準第 142 条第1項第2号又は第3号及び指定介護予防サービス基準第 187 条第1項第2号又は第3号に規定する「看護職員」をいう。以下、同じ）
- ⑤ 介護職員（指定居宅サービス基準第 142 条第1項第2号又は第3号及び指定介護予防サービス基準第 187 条第1項第2号又は第3号に規定する「介護職員」をいう。以下、同じ）
- ⑥ 理学療法士（指定居宅サービス基準第 142 条第1項第2号又は第3号及び指定介護予防サービス基準第 187 条第1項第2号又は第3号に規定する「理学療法士」をいう。以下、同じ）
- ⑦ 作業療法士（指定居宅サービス基準第 142 条第1項第2号又は第3号及び指定介護予防サービス基準第 187 条第1項第2号又は第3号に規定する「作業療法士」をいう。以下、同じ）
- ⑧ 言語聴覚士
- ⑨ 管理栄養士
- ⑩ 栄養士（指定居宅サービス基準第 142 条第1項第2号又は第3号及び指定介護予防サービス基準第 187 条第1項第2号又は第3号に規定する「栄養士」をいう。以下、同じ）
- ⑪ 臨床検査技師
- ⑫ 診療放射線技師（診療エックス線技師含む）
- ⑬ 介護支援専門員
- ⑭ 医療ソーシャルワーカー
- ⑮ 調理員
- ⑯ 事務員

⑰ その他の従業者

常勤換算人数の計算式

当該事業所の従業者の勤務延時間数 ÷ 当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数

● 「1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数」

常勤換算方法により用いた常勤の従業者が勤務すべき時間数の1週間の延べ時間数を記載すること。なお、職種により常勤の従業者が勤務すべき時間数が異なる場合には、主な職種の常勤の従業者が勤務すべき時間数を記載すること。

● 「従業者である介護職員が有している資格」

以下の資格を有する介護職員について、当該業務に係る専従及び兼務に該当する者の人数を記載すること。

- ① 介護福祉士
- ② 実務者研修
- ③ 介護職員初任者研修
- ④ 介護支援専門員

※ 複数の資格を取得している場合は、重複計上することとし、旧介護職員基礎研修、訪問介護員1級は②、訪問介護員2級保有者は③として計上すること。

● 「看護職員、介護職員の勤務体制(交替制)の状況」

以下の事項から該当するものを選択して記載すること。なお、記載内容については、当該事業所の一般的な人員体制を踏まえること。

- ① 2交替制(変則2交替制を含む)
- ② 3交替制(変則3交替制を含む)
- ③ その他

● 「夕方・早朝の対応の状況」

早朝の早出がある場合には「あり」に記すこと。また、夕方の遅出がある場合には「あり」に記すこと。なお、記載内容については、当該事業所の一般的な人員体制を踏まえること。

● 「看護職員及び介護職員1人当たりの利用者数」

「4. 介護サービス(予防を含む)の内容に関する事項」の「介護サービスの利用者への提供実績」の利用者数を、「実人数」の④及び⑤に係る常勤換算人数の合計で除した人数を記載すること。なお、計算結果は小数点第2位を切り捨て、小数点第1位まで記載すること。

計算式

《タイプ1》短期入所療養介護と介護予防短期入所療養介護のみの事業所の場合

$$\boxed{\text{短期入所療養介護と介護予防短期入所療養介護利用者への提供実績}} \div \boxed{\text{看護職員及び介護職員の常勤換算人数の合計}}$$

《タイプ2》短期入所療養介護と介護予防短期入所療養介護が介護療養型医療施設に併設されている場合

$$\left. \begin{array}{l} \text{介護療養型医療施設（注1）} \\ \text{入院患者数（注1）} \\ + \\ \text{短期入所療養介護（予防も含む）} \\ \text{利用者数（注2）} \end{array} \right\} \boxed{\text{提供実績の合計}} \div \boxed{\text{看護職員及び介護職員の常勤換算人数の合計}}$$

注1 介護療養型医療施設「介護サービスの利用者（入院患者）への提供実績」の合計から計算すること。

注2 短期入所療養介護（予防も含む）「介護サービスの利用者への提供実績」の合計から計算すること。

※短期入所療養介護と入所施設の常勤換算人数を案分して計算している場合は《タイプ1》で計算すること。

● 「夜勤（宿直を除く）を行う看護職員及び介護職員の人数」

夜勤（宿直を除く）を行う当該事業所における看護職員及び介護職員のうち、宿直の者を除いた最少時の人数及び平均の人数を記載すること。なお、記載内容については、当該事業所の夜勤を行う一般的な人員体制を踏まえること。

■ 従業者の当該報告に係る介護サービスの業務に従事した経験年数等

● 「採用者数」

当該事業所における前年度1年間の看護師並びに准看護師、介護職員及び医療ソーシャルワーカーの採用者数を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。なお、同一法人内での異動による人数の増加は、新規採用者に含めずに記載すること。

● 「退職者数」

当該事業所における前年度1年間の看護師並びに准看護師、介護職員及び医療ソーシャルワーカーの退職者数を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。なお、同一法人内での異動による人数の減少は、退職者数に含めずに記載すること。

● 「当該職種として業務に従事した経験年数」

短期入所療養介護（介護療養型医療施設）の提供に当たる看護師並びに准看護師、介護職員及び医療ソーシャルワーカーの当該職種としての経験年数について、1年未満、1年～3年未満、3年～5年未満、5年～10年未満及び10年以上経験を有する者に該当する人数をそれぞれ記載すること。なお、経験年数には当該職種として他の事業所で勤務した年数を含めて記載すること。

■ 従業員の健康診断の実施状況

全ての従業員の健康診断を実施している場合には「あり」と記すこと。なお、全ての従業員とは、健康診断を受けないことを希望した者を除いて、労働安全衛生法第66条第1項に規定する健康診断を義務付けられた者以外も含むものとする。

■ 従業員の教育訓練のための制度、研修その他の従業員の資質向上に向けた取組の実施状況

● 「事業所で実施している従業員の資質向上に向けた研修等の実施状況」

事業所において、従業員の資質を向上させるために実施している研修等の実施状況について、その研修等の内容（名称、対象者、カリキュラムもしくは時間等）を記載すること。

● 「実践的な職業能力の評価・認定制度である介護プロフェッショナルキャリア段位制度の取組」

- a. 「アセッサー（評価者）の人数」
事業所の従業員で、アセッサー養成講習を修了しアセッサーとなっているものの人数を記載すること。
- b. 「段位取得者の人数」
アセッサーが内部評価を行い、レベル認定委員会にて認定を受けたものの数をレベル毎（2①、2②、3、4）に記載すること。
- c. 「外部評価（介護プロフェッショナルキャリア段位制度）の実施状況」
前年度1年間に、介護プロフェッショナルキャリア段位制度の外部評価審査員における外部評価を受けた場合は「あり」と記すこと。

● 「認知症に関する取組の実施状況」

- a. 「認知症介護指導者養成研修修了者の人数」
事業所の従業者で、認知症介護指導者養成研修を修了したものの人数を記載すること。
- b. 「認知症介護実践リーダー研修修了者の人数」
事業所の従業者で、認知症介護実践リーダー研修を修了したものの人数を記載すること。
- c. 「認知症介護実践者研修修了者の人数」
事業所の従業者で、認知症介護実践者研修を修了したものの人数を記載すること。
- d. 「それ以外の認知症対応力の向上に関する研修修了者の人数」
事業所の従業者で、a～c 以外の認知症対応力の向上に関する研修を修了したものの人数を記載すること。

● 4. 介護サービス(予防を含む)の内容に関する事項

■ 事業所の運営に関する方針

事業の目的、事業の運営等の方針について記載すること。なお、記載内容については、指定居宅介護サービス基準第 153 条(ユニット型指定短期入所療養介護にあっては第 155 条の 10、一部ユニット型指定短期入所療養介護にあっては第 155 条の 21)に規定する運営規程の内容等との整合性を図ること。

■ 介護サービスの内容

● 「夜勤を行う介護職員の勤務条件に関する基準の区分」

「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成 12 年2月 10 日厚生省告示第 29 号)」第7号の各区分による加算について以下の事項から該当するものを選択して記載すること。

- ① 夜間勤務等看護加算(Ⅰ)(看護職員が 15:1 以上)
- ② 夜間勤務等看護加算(Ⅱ)(看護職員が 20:1 以上)
- ③ 夜間勤務等看護加算(Ⅲ)(看護職員＋介護職員が 15:1 以上)
- ④ 夜間勤務等看護加算(Ⅳ)(看護職員＋介護職員が 20:1 以上)

● 「介護報酬の加算状況」

記入年月日の前月から前1年間において、以下の事項の指定居宅サービス報酬基準(指定介護予防サービス報酬基準を含む)に規定する加算を受けた場合には「あり」に記すこと。

- a. 認知症行動・心理症状緊急対策加算
- b. 緊急短期入所受入加算(予防を除く)
- c. 若年性認知症利用者(入居者・患者)受入加算
- d. 送迎実施

- e. 療養食の実施
- f. 認知症専門ケア加算(Ⅰ)
- g. 認知症専門ケア加算(Ⅱ)
- h. 特定診療費
- i. サービス提供体制強化加算(Ⅰ)
- j. サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
- k. サービス提供体制強化加算(Ⅲ)
- l. 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)
- m. 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)
- n. 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)
- o. 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)
- p. 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)
- q. 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)
- r. 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)

● 「個別リハビリテーションの1週間当たりの実施状況」

個別リハビリテーションを行っている場合には、「あり」に記すこと。

● 「レクリエーションの1週間当たりの実施状況」

指定居宅サービス基準第 152 条に規定するレクリエーション行事を行っている場合には、「あり」に記すとともに、その実施回数を記載すること。なお、平均の算出にあたっては、記入日月日の前月から前3か月の平均とすること。

● 「協力病院」

協力病院の名称を記載するとともに、その協力の内容について記載すること。

● 「協力歯科医療機関」

協力歯科医療機関を定めている場合には、「あり」に記すとともに、その名称及びその協力の内容について記載すること。

● 「利用を制限する場合がある者の状況」

記入年月日において、指定居宅サービス基準第 155 条において準用する指定居宅サービス基準第9条に規定される介護サービスの提供を拒むことのできる正当な理由(特に利用者に対し自ら適切な短期入所療養介護(介護療養型医療施設)サービスを提供することが困難な場合)を記載すること。

■ 介護サービスの利用者への提供実績

● 「利用者の人数」

記入年月日の前月において、指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」9に規定する「短期入所療養介護（介護療養型医療施設）サービス」の介護報酬（予防を含む）を請求した利用者について、要支援（1、2）、要介護（1、2、3、4及び5）ごとに記載すること。
※合計の人数は調査票の入力内容を基に自動計算される。

● 「利用者の平均的な利用日数」

記入年月日を含む年度の前年度末月における当該事業所の利用者（予防を含む）の延べ利用期間を、記入年月日を含む年度の前年度末月における利用者数で除した数を記載すること。

■ 介護サービスを提供する事業所、設備等の状況

● 「建物の構造」

- a. 「地上階」
当該事業所を置いている建物の地上の階数を記載すること。
- b. 「地下階」
当該事業所を置いている建物の地下の階数を記載すること。

● 「報酬類型」

以下の事項から該当するものを選択して記載すること。

- ① ユニット型個室
- ② ユニット型個室的多床室
- ③ 従来型個室
- ④ 多床室
- ⑤ 療養機能強化型A（多床室）
- ⑥ 療養機能強化型B（多床室）
- ⑦ 療養機能強化型 その他（多床室）
- ⑧ ユニット型療養機能強化型A
- ⑨ ユニット型療養機能強化型B

● 「病室の状況」

病室の状況について、個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋及び5人以上の多床室の別に、その数及びその床面積を記載すること。個室の数及び面積は、ユニット型個室、ユニット型準個室、従来型個室の全てを含めた数と1室当たりの床面積を平方メートル単位で記入してください。

● 「共同便所の設置数」

利用者の個室以外に設置された共同便所について、男子便所、女子便所及び男女共用便所の数を記載するとともに、そのうち車いす等の対応が可能な便所の数をそれぞれ記載すること。

● 「個室の便所の設置数」

利用者の個室の便所の数を記載するとともに、当該個室における便所の設置割合及び車いす等の対応が可能な便所の数をそれぞれ記載すること。

● 「浴室の設備状況」

浴室の総数を記載するとともに、うち個浴、大浴槽、特殊浴槽及びリフト浴に該当する数をそれぞれ記載すること。さらに、「その他の浴室の設備の状況」欄には、浴室に関する留意事項等について記載すること。

● 「食堂の設備の状況」

食堂の設備の状況について記載すること。さらに、「利用者等が調理を行う設備状況」欄には、利用者等が簡易な調理を行う設備を有している場合には、「あり」に記すこと。

● 「消火設備等の状況」

消火設備等の設備を有している場合には、「あり」に記すとともに、消火設備等の具体的な内容を右の空欄に記載すること。また、記載内容については、指定療養施設基準第3条第3項等に規定する構造設備の基準との整合性を図ること。

● 「通所リハビリテーションの実施状況」

法第8条第8項に規定する通所リハビリテーションの事業を実施している場合には、「あり」に記すこと。

■ 利用者等からの苦情に対応する窓口等の状況

当該事業所又は当該事業所を運営する法人に設置している利用者等からの苦情に対応する窓口の名称及び電話番号を記載すること。また、「対応している時間」欄には、当該事業所の苦情の受付対応が可能な通常の間帯を、平日、土曜、日曜及び祝日の別に記載すること。また、「定休日」欄には、当該苦情の受付窓口の定休日を記載すること。さらに、「留意事項」欄には、必要に応じて通常以外の間帯等を記載すること。なお、当該欄に記載する窓口等は、1つとする。

■ 介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応の仕組み

利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合における損害賠償を行うために、当該事業所が加入している損害賠償保険がある場合には「あり」に記すこと。

■ 介護サービスの提供内容に関する特色等

当該事業所の特色等について、その内容を概ね 400 字以内で記載すること。なお、記載内容については、医療法第6条の5に規定する広告制限を踏まえること。

■ 介護相談員の受け入れ状況の有無

当該事業所において、市区町村から派遣された介護相談員の受け入れを実施している場合には、「あり」に記すこと。

■ 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

● 「利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況」

利用者アンケート調査、意見箱の設置等により利用者の意見等を把握する取組を実施している場合には、「あり」に記すこと。また、その結果を外部に開示している場合には、「当該結果の開示状況」欄の「あり」に記すこと。なお、当該取組は、記入年月日の前1年間に於いて実施したものについて記載すること。

● 「第三者による評価の実施状況」

第三者による介護サービス等の質の評価を実施している場合には、「あり」に記すとともに、実施した取組の1つについて、実施した直近の年月日（評価結果確定日）、実施した評価機関の名称を記載すること。なお、当該取組は、記入年月日の前4年間に於いて実施したものについて記載すること。さらに、その結果を外部に開示している場合には、「当該結果の開示状況」欄の「あり」に記すこと。

また、ホームページ上でその結果を開示している場合は、その掲載アドレスを記載すること。

● 5. 介護サービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項

■ 介護給付以外のサービスに要する費用

● 「食事の提供に要する費用の額及びその算定方法」

指定居宅サービス基準第 145 条第3項第1号に規定する食事の提供に要する費用(指定介護予防サービス基準第 190 条第3項第1号を含む)の額及びその算定方法を記載すること。

● 「滞在に要する費用の額及びその算定方法」

指定居宅サービス基準第 145 条第3項第2号等に規定する滞中に要する費用(指定介護予防サービス基準第 190 条第3項第2号を含む)の額及びその算定方法を記載すること。

● 「利用者が選定する特別な病室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額及びその算定方法」

指定居宅サービス基準第 145 条第3項第3号等に規定する入院患者(利用者)が選定する特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用(指定介護予防サービス基準第 190 条第3項第3号を含む)の額及びその算定方法を記載すること。

● 「利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額及びその算定方法」

指定居宅サービス基準第 145 条第3項第4号等に規定する入院患者(利用者)が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用(指定介護予防サービス基準第 190 条第3項第4号を含む)の額及びその算定方法を記載すること。

● 「理美容代及びその算定方法」

指定居宅サービス基準第 145 条第3項第6号等に規定する理美容代の額(指定介護予防サービス基準第 190 条第3項第6号を含む)及びその算定方法を記載すること。

● 「当該介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用(日常生活費)の額及びその算定方法」

指定居宅サービス基準第 145 条第3項第7号等に規定する短期入所療養介護(介護療養型医療施設)において提供される便宜(指定介護予防サービス基準第 190 条第3項第7号を含む)のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用の額及びその算定方法を記載すること。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

● 共通事項

■ 記入年月日

記入年月日を記載すること。

■ 記入者名

省令第140条の51第2号に規定する調査客体を代表する者の名称(以下、「記入者」という)を記載すること。

■ 所属・職名

記入者の所属部署の名称及びその職名について、記載すること。

〈職名記載例〉 運営法人代表・施設長・介護事業部部長・管理者・事務長・管理部課長・一般職員 等

● 1.事業所を運営する法人等に関する事項

■ 法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

● 「法人等の名称」

a. 「法人等の種類」

法人等の種類について、該当するものを下記から選択すること。また、法人ではない場合には「99 その他」を選択すること。

- 01 社会福祉協議会以外の社会福祉法人
- 02 社会福祉協議会
- 03 医療法人
- 04 社団法人又は財団法人
- 05 営利法人(株式会社等)
- 06 特定非営利活動法人(NPO 法人)
- 07 農業協同組合
- 08 消費生活協同組合
- 09 その他の法人
- 10 都道府県
- 11 市町村
- 12 広域連合・一部事務組合等
- 99 その他

- b. 「名称」
当該法人等の名称を記載すること。なお、記載内容については、登記事項等との整合性を図ること。
- c. 「法人番号」
法人番号の指定を受けている場合には、「法人番号あり」を選択し、法人番号を記載すること。
なお、設立登記のない法人又は法人でない社団若しくは財団であって、法人番号の指定を受けているが、基本 3 情報(①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地及び③法人番号)の公表に同意していない場合には、「法人番号あり(非公表)」を選択すること。
(法人番号は、特段、届出手続等を要することなく、国税庁長官が法人番号を指定し、原則としてインターネット上で公表され、誰もが自由に利用することが可能であるため、基本 3 情報の公表に同意していない場合を除き、法人番号を秘密にする目的として「法人番号あり(非公表)」を選択しないこと。)
法人番号の指定を受けていない場合には「法人番号なし」を選択すること。

● 「法人等の主たる事務所の所在地」

当該法人等の主たる事務所の住所について、当該都道府県名、市区町村名、番地等を記載すること。なお、記載内容については、登記事項等との整合性を図ること。

● 「法人等の連絡先」

- a. 「電話番号」
利用者からの照会等に対応する当該法人等の電話番号を記載すること。
- b. 「FAX 番号」
利用者からの照会等に対応する当該法人等の FAX 番号を記載すること。
- c. 「ホームページ」
当該法人等の情報が掲載されているホームページがある場合には「あり」に記すとともに、そのアドレスを記載すること。また、当該法人等の情報が掲載されているホームページがない場合には「なし」に記すこと。

■ 法人等の代表者の氏名及び職名

- a. 「氏名」
当該法人等の代表者の氏名を記載すること。
- b. 「職名」
代表者の当該法人内の職名を記載すること。

■ 法人等の設立年月日

当該法人等の設立年月日を記載すること。なお、記載内容については、登記事項等との整合性を図ること。

■ 法人等が当該都道府県内で実施する介護サービス

当該法人等が当該都道府県内で、当該報告に係る介護サービスを含む介護サービス(法の規定に基づく指定又は許可を受けている介護サービスをいう)を実施している場合には、介護サービスの種類ごとに「あり」に記すとともに、当該介護サービスを行う事業所の数を記載すること。さらに、そのうち主な当該事業所の名称及びその所在地について1つ記載すること。なお、「介護予防支援」の欄は、地域包括支援センターからの委託を受けて「介護予防支援」を実施する居宅介護支援事業所を除いた内容を記載すること。

● 2.介護サービスを提供し、又は提供しようとする事業所に関する事項

■ 事業所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

当該報告に係る介護サービスを提供する事業所(以下、「事業所」という)の名称、所在地及び電話番号、FAX 番号及びホームページアドレスを記載すること。また、「市区町村コード」の欄には、総務省自治行政局地域情報政策室が設定している「全国地方公共団体コード」から、当該報告に係る介護サービスを提供する事業所の所在地のコード番号を記載すること。なお、記載内容は、都道府県知事への届出事項等との整合性を図ること。

■ 介護保険事業所番号

当該事業所の介護保険事業所番号を記載すること。

■ 事業所の管理者の氏名及び職名

a. 「氏名」

当該事業所の指定地域密着型サービス基準第3条の5に規定する管理者。以下、「管理者」という。)の氏名を記載すること。

b. 「職名」

管理者の当該事業所内の職名を記載すること。

■ 事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定若しくは許可を受けた年月日(指定又は許可の更新を受けた場合にはその直近の年月日)

● 「事業の開始(予定)年月日」

当該報告に係る介護サービスの提供を開始した年月日を記載すること。なお、当該報告時に当該介護サービスの提供の開始を予定している事業所等にあつては、開始予定年月日を記載すること。

● 「指定の年月日」

当該報告に係る法第 42 条の 2 第 1 項に規定する地域密着型サービス事業者の指定を受けた年月日を記載すること。

● 「指定の更新年月日(直近)」

当該報告に係る法第 78 条の 12 において準用する法 70 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービス事業者の指定の更新を受けた直近の年月日を記載すること。なお、報告時に当該指定の更新を受けたことのない事業所にあつては、当該指定を受けた年月日を記載すること。

■ 生活保護法第 54 条の 2 に規定する介護機関の指定

当該事業所が生活保護法第 54 条の 2 に規定する介護機関の指定を受けている場合には、「あり」に記すこと。

■ 社会福祉士及び介護福祉士法第 48 条の 3 に規定する登録喀痰吸引等事業者

当該事業所が社会福祉士及び介護福祉士法第 48 条の 3 に規定する登録喀痰吸引等事業者の場合には、「あり」に記すこと。

■ 事業所までの主な利用交通手段

当該事業所が最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から当該事業所までの主な交通手段、所要時間等について記載すること。

■ 事業所の形態

当該事業所が法第 8 条第 15 項第 1 号のみに該当する場合は「一体型」(訪問介護と訪問看護のサービスを当該事業所が一体的に提供)を、同 2 号のみに該当する場合は「連携型」(当該事業所が他の訪問看護事業所と連携して訪問看護サービスを提供)を、同 1 号かつ 2 号に該当する場合は「一体型・連携型」を選択すること。なお、記載内容は、市町村長への届出事項等との整合性を図ること。

■ 他の訪問介護事業所等への一部委託の有無

a. 「定期巡回サービス」

当該事業所が当該報告に係る介護サービスの提供にあたって、指定地域密着型サービス基準第 3 条の 3 第 1 項に規定する「定期巡回サービス」を他の訪問介護事業所等の一部委託している場合は、「あり」に

記し、うち記入年月日時点で最も利用者数の多い事業所の名称及び介護サービス情報公表システムにおける公表 URL を記載すること

b. 「随時対応サービス」

当該事業所が当該報告に係る介護サービスの提供にあたって、指定地域密着型サービス基準第3条の3第2項に規定する「随時対応サービス」を他の訪問介護事業所等に一部委託している場合は、「あり」に記し、うち記入年月日時点で最も利用者数の多い事業所の名称及び介護サービス情報公表システムにおける公表 URL を記載すること。

c. 「随時訪問サービス」

当該事業所が当該報告に係る介護サービスの提供にあたって、指定地域密着型サービス基準第3条の3第3項に規定する「随時訪問サービス」を他の訪問介護事業所等に一部委託している場合は、「あり」に記し、うち記入年月日時点で最も利用者数の多い事業所の名称及び介護サービス情報公表システムにおける公表 URL を記載すること。

d. 「訪問看護サービス」

当該事業所が当該報告に係る介護サービスの提供にあたって、指定地域密着型サービス基準第3条の3第3項に規定する「訪問看護サービス」を他の訪問看護事業所等に一部委託している場合は、「あり」に記し、うち記入年月日時点で最も利用者数の多い事業所の名称及び介護サービス情報公表システムにおける公表 URL を記載すること。

■ 連携する訪問看護事業所

当該事業所が法第8条第 15 項第2号に該当する場合は、省令第 131 条の2の2に基づき、市町村長に届け出ている連携する他の訪問看護事業所のうち、記入年月日時点で利用者数の多い順に 10 カ所の事業所の名称及び介護サービス情報公表システムにおける公表 URL を記載すること。

※ 一部委託先、連携先事業所の公表 URL については、「事業所の概要」ページの URL を掲載すること。また、公表 URL については年度ごとに変更されるため、注意すること。

● 3.事業所において介護サービスに従事する従業者に関する事項

■ 職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数等

● 「実人数」

以下の者について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る専従及び兼務に該当する者及びその合計の人数をそれぞれ記載すること。また、常勤換算人数をそれぞれ記載すること。

※合計の人数は調査票の入力内容を基に自動計算される。

- ① オペレーター(指定地域密着型サービス基準第3条の4第1項に規定する「オペレーター」をいう。以下、この事項において同じ)
- ② 訪問介護員等(指定地域密着型サービス基準第3条の4第2項及び第3項に規定する「訪問介護員等」をいう。以下、この事項において同じ)
- ③ 保健師(指定地域密着型サービス基準第3条の4第4項イに規定する「保健師」をいう。以下、この事項において同じ)
- ④ 看護師(指定地域密着型サービス基準第3条の4第4項イに規定する「看護師」をいう。以下、この事項において同じ)
- ⑤ 准看護師(指定地域密着型サービス基準第3条の4第4項イに規定する「准看護師」をいう。以下、この事項において同じ)
- ⑥ 理学療法士(指定地域密着型サービス基準第3条の4第4項ロに規定する「理学療法士」をいう。以下、この事項において同じ)
- ⑦ 作業療法士(指定地域密着型サービス基準第3条の4第4項ロに規定する「作業療法士」をいう。以下、この事項において同じ)
- ⑧ 言語聴覚士(指定地域密着型サービス基準第3条の4第4項ロに規定する「言語聴覚士」をいう。以下、この事項において同じ)
- ⑨ 事務員
- ⑩ その他の従業者

常勤換算人数の計算式

当該事業所の従業者の勤務延時間数 ÷ 当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数

● 「1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数」

常勤換算方法により用いた常勤の従業者が勤務すべき時間数の1週間の延べ時間数を記載すること。なお、職種により常勤の従業者が勤務すべき時間数が異なる場合には、主な職種の常勤の従業者が勤務すべき時間数を記載すること。

● 「従業者である訪問介護員等有している資格」

以下の資格を有する訪問介護員等について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る専従及び兼務に該当する者の人数をそれぞれ記載すること。

- ① 介護福祉士
- ② 実務者研修
- ③ 介護職員初任者研修

※ 複数の資格を取得している場合は、重複計上することとし、旧介護職員基礎研修、訪問介護員1級は②、訪問介護員2級保有者は③として計上すること。

● 「従業者であるオペレーターが有している資格」

以下の資格を有するオペレーターについて、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る専従及び兼務に該当する者の人数をそれぞれ記載すること。

- ① 看護師
- ② 准看護師
- ③ 介護福祉士
- ④ 医師
- ⑤ 保健師
- ⑥ 社会福祉士
- ⑦ 介護支援専門員

※ 複数の資格を取得している場合は、重複計上すること

● 「管理者の他の職務との兼務の有無」

管理者が当該報告に係る介護サービスの管理者以外の職務を兼務している場合には、「あり」に記すこと。「管理者が有している当該報告に係る介護サービスに係る資格等」欄には、管理者が当該報告に係る介護サービスに係る資格等を有している場合には、「あり」に記すとともに、その資格等の名称を記載すること。

■ 従業者の当該報告に係る介護サービスの業務に従事した経験年数等

● 「採用者数」

前年度1年間の当該事業所における訪問介護員等、オペレーター、保健師及び看護師並びに准看護師の採用者数を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。なお、同一法人内での異動による人数の増加は、新規採用者に含めずに記載すること。

● 「退職者数」

前年度1年間の当該事業所における訪問介護員等、オペレーター、保健師及び看護師並びに准看護師の退職者数を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。なお、同一法人内での異動による人数の減少は、退職者数に含めずに記載すること。

● 「当該職種として業務に従事した経験年数」

訪問介護員等、オペレーター、保健師及び看護師並びに准看護師の当該職種としての経験年数について、1年未満、1年～3年未満、3年～5年未満、5年～10年未満及び10年以上経験を有する者に該当する人数を記載すること。なお、経験年数には当該職種として他の事業所で勤務した年数を含めて記載すること。

■ 従業者の健康診断の実施状況

全ての従業員の健康診断を実施している場合には「あり」と記すこと。なお、全ての従業員とは、健康診断を受けないことを希望した者を除いて、労働安全衛生法第 66 条第 1 項に規定する健康診断を義務付けられた者以外も含むものとする。

■ 従業員の教育訓練のための制度、研修その他の従業員の資質向上に向けた取組の実施状況

● 「事業所で実施している従業員の資質向上に向けた研修等の実施状況」

事業所において、従業員の資質を向上させるために実施している研修等の実施状況について、その研修等の内容（名称、対象者、カリキュラムもしくは時間等）を記載すること。

● 「実践的な職業能力の評価・認定制度である介護プロフェッショナルキャリア段位制度の取組」

- a. 「アセッサー（評価者）の人数」
事業所の従業員で、アセッサー養成講習を修了しアセッサーとなっているものの人数を記載すること。
- b. 「段位取得者の人数」
アセッサーが内部評価を行い、レベル認定委員会にて認定を受けたものの数をレベル毎（2①、2②、3、4）に記載すること。
- c. 「外部評価（介護プロフェッショナルキャリア段位制度）の実施状況」
前年度1年間に、介護プロフェッショナルキャリア段位制度の外部評価審査員における外部評価を受けた場合は「あり」と記すこと。

● 「認知症に関する取組の実施状況」

- a. 「認知症介護指導者養成研修修了者の人数」
事業所の従業員で、認知症介護指導者養成研修を修了したものの人数を記載すること。
- b. 「認知症介護実践リーダー研修修了者の人数」
事業所の従業員で、認知症介護実践リーダー研修を修了したものの人数を記載すること。
- c. 「認知症介護実践者研修修了者の人数」
事業所の従業員で、認知症介護実践者研修を修了したものの人数を記載すること。
- d. 「それ以外の認知症対応力の向上に関する研修修了者の人数」
事業所の従業員で、a～c 以外の認知症対応力の向上に関する研修を修了したものの人数を記載すること。

● 4.介護サービスの内容に関する事項

■ 事業所の運営に関する方針

事業の目的、事業の運営等の方針について記載すること。なお、記載内容については、指定地域密着型サービス基準第3条の29に規定する運営規程の内容等との整合性を図ること。

■ 介護サービスを提供している日時

● 「サービスを利用できる時間」

a. 「留意事項」

利用者が指定地域密着型サービス基準第3条の2に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用できる時間に関する制限事項等について記載すること。また、当該留意事項がない場合にはその旨を記載すること。

■ 事業所が通常時に介護サービスを提供する地域

利用者が指定地域密着型サービス基準第3条の19第3項に規定する交通費の額の負担が生じない地域を記載すること。なお、記載内容については、指定地域密着型サービス基準第3条の29に規定する運営規程等との整合性を図ること。

■ 介護サービスの内容等

● 「介護報酬の加算状況」(sからwは一体型の場合のみ算定可能なため、連携型の場合は「なし」を記載すること。)

記入年月日の前月から前1年間において、以下の事項の指定地域密着型サービス報酬基準に規定する加算を受けた場合には「あり」に記すこと。

- a. 特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算
- b. 中山間地域等における小規模事業所加算
- c. 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
- d. 総合マネジメント体制強化加算
- e. 生活機能向上連携加算(Ⅰ)
- f. 生活機能向上連携加算(Ⅱ)
- g. 認知症専門ケア加算(Ⅰ)
- h. 認知症専門ケア加算(Ⅱ)
- i. サービス提供体制強化加算(Ⅰ)
- j. サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
- k. サービス提供体制強化加算(Ⅲ)
- l. 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)
- m. 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)
- n. 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)
- o. 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)

- p. 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)
- q. 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)
- r. 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)
- s. 緊急時訪問看護の実施
- t. 特別管理加算(Ⅰ)
- u. 特別管理加算(Ⅱ)
- v. 在宅での看取り(ターミナルケア)の対応
- w. 退院時共同指導加算

● 「特別な医療処置等の実施状況(記入日前月から直近1年間の状況)」

記入年月日の前月から前1年間において、以下の事項を実施している場合には「あり」に記すこと。さらに「その他」欄には、以下の事項以外の特別な医療処置等を必要とする利用者の受け入れを実施している場合には「あり」に記すとともに、その内容を記載すること。

- ① 経管栄養法(胃ろうを含む)
- ② 在宅中心静脈栄養法(IVH)
- ③ 点滴・静脈注射
- ④ 膀胱留置カテーテル
- ⑤ 腎ろう・膀胱ろう
- ⑥ 在宅酸素療法(HOT)
- ⑦ 人工呼吸療法(レスピレーター、ベンチレーター)
- ⑧ 在宅自己腹膜灌流(CAPD)
- ⑨ 人工肛門(ストマ)
- ⑩ 人工膀胱
- ⑪ 気管カニューレ
- ⑫ 吸引
- ⑬ 麻薬を用いた疼痛管理

● 介護・医療連携推進会議の開催状況

指定地域密着型サービス基準第3条の37第1項に規定する「介護・医療連携推進会議」について、前年度1年の開催実績、延べ参加者人数、協議内容等について記載すること。

■ 介護サービスの利用者への提供実績

記入年月日の前月における以下の事項について記載すること。

● 「利用者の人数」

介護報酬を請求した介護サービスの利用者数及びその前年同月における介護報酬を請求した介護サービスの利用者数について、要介護(要介護1、2、3、4及び5)に該当する人数及びその合計をそれぞれ記載すること。

※合計の人数は調査票の入力内容を基に自動計算される。

■ 利用者等からの苦情に対応する窓口等の状況

当該事業所又は当該事業所を運営する法人に設置している利用者等からの苦情に対応する窓口の名称及び電話番号を記載すること。また、「対応している時間」欄には、当該事業所の苦情の受付対応が可能な通常の時間帯を、平日、土曜、日曜及び祝日の別に記載すること。また、「定休日」欄には、当該苦情の受付窓口の定休日を記載すること。さらに、「留意事項」欄には、必要に応じて通常以外の時間帯等を記載すること。なお、当該欄に記載する窓口等は、1つとする。

■ 介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応の仕組み

利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合における損害賠償を行うために、当該事業所が加入している損害賠償保険がある場合には「あり」に記すこと。

■ 介護サービスの提供内容に関する特色等

当該事業所の特色等について、その内容を概ね 400 字以内で記載すること。なお、記載内容については、指定地域密着型サービス基準第3条の 34 に規定する虚偽又は誇大広告の禁止を踏まえること。

■ 利用者等の意見を把握する体制、評価の実施状況等

● 「利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況」

利用者アンケート調査、意見箱の設置等により利用者の意見等を把握する取組を実施している場合には、「あり」に記すこと。また、その結果を外部に開示している場合には、「当該結果の開示状況」欄の「あり」に記すこと。なお、当該取組は、記入年月日の前1年間に於いて実施したものについて記載すること。

● 「地域密着型サービスの外部評価の実施状況」

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の 37 第1項に定める介護・医療連携推進会議、第 85 条第1項(第 182 条第1項において準用する場合を含む。)に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について」において定められている外部評価を実施している場合には、「あり」に記すとともに、実施した直近の年月日(評価結果確定日)を記載すること。さらに、結果の内容又は開示方法について記載すること。

● 5.介護サービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項

■ 介護給付以外のサービスに要する費用

- 「利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外で当該介護サービスを行う場合、それに要する交通費の額及びその算定方法」

指定地域密着型サービス基準第3条の 19 第3項に規定する交通費の額及びその算定方法を記載すること。なお、当該サービスを行っていない場合及び当該費用の徴収を行っていない場合には、その旨を記載すること。

■ オペレーターから利用者宅への連絡に必要な通話料の請求の有無及びその算定方法

オペレーターから利用者宅へ連絡する場合に係る通話料の請求を実施している場合には、「あり」に記すとともに、その額、算定方法等を記載すること。

■ 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の実施の有無

「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について(平成 12 年5月1日老発第 474 号)」別添2に規定する社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業を市区町村が実施している場合であって、当該軽減制度を実施している場合には「あり」に記すこと。

看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

● 共通事項

■ 記入年月日

記入年月日を記載すること。

■ 記入者名

省令第 140 条の 51 第2号に規定する調査客体を代表する者の名称(以下、「記入者」という)を記載すること。

■ 所属・職名

記入者の所属部署の名称及びその職名について、記載すること。

〈職名記載例〉 運営法人代表・施設長・介護事業部部長・管理者・事務長・
管理部課長・一般職員 等

● 1.事業所を運営する法人等に関する事項

■ 法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

● 「法人等の名称」

a. 「法人等の種類」

法人等の種類について、該当するものを下記から選択すること。また、法人ではない場合には「99 その他」を選択すること。

- 01 社会福祉協議会以外の社会福祉法人
- 02 社会福祉協議会
- 03 医療法人
- 04 社団法人又は財団法人
- 05 営利法人(株式会社等)
- 06 特定非営利活動法人(NPO 法人)
- 07 農業協同組合
- 08 消費生活協同組合
- 09 その他の法人
- 10 都道府県
- 11 市町村
- 12 広域連合・一部事務組合等
- 99 その他

- b. 「名称」
当該法人等の名称を記載すること。なお、記載内容については、登記事項等との整合性を図ること。
- c. 「法人番号」
法人番号の指定を受けている場合には、「法人番号あり」を選択し、法人番号を記載すること。
なお、設立登記のない法人又は法人でない社団若しくは財団であって、法人番号の指定を受けているが、基本 3 情報(①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地及び③法人番号)の公表に同意していない場合には、「法人番号あり(非公表)」を選択すること。
(法人番号は、特段、届出手続等を要することなく、国税庁長官が法人番号を指定し、原則としてインターネット上で公表され、誰もが自由に利用することが可能であるため、基本 3 情報の公表に同意していない場合を除き、法人番号を秘密にする目的として「法人番号あり(非公表)」を選択しないこと。)
法人番号の指定を受けていない場合には「法人番号なし」を選択すること。

● 「法人等の主たる事務所の所在地」

当該法人等の主たる事務所の住所について、当該都道府県名、市区町村名、番地等を記載すること。なお、記載内容については、登記事項等との整合性を図ること。

● 「法人等の連絡先」

- a. 「電話番号」
利用者からの照会等に対応する当該法人等の電話番号を記載すること。
- b. 「FAX 番号」
利用者からの照会等に対応する当該法人等の FAX 番号を記載すること。
- c. 「ホームページ」
当該法人等の情報が掲載されているホームページがある場合には「あり」に記すとともに、そのアドレスを記載すること。また、当該法人等の情報が掲載されているホームページがない場合には「なし」に記すこと。

■ 法人等の代表者の氏名及び職名

- a. 「氏名」
当該法人等の代表者の氏名を記載すること。
- b. 「職名」
代表者の当該法人内の職名を記載すること。

■ 法人等の設立年月日

当該法人等の設立年月日を記載すること。なお、記載内容については、登記事項等との整合性を図ること。

■ 法人等が当該都道府県内で実施する介護サービス

当該法人等が当該都道府県内で、当該報告に係る介護サービスを含む介護サービス(法の規定に基づく指定又は許可を受けている介護サービスをいう)を実施している場合には、介護サービスの種類ごとに「あり」に記すとともに、当該介護サービスを行う事業所の数を記載すること。さらに、そのうち主な当該事業所の名称及びその所在地について1つ記載すること。なお、「介護予防支援」の欄は、地域包括支援センターからの委託を受けて「介護予防支援」を実施する居宅介護支援事業所を除いた内容を記載すること。

● 2.介護サービスを提供し、又は提供しようとする事業所に関する事項

■ 事業所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

当該報告に係る介護サービスを提供する事業所(以下、「事業所」という)の名称、所在地及び電話番号、FAX 番号及びホームページアドレスを記載すること。また、「市区町村コード」の欄には、総務省自治行政局地域情報政策室が設定している「全国地方公共団体コード」から、当該報告に係る介護サービスを提供する事業所の所在地のコード番号を記載すること。なお、記載内容は、都道府県知事への届出事項等との整合性を図ること。

● 「サテライト事業所」

指定地域密着型サービス基準第 63 条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又は同基準第 171 条第 8 項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を設置している場合には、「あり」に記すとともに、その箇所数を記載すること。

a. 「サテライト型小規模多機能型居宅介護」

指定地域密着型サービス基準第 63 条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所を設置している場合には、「あり」に記すとともに、当該サテライト事業所の所在地を記載すること。

b. 「サテライト型看護小規模多機能型居宅介護」

指定地域密着型サービス基準第 171 条第 8 項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を設置している場合には、「あり」に記すとともに、当該サテライト事業所の所在地を記載すること。

■ 介護保険事業所番号

当該事業所の介護保険事業所番号を記載すること。

■ 併設施設等

訪問看護サービスを除く介護保険サービス事業所、または医療機関（診療所を含む）が併設されている場合には、「あり」に記すとともに、併設施設の介護サービスの種別及び事業所の名称を記載すること。なお、該当するサービスや事業所が複数ある場合は、主なもの 1 つについて記載すること。

■ 訪問看護事業所の指定の有無

指定地域密着型サービス基準第 171 条第 10 項に規定される指定訪問看護事業所の指定を受け、かつ指定複合型サービスの事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、「あり」に記すとともに、病院、診療所、訪問看護ステーションの別及びその事業所の名称を記載すること。

■ 事業所の管理者の氏名及び職名

a. 「氏名」

当該事業所の指定地域密着型サービス基準第 172 条に規定する管理者（以下、「管理者」という。）の氏名を記載すること。

b. 「職名」

管理者の当該事業所内の職名を記載すること。

■ 事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定若しくは許可を受けた年月日（指定又は許可の更新を受けた場合にはその直近の年月日）

● 「事業の開始（予定）年月日」

当該報告に係る介護サービスの提供を開始した年月日を記載すること。なお、当該報告時に当該介護サービスの提供の開始を予定している事業所等にあつては、開始予定年月日を記載すること。

● 「指定の年月日」

当該報告に係る法第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービス事業者の指定を受けた年月日を記載すること。

● 「指定の更新年月日（直近）」

当該報告に係る法第 78 条の 12 において準用する法第 70 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービス事業者の指定の更新を受けた直近の年月日を記載すること。なお、報告時に当該指定の更新を受けたことのない事業所にあつては、当該指定を受けた年月日を記載すること。

● 「介護保険法第 71 条に規定する訪問看護のみなし指定」

法第 71 条第 1 項の規定により、指定訪問看護に係る法第 41 条第 1 項の指定があつたことをみなされている場合には、「あり」に記すこと。

■ 生活保護法第 54 条の 2 に規定する介護機関の指定

当該事業所が生活保護法第 54 条の 2 に規定する介護機関の指定を受けている場合には、「あり」に記すこと。

■ 社会福祉士及び介護福祉士法第 48 条の 3 に規定する登録喀痰吸引等事業者

当該事業所が社会福祉士及び介護福祉士法第 48 条の 3 に規定する登録喀痰吸引等事業者の場合には、「あり」に記すこと。

■ 事業所までの主な利用交通手段

当該事業所の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から当該事業所までの主な交通手段、所要時間等について記載すること。

■ 高齢者の方と障害者の方が同時一体的に利用できるサービス

● 介護保険サービスの指定状況

当該事業所が、介護保険の指定を受けている場合、「0. 通常の指定」に記すこと。

● 障害福祉サービスの指定状況

当該事業所が、障害福祉サービスを提供し、高齢者の方と障害者の方が同時一体的に利用できるサービスを実施している場合、障害福祉サービスの指定状況を「通常の指定」「共生型」「基準該当」から選択して記すこと。

● 3.事業所において介護サービスに従事する従業者に関する事項

■ 職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間等

● 「実人数」

以下の者について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る専従及び兼務に該当する者及びその合計の人数をそれぞれ記載すること。また、常勤換算人数をそれぞれ記載すること。

※合計の人数は調査票の入力内容を基に自動計算される。

- ① 管理者(常勤のみ)
- ② 介護支援専門員
- ③ 介護職員
- ④ 看護職員
- ⑤ その他の従業者(①から④の職種以外の従業者の全体及び「理学療法士」「作業療法士」「言語聴覚士」について、それぞれ記載すること。)

常勤換算人数の計算式

当該事業所の従業者の勤務延時間数 ÷ 当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数

● 「1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数」

常勤換算方法により用いた常勤の従業者が勤務すべき時間数の1週間の延べ時間数を記載すること。なお、職種により常勤の従業者が勤務すべき時間数が異なる場合には、主な職種の常勤の従業者が勤務すべき時間数を記載すること。

● 「従業者である介護職員が有している資格」

以下の資格を有する介護職員について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る専従及び兼務に該当する者の人数をそれぞれ記載すること。

- ① 介護福祉士
- ② 実務者研修
- ③ 介護職員初任者研修
- ④ 介護支援専門員

※ 複数の資格を取得している場合は、重複計上することとし、旧介護職員基礎研修、訪問介護員1級は②、訪問介護員2級保有者は③として計上すること。

● 「従業者である看護職員が有している資格」

以下の資格を有する看護職員について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る専従及び兼務に該当する者の人数をそれぞれ記載すること。

- ① 保健師
- ② 看護師
- ③ 准看護師

● 「夜勤・宿直を行う従業者の人数」

夜勤・宿直を行う当該事業所における従業員の夜勤・宿直時間帯の平均の人数を記載すること。あわせて、併施設等と兼務して夜勤・宿直をしている従業員がいる場合、その人数を再掲すること。なお、記載内容については、当該事業所の夜勤・宿直を行う一般的な人員体制を踏まえること。

● 「管理者の他の職務との兼務の有無」

管理者が当該報告に係る介護サービスの管理者以外の職務を兼務している場合には、「あり」に記すこと。「管理者が有している当該報告に係る介護サービスに係る資格等」欄には、管理者が当該報告に係る介護サービスに係る資格等を有している場合には、「あり」に記すとともに、その資格等の名称を記載すること。

■ 従業員の当該報告に係る介護サービスの業務に従事した経験年数等

● 「採用者数」

当該事業所における前年度1年間の介護職員、看護職員の採用者数を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。なお、同一法人内での異動による人数の増加は、新規採用者に含めずに記載すること。

● 「退職者数」

当該事業所における前年度1年間の介護職員、看護職員の退職者数を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。なお、同一法人内での異動による人数の減少は、退職者数に含めずに記載すること。

● 「当該職種として業務に従事した経験年数」

介護職員、看護職員の当該職種としての経験年数について、1年未満、1年～3年未満、3年～5年未満、5年～10年未満及び10年以上経験を有する者に該当する人数を記載すること。なお、経験年数には当該職種として他の事業所で勤務した年数を含めて記載すること。

■ 従業員の健康診断の実施状況

全ての従業員の健康診断を実施している場合には「あり」と記すこと。なお、全ての従業員とは、健康診断を受けないことを希望した者を除いて、労働安全衛生法第66条第1項に規定する健康診断を義務付けられた者以外も含むものとする。

■ 従業員の教育訓練のための制度、研修その他の従業員の資質向上に向けた取組の実施状況

● 「事業所で実施している従業員の資質向上に向けた研修等の実施状況」

事業所において、従業者の資質を向上させるために実施している研修等の実施状況について、その研修等の内容（名称、対象者、カリキュラムもしくは時間等）を記載すること。

● 「実践的な職業能力の評価・認定制度である介護プロフェッショナルキャリア段位制度の取組」

- a. 「アセッサー（評価者）の人数」
事業所の従業者で、アセッサー養成講習を修了しアセッサーとなっているものの人数を記載すること。
- b. 「段位取得者の人数」
アセッサーが内部評価を行い、レベル認定委員会にて認定を受けたものの数をレベル毎（2①、2②、3、4）に記載すること。
- c. 「外部評価（介護プロフェッショナルキャリア段位制度）の実施状況」
前年度1年間に、介護プロフェッショナルキャリア段位制度の外部評価審査員における外部評価を受けた場合は「あり」と記すこと。

● 「認知症に関する取組の実施状況」

- a. 「認知症介護指導者養成研修修了者の人数」
事業所の従業者で、認知症介護指導者養成研修を修了したものの人数を記載すること。
- b. 「認知症介護実践リーダー研修修了者の人数」
事業所の従業者で、認知症介護実践リーダー研修を修了したものの人数を記載すること。
- c. 「認知症介護実践者研修修了者の人数」
事業所の従業者で、認知症介護実践者研修を修了したものの人数を記載すること。
- d. 「それ以外の認知症対応力の向上に関する研修修了者の人数」
事業所の従業者で、a～c 以外の認知症対応力の向上に関する研修を修了したものの人数を記載すること。

● 4.介護サービスの内容に関する事項

■ 事業所の運営に関する方針

事業の目的、事業の運営等の方針について記載すること。なお、記載内容については、指定地域密着型サービス基準第 182 条において準用する同基準第 81 条に規定する運営規程の内容等との整合性を図ること。

■ 介護サービスを提供している日時

● 「事業所の営業時間」

当該事業所の運営基準で定めた営業時間帯を、通いサービス、宿泊サービスの別に記載すること。さらに、「留意事項」欄には、必要に応じて通常以外の時間帯を記載すること。

● 「事業所が通常時に介護サービスを提供する地域」

利用者が指定地域密着型サービス基準第 182 条において準用する同基準第 71 条第 3 項に規定する交通費の額の負担が生じない地域を記載すること。なお、記載内容については、同基準第 182 条において準用する同基準第 81 条に規定する運営規定等との整合性を図ること。

■ 利用者の送迎の実施

指定複合型サービスの実施前又は実施後において、当該事業所から利用者の送迎を実施している場合には「あり」に記すこと。

■ 介護サービスの内容等

● 「介護報酬の加算状況」

記入年月日の前月から前 1 年間に於いて、以下の事項の指定地域密着型サービス報酬基準に規定する加算を受けた場合には「あり」に記すこと。

- a. 特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算
- b. 中山間地域における小規模事業所加算
- c. 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
- d. 認知症加算（Ⅰ）
- e. 認知症加算（Ⅱ）
- f. 認知症行動・心理症状緊急対応加算（※ロのみ）
- g. 若年性認知症利用者（入居者・患者）受入加算（※イのみ）
- h. 栄養アセスメント加算（※イのみ）
- i. 栄養改善加算（※イのみ）
- j. 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（※イのみ）
- k. 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（※イのみ）
- l. 口腔機能向上加算（Ⅰ）（※イのみ）
- m. 口腔機能向上加算（Ⅱ）（※イのみ）
- n. 退院時共同指導加算（※イのみ）
- o. 緊急時訪問看護加算（※イのみ）
- p. 特別管理加算（Ⅰ）（※イのみ）
- q. 特別管理加算（Ⅱ）（※イのみ）
- r. ターミナルケア加算（※イのみ）
- s. 看護体制強化加算（Ⅰ）（※イのみ）
- t. 看護体制強化加算（Ⅱ）（※イのみ）
- u. 訪問体制強化加算（※イのみ）
- v. 総合マネジメント体制強化加算（※イのみ）

- w. 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)(※イのみ)
- x. 褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)(※イのみ)
- y. 排せつ支援加算(Ⅰ)(※イのみ)
- z. 排せつ支援加算(Ⅱ)(※イのみ)
- aa. 排せつ支援加算(Ⅲ)(※イのみ)
- bb. 科学的介護推進体制加算(※イのみ)
- cc. サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ
- dd. サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ
- ee. サービス提供体制強化加算(Ⅱ)イ
- ff. サービス提供体制強化加算(Ⅱ)ロ
- gg. サービス提供体制強化加算(Ⅲ)イ
- hh. サービス提供体制強化加算(Ⅲ)ロ
- ii. 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)
- jj. 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)
- kk. 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)
- ll. 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)
- mm. 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)
- nn. 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)
- oo. 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)

● 「特別な医療処置等の実施状況(記入日前月から直近1年間の状況)」

記入年月日の前月から前1年間において、以下の事項を実施している場合には「あり」に記すこと。さらに「その他」欄には、以下の事項以外の特別な医療処置等を必要とする利用者の受け入れを実施している場合には「あり」に記すとともに、その内容を記載すること。

- ① 経管栄養法(胃ろうを含む)
- ② 在宅中心静脈栄養法(IVH)
- ③ 点滴・静脈注射
- ④ 膀胱留置カテーテル
- ⑤ 腎ろう・膀胱ろう
- ⑥ 在宅酸素療法(HOT)
- ⑦ 人工呼吸療法(レスピレーター、ベンチレーター)
- ⑧ 在宅自己腹膜灌流(CAPD)
- ⑨ 人工肛門(ストマ)
- ⑩ 人工膀胱
- ⑪ 気管カニューレ
- ⑫ 吸引
- ⑬ 麻薬を用いた疼痛管理

● 「介護サービスの提供内容に関する特色等」

当該事業所の特色等について、その内容を概ね 400 字で記載すること。なお、記載内容については、指定地域密着型サービス基準第 182 条において準用する同基準第3条の 34 に規定する虚偽又は誇大広告の禁止を踏まえること。

● 「サービス利用に当たっての留意事項」

ターミナルケアへの対応可能範囲等、当該事業所のサービス利用に当たって留意事項がある場合、その内容を概ね 400 字以内で記載すること。

● 「協力医療機関の名称」

指定地域密着型サービス基準第 182 条において準用する同基準第 83 条第 1 項に規定する協力医療機関の名称を記載するとともに、その協力の内容について記載すること。

● 「協力歯科医療機関」

指定地域密着型サービス基準第 182 条において準用する同基準第 83 条第 2 項に規定する協力歯科医療機関を定めている場合には、「あり」に記すとともに、その名称及びその協力の内容について記載すること。

● 「バックアップ施設の名称」

指定地域密着型サービス基準第 182 条において準用する同基準第 83 条第 3 項に規定するバックアップ施設の名称及びその協力の内容について記載すること。

● 「運営推進会議の開催状況」

指定地域密着型サービス基準第 182 条において準用する同基準第 85 条第 1 項に規定する運営推進会議について、前年度1年間の開催実績、延べ参加者人数、協議内容等について記載すること。

● 「地域・市町村との連携状況」

運営推進会議以外に当該事業所の運営を円滑にするために地域・市町村と行っている取り組みがある場合には、その体制、方法、具体的な連携内容について記載すること。

● 「短期利用居宅介護費」

宿泊室に空床がある場合には、登録定員に空きがある場合であって、緊急やむを得ない場合など一定の状況下において、登録者以外の短期利用が可能であるが、実施している場合には「あり」に記すこと。

■ 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)の登録者の状況

記入年月日の前月における以下の事項について記載すること。

● 「登録定員」

指定地域密着型サービス基準第 174 条に規定する登録定員及び通いサービス、宿泊サービスの利用定員を記載すること。

● 「登録者の人数」

複合型サービスの登録者について、年齢(65 歳未満、65 歳以上 75 歳未満、75 歳以上 85 歳未満及び 85 歳以上)別に、記入年月日の前月に要介護(要介護1、2、3、4及び5)に該当する人数及びその合計

● 「登録者の平均年齢」

登録者の平均年齢(小数点第1位まで)

● 「登録者の男女別人数」

登録者の男女別の人数

■ 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)の利用者への提供実績

● 「利用者の人数」

記入年月日の前月における介護報酬を請求した介護サービスの利用者数及びその前年同月に介護報酬を請求した介護サービスの利用者数について、通いサービス、宿泊サービス、訪問サービス(介護)、訪問サービス(看護)の別に、要介護(要介護1、2、3、4及び5)に該当する人数及びその合計をそれぞれ記載すること。また、訪問サービス(看護)については、事業所内での提供及び利用者の自宅での提供の内訳も記載すること。

※合計の人数は調査票の入力内容を基に自動計算される。

● 「訪問サービス(看護)の1か月の提供時間」

記入年月日の前月における各利用者への訪問サービス(看護)の提供時間数の合計を記載すること。

■ 指示書を受けている医療機関及び医師の数

● 「医療機関の数」

指定地域密着型サービス基準第 178 条第2項に規定する主治の医師が所属する医療機関の数を記載すること。

● 「医師の人数」

指定地域密着型サービス基準第 178 条第2項に規定する主治の医師の人数を記載すること。

■ 介護サービスを提供する事業所、設備等の状況

● 「建物形態」

当該事業所の建物形態について、事業所単体の場合には「単独型」、施設に併設されている場合には「併設型」を記すこと。

● 「建物構造」

当該事業所の所在する建物の構造を記載すること。

● 「広さ等」

当該事業所の敷地・延床・居間及び食堂の面積を記載すること。
また、宿泊サービスに利用する宿泊室について個室とそれ以外宿泊室についてそれぞれ室数を記載するとともに、個室については、1室あたりの平均面積を記載すること。さらに、指定地域密着型サービス基準第175条第2項第2号ホに規定する、診療所が有する病床について宿泊室を兼用している場合には、「あり」に記すこと。

● 「便所の設置数」

当該事業所に設置された便所の数を記載するとともに、うち手すりの設置、車いす等の対応が可能な便所の数をそれぞれ記載すること。

● 「バリアフリーの対応状況」

バリアフリーの対応の状況について、その内容を記載すること。

● 「消火設備等の状況」

消火設備等を有している場合には、「あり」に記すとともに、その内容を記載すること。

● 「事業所の敷地に関する事項」

a. 「敷地の面積」

当該事業所の面積を平方メートルを用いて記載すること。

b. 「事業所を運営する法人が所有」

当該敷地を当該事業所を運営する法人が所有している場合には、「あり」に記すこと。また、当該敷地の一部を有している場合には、「一部あり」に記すこと。また、「抵当権の設定」欄には、当該敷地に抵当権を設定している場合には、「あり」に記すこと。

c. 「貸借(借地)」

当該敷地が借地の場合には、「あり」に記すとともに、契約期間の開始及び終了の年月日を記載すること。さらに、「契約の自動更新」欄には、当該契約に自動更新の条項が入っている場合には、「あり」に記すこと。

● 「事業所の建物に関する事項」

a. 「建物の延床面積」

当該事業所の延床面積を平方メートルを用いて記載すること。なお、併設型の場合は、併設している施設等も含め記載すること。

b. 「事業所を運営する法人が所有」

当該建物を当該事業所を運営する法人が所有している場合には、「あり」に記すこと。また、当該建物の一部を有している場合には、「一部あり」に記すこと。また、「抵当権の設定」欄には、当該建物に抵当権を設定している場合には、「あり」に記すこと。

c. 「貸借(借家)」

当該建物が借家の場合には、「あり」に記すとともに、契約期間の開始及び終了の年月日を記載すること。さらに、「契約の自動更新」欄には、当該契約に自動更新の条項が入っている場合には、「あり」に記すこと。

■ 利用者等からの苦情に対応する窓口等の状況

当該事業所又は当該事業所を運営する法人に設置している利用者等からの苦情に対応する窓口の名称及び電話番号を記載すること。また、「対応している時間」欄には、当該事業所の苦情の受付対応が可能な通常の時間帯を、平日、土曜、日曜及び祝日の別に記載すること。また、「定休日」欄には、当該苦情の受付窓口の定休日を記載すること。さらに、「留意事項」欄には、必要に応じて通常以外の時間帯等を記載すること。なお、当該欄に記載する窓口等は、1つとする。

■ 介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応の仕組み

利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合における損害賠償を行うために、当該事業所が加入している損害賠償保険がある場合には「あり」に記すこと。

■ 利用者等の意見を把握する体制、評価の実施状況等

● 「利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況」

利用者アンケート調査、意見箱の設置等により利用者の意見等を把握する取組を実施している場合には、「あり」に記すこと。また、その結果を外部に開示している場合には、「当該結果の開示状況」欄の「あり」に記すこと。なお、当該取組は、記入年月日の前1年間に於いて実施したものについて記載すること。

● 「地域密着型サービスの外部評価の実施状況」

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第85条第1項(第182条第1項において準用する場合を含む。))に規定する運営推進会議を活用した評

価の実施等について」において定められている外部評価を実施している場合には、「あり」に記すとともに、実施した直近の年月日（評価結果確定日）を記載すること。さらに、結果の内容又は開示方法について記載すること。

● 5.介護サービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項

■ 利用料等（利用者の負担額）

● 「食費」

指定地域密着型サービス基準第 182 条において準用する同基準第 71 条第 3 項第 3 号に規定する費用の額を記載すること。規定額がない場合は、直近 1 か月の平均金額を記載すること。なお、当該費用の徴収等を行っていない場合には、「なし」に記すこと。

● 「宿泊費」

指定地域密着型サービス基準第 182 条において準用する同基準第 71 条第 3 項第 4 号に規定する費用の額を記載すること。規定額がない場合は、直近 1 か月の平均金額を記載すること。なお、当該費用の徴収等を行っていない場合には、「なし」に記すこと。

■ その他の費用

指定地域密着型サービス基準第 182 条において準用する同基準第 71 条第 3 項第 6 号に規定するその他の費用を徴収している場合には、その費用名を記載し、「あり」に記すとともに、その額（規定額がない場合は、直近 1 か月の平均金額）及びその算定方法を記載すること。なお、当該費用の徴収等を行っていない場合には、「なし」に記すこと。

地域密着型通所介護

● 共通事項

■ 記入年月日

記入年月日を記載すること。

■ 記入者名

省令第 140 条の 51 第2号に規定する調査客体を代表する者の名称(以下、「記入者」という)を記載すること。

■ 所属・職名

記入者の所属部署の名称及びその職名について、記載すること。

〈職名記載例〉 運営法人代表・施設長・介護事業部部長・管理者・事務長・
管理部課長・一般職員 等

● 1. 事業所を運営する法人等に関する事項

■ 法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

● 「法人等の名称」

a. 「法人等の種類」

法人等の種類について、該当するものを下記から選択すること。また、法人ではない場合には「99 その他」を選択すること。

- 01 社会福祉協議会以外の社会福祉法人
- 02 社会福祉協議会
- 03 医療法人
- 04 社団法人又は財団法人
- 05 営利法人(株式会社等)
- 06 特定非営利活動法人(NPO 法人)
- 07 農業協同組合
- 08 消費生活協同組合
- 09 その他の法人
- 10 都道府県
- 11 市町村
- 12 広域連合・一部事務組合等
- 99 その他

- b. 「名称」
当該法人等の名称を記載すること。なお、記載内容については、登記事項等との整合性を図ること。
- c. 「法人番号」
法人番号の指定を受けている場合には、「法人番号あり」を選択し、法人番号を記載すること。
なお、設立登記のない法人又は法人でない社団若しくは財団であって、法人番号の指定を受けているが、基本 3 情報(①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地及び③法人番号)の公表に同意していない場合には、「法人番号あり(非公表)」を選択すること。
(法人番号は、特段、届出手続等を要することなく、国税庁長官が法人番号を指定し、原則としてインターネット上で公表され、誰もが自由に利用することが可能であるため、基本 3 情報の公表に同意していない場合を除き、法人番号を秘密にする目的として「法人番号あり(非公表)」を選択しないこと。)
法人番号の指定を受けていない場合には「法人番号なし」を選択すること。

● 「法人等の主たる事務所の所在地」

当該法人等の主たる事務所の住所について、当該都道府県名、市区町村名、番地等を記載すること。なお、記載内容については、登記事項等との整合性を図ること。

● 「法人等の連絡先」

- a. 「電話番号」
利用者からの照会等に対応する当該法人等の電話番号を記載すること。
- b. 「FAX 番号」
利用者からの照会等に対応する当該法人等の FAX 番号を記載すること。
- c. 「ホームページ」
当該法人等の情報が掲載されているホームページがある場合には「あり」に記すとともに、そのアドレスを記載すること。また、当該法人等の情報が掲載されているホームページがない場合には「なし」に記すこと。

■ 法人等の代表者の氏名及び職名

- a. 「氏名」
当該法人等の代表者の氏名を記載すること。
- b. 「職名」
代表者の当該法人内の職名を記載すること。

■ 法人等の設立年月日

当該法人等の設立年月日を記載すること。なお、記載内容については、登記事項等との整合性を図ること。

■ 法人等が当該都道府県内で実施する介護サービス

当該法人等が当該都道府県内で、当該報告に係る介護サービスを含む介護サービス(法の規定に基づく指定又は許可を受けている介護サービスをいう)を実施している場合には、介護サービスの種類ごとに「あり」に記すとともに、当該介護サービスを行う事業所の数を記載すること。さらに、そのうち主な当該事業所の名称及びその所在地について1つ記載すること。なお、「介護予防支援」の欄は、地域包括支援センターからの委託を受けて「介護予防支援」を実施する居宅介護支援事業所を除いた内容を記載すること。

● 2. 介護サービスを提供し、又は提供しようとする事業所に関する事項

■ 事業所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

当該報告に係る介護サービスを提供する事業所(以下、「事業所」という)の名称、所在地及び電話番号、FAX 番号及びホームページアドレスを記載すること。また、「市区町村コード」の欄には、総務省自治行政局地域情報政策室が設定している「全国地方公共団体コード」から、当該報告に係る介護サービスを提供する事業所の所在地のコード番号を記載すること。なお、記載内容は、都道府県知事への届出事項等との整合性を図ること。

■ 介護保険事業所番号

当該事業所の介護保険事業所番号を記載すること。

■ 事業所の管理者の氏名及び職名

a. 「氏名」

当該事業所の指定地域密着型サービス基準第 21 条に規定する管理者(以下、「管理者」という。)の氏名を記載すること。

b. 「職名」

管理者の当該事業所内の職名を記載すること。

■ 事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定若しくは許可を受けた年月日(指定又は許可の更新を受けた場合にはその直近の年月日)

● 「事業の開始(予定)年月日」

当該報告に係る介護サービスの提供を開始した年月日を記載すること。なお、当該報告時に当該介護サービスの提供の開始を予定している事業所等にあつては、開始予定年月日を記載すること。

● 「指定の年月日」

当該報告に係る法第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者の指定を受けた年月日を記載すること。

● 「指定の更新年月日(直近)」

当該報告に係る法第 78 条の 12 において準用する法第 70 条の 2 第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けた直近の年月日を記載すること。なお、報告時に当該指定の更新を受けたことのない事業所にあつては、当該指定を受けた年月日を記載すること。

● 「届出年月日」

夜間及び深夜の指定地域密着型通所介護以外のサービス(宿泊サービス)に関して、指定地域密着型サービス基準第 22 条第 4 項に規定する指定権者に届出をした年月日を記載すること。

■ 生活保護法第 54 条の 2 に規定する介護機関の指定

当該事業所が生活保護法第 54 条の 2 に規定する介護機関の指定を受けている場合には、「あり」に記すこと。

■ 社会福祉士及び介護福祉士法第 48 条の 3 に規定する登録喀痰吸引等事業者

当該事業所が社会福祉士及び介護福祉士法第 48 条の 3 に規定する登録喀痰吸引等事業者の場合には、「あり」に記すこと。

■ 事業所までの主な利用交通手段

当該事業所の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から当該事業所までの主な交通手段、所要時間等について記載すること。

■ 高齢者の方と障害者の方が同時一体的に利用できるサービス

● 介護保険サービスの指定状況

当該事業所が、介護保険法第 78 条の 2 の 2 に定める共生型地域密着型サービス事業者の特例を活用して地域密着型通所介護事業所としての指定を受けた場合、「1. 共生型」に記すこと。上記に該当しない事業所にあつては、「0. 通常の指定」に記すこと。

● 障害福祉サービスの指定状況

当該事業所が、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準」第 94 条、第 163 条、第 172 条に定める基準該当生活介護事業者、基準該当自立訓練（機能訓練）事業者、基準該当自立訓練（生活訓練）事業者や、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」第 54 条の 6、第 71 条の 3 に定める基準該当児童発達支援事業者、基準該当放課後等デイサービス事業者として、基準該当生活介護、基準該当自立訓練（機能訓練）、基準該当自立訓練（生活訓練）、基準該当児童発達支援、基準該当放課後等デイサービスを提供する場合、「3. 基準該当」に記すこと。また当該事業所が、障害者総合支援法第 41 条の 2 に定める共生型障害福祉サービス事業者の特例や児童福祉法第 21 条の 5 の 17 に定める共生型障害児通所支援事業者の特例を活用して、生活介護事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所としての指定を受けた場合、「2. 共生型」に記すこと。2 及び 3 には該当せず、障害者総合支援法第 36 条、児童福祉法第 21 条の 5 の 15 により生活介護事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所としての指定を受けた場合、「1. 通常の指定」に記すこと。1 から 3 のいずれにも該当しない場合、「0. なし」に記すこと。

● 3. 事業所において介護サービスに従事する従業者に関する事項

■ 職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者 1 人当たりの利用者数等

● 「実人数」

以下の者について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る専従及び兼務に該当する者及びその合計の人数をそれぞれ記載すること。また、常勤換算人数をそれぞれ記載すること。また、複数単位ある場合は、単位ごとではなく事業所全体としての各職種の实人数、常勤換算人数を記載すること。※合計の人数は調査票の入力内容を基に自動計算される。

- ① 生活相談員（指定地域密着型サービス基準第 20 条第 1 項 1 号に規定する「生活相談員」をいう。以下、同じ。）
- ② 看護職員（指定地域密着型サービス基準第 20 条第 1 項 2 号に規定する「看護職員」をいう。以下、同じ。）
- ③ 介護職員（指定地域密着型サービス基準第 20 条第 1 項 3 号に規定する「介護職員」をいう。以下、同じ。）
- ④ 機能訓練指導員（指定地域密着型サービス基準第 20 条第 1 項 4 号に規定する「機能訓練指導員」をいう。以下、同じ。）
- ⑤ 歯科衛生士

- ⑥ 管理栄養士
- ⑦ 事務員
- ⑧ その他の従業者

常勤換算人数の計算式

当該事業所の従業者の勤務延時間数 ÷ 当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数

● 「1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数」

常勤換算方法により用いた常勤の従業者が勤務すべき時間数の1週間の延べ時間数を記載すること。なお、職種により常勤の従業者が勤務すべき時間数が異なる場合には、主な職種の常勤の従業者が勤務すべき時間数を記載すること。

● 「従業者である介護職員が有している資格」

以下の資格を有する介護職員について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る専従及び兼務に該当する者の人数をそれぞれ記載すること。

- ① 介護福祉士
- ② 実務者研修
- ③ 介護職員初任者研修
- ④ 介護支援専門員

※ 複数の資格を取得している場合は、重複計上することとし、旧介護職員基礎研修、訪問介護員1級は②、訪問介護員2級保有者は③として計上すること。

● 「従業者である機能訓練指導員が有している資格」

以下の資格を有する機能訓練指導員について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る専従及び兼務に該当する者の人数をそれぞれ記載すること。

- ① 理学療法士
- ② 作業療法士
- ③ 言語聴覚士
- ④ 看護師及び准看護師
- ⑤ 柔道整復師
- ⑥ あん摩マッサージ指圧師
- ⑦ はり師
- ⑧ きゅう師

※ 複数の資格を取得している場合は、重複計上すること

● 「従業者である生活相談員が有している資格」

以下の資格を有する生活相談員について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る専従及び兼務に該当する者の人数をそれぞれ記載すること。

① 社会福祉士

② 社会福祉主事

※ 複数の資格を取得している場合は、重複計上すること

● 「管理者の他の職務との兼務の有無」

管理者が当該報告に係る介護サービスの管理者以外の職務を兼務している場合には、「あり」に記すこと。「管理者が有している当該報告に係る介護サービスに係る資格等」欄には、管理者が当該報告に係る介護サービスに係る資格等を有している場合には、「あり」に記すとともに、その資格等の名称を記載すること。

● 「看護職員及び介護職員1人当たりの利用者数」

※本項目は調査票の入力内容を基に自動計算される。

「4 介護サービスの内容に関する事項」の「介護サービスの内容等」の「利用定員」の利用定員を、「実人数」の②及び③に係る常勤換算人数の合計で除した人数を記載すること。なお、利用定員には宿泊サービスの利用定員は含まない。また、計算結果は小数点第2位を切り捨て、小数点第1位まで記載すること。

計算式

地域密着型通所介護の利用定員 ※同時に地域密着型 通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限	÷	看護職員及び介護職員の常勤換算人数の合計
---	---	----------------------

● 「宿泊サービスの提供時間帯を通じて配置する職員数」

夜間及び深夜の指定地域密着型通所介護以外のサービス(宿泊サービス)を実施するにあたり、当該業務に従事する者の人数、該当時間等をそれぞれ記載すること。

① 通常時の人数

② 時間帯での増員(※時間帯での増員を行っていない場合は記載は不要)

a. 夕食介助

b. 朝食介助

● 「宿泊サービス提供時に配置する職員の保有資格等」

当該サービス提供時に配置する職員の保有資格において、「看護職員」「介護福祉士」「上記以外の介護職員」の資格を有している場合には、「あり」に記すとともに、その他の資格を有する場合はその資格名称を記載すること。

■ 従業者の当該報告に係る介護サービスの業務に従事した経験年数等

● 「採用者数」

当該事業所における前年度1年間の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の採用者数を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。なお、同一法人内での異動による人数の増加は、新規採用者に含めずに記載すること。

● 「退職者数」

当該事業所における前年度1年間の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の退職者数を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。なお、同一法人内での異動による人数の減少は、退職者数に含めずに記載すること。

● 「当該職種として業務に従事した経験年数」

看護職員、介護職員、生活相談員及び機能訓練指導員の当該職種としての経験年数について、1年未満、1年～3年未満、3年～5年未満、5年～10年未満又は10年以上経験を有する者に該当する人数をそれぞれ記載すること。なお、経験年数には当該職種として他の事業所で勤務した年数を含めて記載すること。

■ 従業者の健康診断の実施状況

全ての従業者の健康診断を実施している場合には「あり」と記すこと。なお、全ての従業者とは、健康診断を受けないことを希望した者を除いて、労働安全衛生法第66条第1項に規定する健康診断を義務付けられた者以外も含むものとする。

■ 従業者の教育訓練のための制度、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況

● 「事業所で実施している従業者の資質向上に向けた研修等の実施状況」

事業所において、従業者の資質を向上させるために実施している研修等の実施状況について、その研修等の内容（名称、対象者、カリキュラムもしくは時間等）を記載すること。

● 「実践的な職業能力の評価・認定制度である介護プロフェッショナルキャリア段位制度の取組」

- a. 「アセッサー(評価者)の人数」
事業所の従業者で、アセッサー養成講習を修了しアセッサーとなっているものの人数を記載すること。
- b. 「段位取得者の人数」
アセッサーが内部評価を行い、レベル認定委員会にて認定を受けたものの数をレベル毎(2①、2②、3、4)に記載すること。
- c. 「外部評価(介護プロフェッショナルキャリア段位制度)の実施状況」
前年度1年間に、介護プロフェッショナルキャリア段位制度の外部評価審査員における外部評価を受けた場合は「あり」と記すこと。

● 「認知症に関する取組の実施状況」

- a. 「認知症介護指導者養成研修修了者の人数」
事業所の従業者で、認知症介護指導者養成研修を修了したものの人数を記載すること。
- b. 「認知症介護実践リーダー研修修了者の人数」
事業所の従業者で、認知症介護実践リーダー研修を修了したものの人数を記載すること。
- c. 「認知症介護実践者研修修了者の人数」
事業所の従業者で、認知症介護実践者研修を修了したものの人数を記載すること。
- d. 「それ以外の認知症対応力の向上に関する研修修了者の人数」
事業所の従業者で、a～c 以外の認知症対応力の向上に関する研修を修了したものの人数を記載すること。

● 4. 介護サービスの内容に関する事項

■ 事業所の運営に関する方針

事業の目的、事業の運営等の方針について記載すること。なお、記載内容については、指定地域密着型サービス基準第 29 条に規定する運営規程の内容等との整合性を図ること。

■ 介護サービスを提供している日時

● 「事業所の営業時間」

当該事業所の受付対応が可能な通常の時間帯を、平日、土曜、日曜及び祝日の別に記載すること。また、「定休日」欄には、当該事業所の定休日を記載すること。さらに、「留意事項」欄には、必要に応じて通常以外の時間帯等を記載すること。また、複数単位ある場合は、利用定員が一番多い単位の時間帯を記入すること。なお、記載内容については、指定地域密着型サービス基準第 29 条に規定する運営規程等と整合性を図ること。

● 「＜宿泊サービスに関して＞サービスの提供時間」

当該サービスの提供にあたり当該事業所の受付対応が可能な通常の時間帯を、平日、土曜、日曜及び祝日の別に記載すること。また、「定休日」欄には、当該サービスの提供にあたり当該事業所の定休日を記載すること。さらに、「留意事項」欄には、必要に応じて通常以外の時間帯等を記載すること。また、複数単位ある場合は、利用定員が一番多い単位の時間帯を記入すること。なお、記載内容については、指定地域密着型サービス基準第 29 条に規定する運営規程と整合性を図ること。

● 「利用可能な時間帯」

利用者が指定地域密着型サービス基準第 19 条に規定する指定地域密着型通所介護を利用することが可能な所要時間について、サービス提供所要時間の 2 時間以上 3 時間未満、3 時間以上 4 時間未満、4 時間以上 5 時間未満、5 時間以上 6 時間未満、6 時間以上 7 時間未満、7 時間以上 8 時間未満、8 時間以上 9 時間未満、9 時間以上 10 時間未満、10 時間以上 11 時間未満、11 時間以上 12 時間未満、12 時間以上 13 時間未満、13 時間以上 14 時間未満及び宿泊サービスのそれぞれの欄に該当する場合に「あり」に記すとともに、そのサービス提供所要時間のサービスが提供される時間帯をそれぞれ記載すること。なお、「留意事項」欄には、指定地域密着型通所介護を利用できる時間に関する制限事項等について記載すること。また、複数単位ある場合は、利用定員が一番多い単位の時間帯を記入すること。2 単位目以降は、必要に応じて「留意事項」欄に記載すること。

■ 事業所が通常時に介護サービスを提供する地域

利用者が指定居宅サービス基準第 24 条第 3 項第 1 号に規定する送迎に要する費用の額の負担が生じない地域を記載すること。なお、記載内容については、指定地域密着型サービス基準第 29 に規定する運営規程等との整合性を図ること。

■ 介護サービスの内容等

● 「介護報酬の加算状況」

記入年月日の前月から前 1 年間に於いて、以下の事項の指定地域密着型サービス報酬基準に規定する加算を受けた場合には「あり」に記すこと。

- a. 生活相談員配置等加算
- b. 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
- c. 入浴介助加算（Ⅰ）
- d. 入浴介助加算（Ⅱ）
- e. 中重度者ケア体制加算
- f. 生活機能向上連携加算（Ⅰ）
- g. 生活機能向上連携加算（Ⅱ）

- h. 個別機能訓練加算(Ⅰ)イ
- i. 個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ
- j. 個別機能訓練加算(Ⅱ)
- k. ADL 維持等加算(Ⅰ)
- l. ADL 維持等加算(Ⅱ)
- m. ADL 維持等加算(Ⅲ)
- n. 認知症加算
- o. 若年性認知症利用者(入居者・患者)受入加算
- p. 栄養アセスメント加算
- q. 栄養改善加算
- r. 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)
- s. 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)
- t. 口腔機能向上加算(Ⅰ)
- u. 口腔機能向上加算(Ⅱ)
- v. 科学的介護推進体制加算
- w. サービス提供体制強化加算(Ⅰ)
- x. サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
- y. サービス提供体制強化加算(Ⅲ)
- z. 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)
- aa. 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)
- bb. 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)
- cc. 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)
- dd. 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)
- ee. 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)
- ff. 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)

● 「利用者の送迎の実施」

指定地域密着型通所介護の実施前又は実施後において、当該事業所から利用者の送迎を実施している場合には「あり」に記すこと。

● 「送迎時における居宅内介助等の実施」

指定地域密着型通所介護の実施前又は実施後において、当該事業所から利用者の送迎時に居宅内介助(電気の消灯・点灯、着替え、ベッドへの移乗、窓の施錠等)を実施している場合には「あり」に記すこと。

● 「利用定員」

当該事業所の利用定員を記載すること。なお、記載内容については、指定地域密着型サービス基準第 29 条に規定する運営規程等との整合性を図ること。

- ① 指定地域密着型通所介護事業所
- ② 宿泊サービス

■ 介護サービスの利用者への提供実績

● 「利用者の人数」

記入年月日の前月における介護報酬を請求した介護サービスの利用者数及びその前年同月における介護報酬を請求した介護サービスの利用者数について、要介護(要介護1、2、3、4及び5)に該当する人数及びその合計をそれぞれ記載すること。

※合計の人数は調査票の入力内容を基に自動計算される。

● 「＜宿泊サービスに関して＞利用者の人数」

記入年月日の前月における当該サービスの利用者数及びその前年同月における当該サービスの利用者数について、要介護(要介護1、2、3、4及び5)に該当する人数及びその合計をそれぞれ記載すること。

※合計の人数は調査票の入力内容を基に自動計算される。

■ 介護サービスを提供する事業所、設備等の状況

● 「建物の構造」

a. 「地上階」

当該事業所を置いている建物の地上の階数を記載すること。

b. 「地下階」

当該事業所を置いている建物の地下の階数を記載すること。

c. 「当該事業所の設置階」

当該事業所を置いている階数をそれぞれ記載すること。

● 「送迎車輛の有無」

当該事業所が利用者の送迎のための車輛を有している場合には、「あり」に記すとともに、車輛の保有台数を記載すること。「リフト車輛の設置状況」欄には、送迎車輛のうち、当該事業所が利用者の送迎のための車いすに対応可能なリフト車輛(以下「リフト車輛」という。)を有している場合には、「あり」に記すとともに、リフト車輛の保有台数を記載すること。「他の車輛の形態」欄には、リフト車輛以外で特記すべき車輛を有している場合には、「あり」に記すとともに、特記すべき主な車輛の形態、特徴等を記載すること。

● 「食堂の面積」

食堂の面積を平方メートルを用いて記載すること。なお、記載内容については、指定地域密着型サービス基準第22条第2項に規定する設備の基準等との整合性を図ること。

● 「機能訓練室の面積」

機能訓練室の面積を平方メートルを用いて記載すること。なお、記載内容については、指定地域密着型サービス基準第 22 条第2項に規定する設備の基準等との整合性を図ること。

● 「食堂及び機能訓練室の利用者1人当たりの面積」

食堂及び機能訓練室の面積を利用定員数で除した数を、平方メートルを用いて記載すること。

● 「静養室の面積」

静養室の面積を平方メートルを用いて記載すること。

● 「相談室の面積」

相談室の面積を平方メートルを用いて記載すること。なお、記載内容については、指定地域密着型サービス基準第 22 条第2項に規定する設備の基準等との整合性を図ること。

● 「宿泊室の状況」

宿泊サービスが利用できる、宿泊室について記載すること。

① 個室

合計室数と各室の床面積を平方メートルを用いて記載すること。

② 個室以外

合計室数と、それぞれの室ごとに場所、利用定員、床面積(平方メートルを用いる)並びにプライバシー確保の方法について記載すること。

● 「便所の設置数」

男子便所、女子便所及び男女共用便所の数を記載するとともに、そのうち車いす等の対応が可能な便所の数をそれぞれ記載すること。

● 「浴室の設備の状況」

浴室の総数を記載するとともに、個浴、大浴槽、特殊浴槽及びリフト浴に該当する数をそれぞれ記載すること。さらに、「その他の浴室の設備の状況」欄には、浴室に関する留意事項等について記載すること。

● 「消火設備等の状況」

消火設備等の設備を有している場合には、下記①から④の種類ごとに「あり」に記すとともに、下記①から④に該当しないものを有している場合には「あり」に記すとともに、「その名称」欄にその内容について記載すること。なお、記載内容については、指定地域密着型サービス基準第 22 条第1項に規定する設備の基準等との整合性を図ること。

① 消火器

- ② スプリンクラー設備
- ③ 自動火災報知設備
- ④ 消防機関へ通報する火災報知設備
- ⑤ その他(その名称)

● 「福祉用具の設置状況」

利用者が利用することが可能な車いす、歩行補助つえ、歩行器の設備を有している場合には、それぞれ「あり」に記すこと。さらに、「その他」欄には、車いす、歩行補助つえ、歩行器以外の利用者が自立して行うことを補助する福祉用具を有している場合には、「あり」に記すとともに、その名称を記載すること。

■ 利用者等からの苦情に対応する窓口等の状況

当該事業所又は当該事業所を運営する法人に設置している利用者等からの苦情に対応する窓口の名称及び電話番号を記載すること。また、「対応している時間」欄には、当該事業所の苦情の受付対応が可能な通常の間時間帯を、平日、土曜、日曜及び祝日の別に記載すること。また、「定休日」欄には、当該苦情の受付窓口の定休日を記載すること。さらに、「留意事項」欄には、必要に応じて通常以外の間時間帯等を記載すること。なお、当該欄に記載する窓口等は、1つとする。

■ 介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応の仕組み

利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合における損害賠償を行うために、当該事業所が加入している損害賠償保険がある場合には「あり」に記すこと。

■ 介護サービスの提供内容に関する特色等

当該事業所の特色等について、その内容を概ね 400 字以内で記載すること。なお、記載内容については、指定地域密着型サービス基準第 37 条において準用する同基準第3条の 34 に規定する虚偽又は誇大広告の禁止を踏まえること。

■ 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

● 「利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況」

利用者アンケート調査、意見箱の設置等により利用者の意見等を把握する取組を実施している場合には、「あり」に記すこと。また、その結果を外部に開示している場合には、「当該結果の開示状況」欄の「あり」に記すこと。なお、当該取組は、記入年月日の前1年間において実施したものについて記載すること。

● 「第三者による評価の実施状況等」

第三者による介護サービス等の質の評価を実施している場合には、「あり」に記すとともに、実施した取組の1つについて、実施した直近の年月日（評価結果確定日）、実施した評価機関の名称を記載すること。なお、当該取組は、記入年月日の前4年間に於いて実施したものについて記載すること。

さらに、評価結果全体を外部に開示している場合には、「当該結果の開示状況」欄の「あり」に記すとともに、ホームページ上でその結果を開示している場合は、その掲載アドレスを記載すること。また、評価結果の一部として、「評価機関による総評」(※)及び「事業所のコメント」(※)を公表することに同意する場合には、「あり」に記すとともに、その内容を記載すること。ただし、既に、ホームページ上で、評価結果を開示し、その掲載アドレスを記載している場合には不要とする。

※「福祉サービス第三者評価に関する指針」(平成26年4月1日付け雇児発0401第12号、社援発0401第33号、老発0401第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)別添5「福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン」で示される、「⑥総評(特に評価の高い点、改善を求められる点)」及び「⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント」に相当するもの。

● 5. 介護サービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項

■ 介護給付以外のサービスに要する費用

- 「利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域の利用者に対して行う送迎の費用の額及びその算定方法」

指定地域密着型サービス基準第24条第3項第1号に規定する費用の額及びその算定方法を記載すること。なお、当該費用の徴収等を行っていない場合には、その旨を記載すること。

- 「利用者の選定により、通常要する時間を超えるサービスを提供する場合の費用の額及びその算定方法」

指定地域密着型サービス基準第24条第3項第2号に規定する費用の額及びその算定方法を記載すること。なお、当該費用の徴収等を行っていない場合には、その旨を記載すること。

- 「食事の提供に要する費用の額及びその算定方法」

指定地域密着型サービス基準第 24 条第3項第3号に規定する費用の額及びその算定方法を記載すること。なお、当該費用の徴収等を行っていない場合には、その旨を記載すること。

● 「おむつ代及びその算定方法」

指定地域密着型サービス基準第 24 条第3項第4号に規定する費用の額及びその算定方法を記載すること。なお、当該費用の徴収等を行っていない場合には、その旨を記載すること。

● 「当該介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用(日常生活費)の額及びその算定方法」

指定地域密着型サービス基準第 24 条第3項第5号に規定する費用の額及びその算定方法を記載すること。なお、当該費用の徴収等を行っていない場合には、その旨を記載すること。

● 「宿泊サービスの提供に要する経費」

宿泊サービスの提供にあたり、1泊あたりの費用の額を記載すること。

- ① 宿泊
- ② 夕食
- ③ 朝食

■ 利用者の都合により介護サービスを提供できなかった場合に係る費用(キャンセル料)の徴収状況

利用者の都合により介護サービスを提供できなかった場合に係る費用の徴収を実施している場合には、「あり」に記すとともに、その額、算定方法等を記載すること。

■ 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の実施の有無

「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の減免制度の実施について(平成 12 年5月1日老発第 474 号)」別添2に規定する社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免制度事業を市区町村が実施している場合であって、当該減免制度を実施している場合には「あり」に記すこと。

介護医療院

● 共通事項

■ 記入年月日

記入年月日を記載すること。

■ 記入者名

省令第 140 条の 51 第2号に規定する調査客体を代表する者の名称(以下、「記入者」という)を記載すること。

■ 所属・職名

記入者の所属部署の名称及びその職名について、記載すること。

〈職名記載例〉 運営法人代表・施設長・介護事業部部長・管理者・事務長・
管理部課長・一般職員 等

● 1. 施設を運営する法人等に関する事項

■ 法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

● 「法人等の名称」

a. 「法人等の種類」

法人等について、該当するものを下記から選択すること。また、法人ではない場合には「99 その他」を選択すること。

- 01 社会福祉協議会以外の社会福祉法人
- 02 社会福祉協議会
- 03 医療法人
- 04 社団法人又は財団法人
- 05 営利法人(株式会社等)
- 06 特定非営利活動法人(NPO 法人)
- 07 農業協同組合
- 08 消費生活協同組合
- 09 その他の法人
- 10 都道府県
- 11 市町村
- 12 広域連合・一部事務組合等
- 99 その他

- b. 「名称」
当該法人等の名称を記載すること。なお、記載内容については、登記事項等との整合性を図ること。
- c. 「法人番号」
法人番号の指定を受けている場合には、「法人番号あり」を選択し、法人番号を記載すること。
なお、設立登記のない法人又は法人でない社団若しくは財団であって、法人番号の指定を受けているが、基本 3 情報(①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地及び③法人番号)の公表に同意していない場合には、「法人番号あり(非公表)」を選択すること。
(法人番号は、特段、届出手続等を要することなく、国税庁長官が法人番号を指定し、原則としてインターネット上で公表され、誰もが自由に利用することが可能であるため、基本 3 情報の公表に同意していない場合を除き、法人番号を秘密にする目的として「法人番号あり(非公表)」を選択しないこと。)
法人番号の指定を受けていない場合には「法人番号なし」を選択すること。

● 「法人等の主たる事務所の所在地」

当該法人等の主たる事務所の住所について、当該都道府県名、市区町村名、番地等を記載すること。なお、記載内容については、登記事項等との整合性を図ること。

● 「法人等の連絡先」

- a. 「電話番号」
利用者からの照会等に対応する当該法人等の電話番号を記載すること。
- b. 「FAX 番号」
利用者からの照会等に対応する当該法人等の FAX 番号を記載すること。
- c. 「ホームページ」
当該法人等の情報が掲載されているホームページがある場合には「あり」に記すとともに、そのアドレスを記載すること。また、当該法人等の情報が掲載されているホームページがない場合には「なし」に記すこと。

■ 法人等の代表者の氏名及び職名

- a. 「氏名」
当該法人等の代表者の氏名を記載すること。
- b. 「職名」
代表者の当該法人内の職名を記載すること。

■ 法人等の設立年月日

当該法人等の設立年月日を記載すること。なお、記載内容については、登記事項等との整合性を図ること。

■ 法人等が当該都道府県内で実施する介護サービス

当該法人等が当該都道府県内で、当該報告に係る介護サービスを含む介護サービス(法の規定に基づく指定又は許可を受けている介護サービスをいう)を実施している場合には、介護サービスの種類ごとに「あり」に記すとともに、当該介護サービスを行う事業所の数を記載すること。さらに、そのうち主な当該事業所の名称及びその所在地について1つ記載すること。なお、「介護予防支援」の欄は、地域包括支援センターからの委託を受けて「介護予防支援」を実施する居宅介護支援事業所を除いた内容を記載すること。

● 2. 介護サービスを提供し、又は提供しようとする施設に関する事項

■ 施設の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

当該報告に係る介護サービスを提供する施設(以下、「施設」という)の名称、所在地及び電話番号、FAX 番号及びホームページアドレスを記載すること。また、「市区町村コード」の欄には、総務省自治行政局地域情報政策室が設定している「全国地方公共団体コード」から、当該報告に係る介護サービスを提供する施設の所在地のコード番号を記載すること。なお、記載内容は、都道府県知事への届出事項等との整合性を図ること。

■ 介護保険事業所番号

当該施設の介護保険事業所番号を記載すること。

■ 施設の管理者の氏名及び職名

a. 「氏名」

当該施設の介護医療院基準第 26 条に規定する管理者(以下、「管理者」という)の氏名を記載すること。

b. 「職名」

管理者の当該施設内の職名を記載すること。

■ 事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定若しくは許可を受けた年月日(指定又は許可の更新を受けた場合にはその直近の年月日)

● 「事業の開始(予定)年月日」

当該報告に係る介護サービスの提供を開始した年月日を記載すること。なお、当該報告時に当該介護サービスの提供の開始を予定している施設等にあつては、開始予定年月日を記載すること。

● 「許可の年月日」

当該報告に係る法第 107 条第 1 項に規定する介護医療院の許可を受けた年月日を記載すること。

● 「許可の更新年月日(直近)」

当該報告に係る法第 108 条第 1 項に規定する介護医療院の許可の更新を受けた直近の年月日を記載すること。なお、報告時に当該許可の更新を受けたことのない施設にあつては、当該許可を受けた年月日を記載すること。

■ 生活保護法第 54 条の 2 に規定する介護機関の指定

当該施設が生活保護法第 54 条の 2 に規定する介護機関の指定を受けている場合には、「あり」に記すこと。

■ 社会福祉士及び介護福祉士法第 48 条の 3 に規定する登録喀痰吸引等事業者

当該施設が社会福祉士及び介護福祉士法第 48 条の 3 に規定する登録喀痰吸引等事業者の場合には、「あり」に記すこと。

■ 施設までの主な利用交通手段

当該施設の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から当該施設までの主な交通手段、所要時間等について記載すること。

■ 病院又は診療所に関する事項

● 「区分」

医療機関併設型介護医療院の場合は、当該施設について、病院、診療所又は在宅療養支援診療所(以下、「病院等」という)のうち該当するものを記載すること。

● 「病棟・病床数」

病院等全体の病床数及び病棟数を記載すること。また、医療保険及び介護保険の保険種別及び病床区分ごとに、病床数及び病棟数を記載すること。当該病床を持たない場合には「0」を記すこと。

● 「標榜診療科」

病院等全体の標榜診療科を記載すること。

● 3. 施設において介護サービスに従事する従業者に関する事項

■ 職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数等

● 「実人数」

以下の者について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、病院等の業務に係る専従及び兼務に該当する者及びその合計の人数を記載すること。また、それぞれ常勤換算人数を記載すること。さらに、「うち介護医療院の従業者数」欄には、当該病院等における以下の者のうち、介護医療院基準第4条第1項に規定する介護医療院に従事している従業者について同様に記載すること。ただし、当該従業者を記載することが困難な場合には、全て「0」を記載すること。なお、「施設全体の従業者数」については、医療機関併設型介護医療院の場合のみ記載すること。また、単独型介護医療院の場合は、「うち介護医療院の従業者数 ※全ての介護医療院において記載する」のみ記載すること。また、施設サービスとともに短期入所サービスを提供しており、両サービスで人数を按分して記載している場合は「留意事項」欄にその旨を記載すること。

※合計の人数は調査票の入力内容を基に自動計算される。

- ① 医師（介護医療院基準第4条第1項第1号に規定する「医師」をいう）
- ② 歯科医師
- ③ 薬剤師（介護医療院基準第4条第1項第2号に規定する「薬剤師」をいう）
- ④ 看護職員（介護医療院基準第2条第1項第3号に規定する「看護職員」をいう。以下、同じ）
- ⑤ 介護職員（介護医療院基準第2条第1項第4号に規定する「介護職員」をいう。以下、同じ）
- ⑥ 理学療法士（介護医療院基準第2条第1項第5号に規定する「理学療法士」をいう。以下、同じ）
- ⑦ 作業療法士（介護医療院基準第2条第1項第5号に規定する「作業療法士」をいう。以下、同じ）
- ⑧ 言語聴覚士（介護医療院基準第2条第1項第5号に規定する「言語聴覚士」をいう。以下、同じ）
- ⑨ 管理栄養士
- ⑩ 栄養士（介護医療院基準第2条第1項第6号に規定する「栄養士」をいう。以下、同じ）
- ⑪ 臨床検査技師
- ⑫ 診療放射線技師（診療エックス線技師含む）
- ⑬ 介護支援専門員（介護医療院基準第2条第1項第7号に規定する「介護支援専門員」をいう。以下、同じ）
- ⑭ 医療ソーシャルワーカー
- ⑮ 調理員

- ⑯ 事務員
- ⑰ その他の従業者

常勤換算人数の計算式

当該施設の従業者の勤務延時間数 ÷ 当該施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数

● 「1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数」

常勤換算方法により用いた常勤の従業者が勤務すべき時間数の1週間の延べ時間数を記載すること。なお、職種により常勤の従業者が勤務すべき時間数が異なる場合には、主な職種の常勤の従業者が勤務すべき時間数を記載すること。

● 「従業者である介護職員が有している資格」

以下の資格を有する介護職員について、当該業務に係る専従及び兼務に該当する者の人数を記載すること。

- ① 介護福祉士
- ② 実務者研修
- ③ 介護職員初任者研修
- ④ 介護支援専門員

※ 複数の資格を取得している場合は、重複計上することとし、旧介護職員基礎研修、訪問介護員1級は②、訪問介護員2級保有者は③として計上すること。

● 「看護職員、介護職員の勤務体制(交替制)の状況」

以下の事項から該当するものを選択して記載すること。なお、記載内容については、当該施設の一般的な人員体制を踏まえること。

- ① 2交替制(変則2交替制を含む)
- ② 3交替制(変則3交替制を含む)
- ③ その他

● 「夕方・早朝の対応の状況」

早朝の早出がある場合には「あり」に記すこと。また、夕方の遅出がある場合には「あり」に記すこと。なお、記載内容については、当該施設の一般的な人員体制を踏まえること。

● 「看護職員及び介護職員1人当たりの入院患者数」

「4. 介護サービスの内容に関する事項」の「介護サービスの入院患者への提供実績」の「入院患者数」を、「実人数」の④及び⑤に係る常勤換算人数の合

計で除した人数を記載すること。なお、計算結果は小数点第2位を切り捨て、小数点第1位まで記載すること。

計算式

《タイプ1》介護医療院のみの場合

$$\frac{\text{介護医療院入所者の人数} \\ (\text{提供実績の入所者数合計})(\text{注1})}{\text{看護職員及び介護職員の常勤換算人数の合計}}$$

《タイプ2》介護医療院に短期入所療養介護(予防を含む)が併設されている場合

$$\frac{\begin{array}{c} \text{介護医療院入所者}(\text{注1}) \\ + \\ \text{短期入所療養介護(予防も含む)}(\text{注2}) \end{array}}{\text{提供実績の合計}} \div \text{看護職員及び介護職員の常勤換算人数の合計}$$

注1 介護医療院「介護サービスの入所者への提供実績」の「入所者の人数」の合計から計算すること。

注2 短期入所療養介護(予防も含む)「介護サービスの利用者への提供実績」の「利用者の人数」の合計から計算すること。

● 「夜勤(宿直を除く)を行う看護職員及び介護職員の人数」

夜勤(宿直を除く)を行う当該施設における看護職員及び介護職員のうち、宿直の者を除いた最少時の人数及び平均の人数を記載すること。なお、記載内容については、当該施設の夜勤を行う一般的な人員体制を踏まえること。

■ 従業者の当該報告に係る介護サービスの業務に従事した経験年数等

● 「採用者数」

当該施設における前年度1年間の医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、管理栄養士及び介護支援専門員の採用者数を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。なお、同一法人内での異動による人数の増加は、新規採用者に含めずに記載すること。

● 「退職者数」

当該施設における前年度1年間の医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、管理栄養士及び介護支援専門員の退職者数を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。なお、同一法人内での異動による人数の減少は、退職者数に含めずに記載すること。

● 「当該職種として業務に従事した経験年数」

介護医療院サービスの提供に当たる医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、管理栄養士及び介護支援専門員の当該職種としての経験年数について、1年未満、1年～3年未満、3年～5年未満、5年～10年未満及び10年以上経験を有する者に該当する人数をそれぞれ記載すること。なお、経験年数には当該職種として他の事業所で勤務した年数を含めて記載すること。

■ 従業員の健康診断の実施状況

全ての従業員の健康診断を実施している場合には「あり」と記すこと。なお、全ての従業員とは、健康診断を受けないことを希望した者を除いて、労働安全衛生法第66条第1項に規定する健康診断を義務付けられた者以外も含むものとする。

■ 従業員の教育訓練のための制度、研修その他の従業員の資質向上に向けた取組の実施状況

● 「事業所で実施している従業員の資質向上に向けた研修等の実施状況」

事業所において、従業員の資質を向上させるために実施している研修等の実施状況について、その研修等の内容(名称、対象者、カリキュラムもしくは時間等)を記載すること。

● 「実践的な職業能力の評価・認定制度である介護プロフェッショナルキャリア段位制度の取組」

- a. 「アセッサー(評価者)の人数」
事業所の従業員で、アセッサー養成講習を修了しアセッサーとなっているものの人数を記載すること。
- b. 「段位取得者の人数」
アセッサーが内部評価を行い、レベル認定委員会にて認定を受けたものの数をレベル毎(2①、2②、3、4)に記載すること。
- c. 「外部評価(介護プロフェッショナルキャリア段位制度)の実施状況」
前年度1年間に、介護プロフェッショナルキャリア段位制度の外部評価審査員における外部評価を受けた場合は「あり」と記すこと。

● 「認知症に関する取組の実施状況」

- a. 「認知症介護指導者養成研修修了者の人数」
事業所の従業員で、認知症介護指導者養成研修を修了したものの人数を記載すること。
- b. 「認知症介護実践リーダー研修修了者の人数」
事業所の従業員で、認知症介護実践リーダー研修を修了したものの人数を記載すること。

- c. 「認知症介護実践者研修修了者の人数」
事業所の従業者で、認知症介護実践者研修を修了したものの人数を記載すること。
- d. 「それ以外の認知症対応力の向上に関する研修修了者の人数」
事業所の従業者で、a～c 以外の認知症対応力の向上に関する研修を修了したものの人数を記載すること。

● 4. 介護サービスの内容に関する事項

■ 施設の運営に関する方針

事業の目的、事業の運営等の方針について記載すること。なお、記載内容については、介護医療院基準第 29 条(ユニット型介護医療院にあつては第 51 条)に規定する運営規程の内容等との整合性を図ること。

■ 介護サービスの内容

● 「夜勤を行う介護職員の勤務条件に関する基準の区分」

「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 29 号)」第 7 号の 2 の各区分による加算について以下の事項から該当するものを選択して記載すること。

- ① 夜間勤務等看護加算(Ⅰ)(看護職員が 15:1 以上)
- ② 夜間勤務等看護加算(Ⅱ)(看護職員が 20:1 以上)
- ③ 夜間勤務等看護加算(Ⅲ)(看護職員＋介護職員が 15:1 以上)
- ④ 夜間勤務等看護加算(Ⅳ)(看護職員＋介護職員が 20:1 以上)
- ⑤ 加算なし(看護職員＋介護職員が 30:1 以上)

● 「介護報酬の加算状況」

記入年月日の前月から前 1 年間において、以下の事項の指定施設サービス報酬基準に規定する加算を受けた場合には「あり」に記すこと。

- a. 療養環境減算(Ⅰ)
- b. 療養環境減算(Ⅱ)
- c. 若年性認知症患者の受入
- d. 外泊時費用
- e. 試行的退所サービス費
- f. 他科受診時費用
- g. 初期加算
- h. 再入所時栄養連携加算
- i. 退所前訪問指導加算
- j. 退所後訪問指導加算
- k. 退所時指導加算

- l. 退所時情報提供加算
- m. 退所前連携加算
- n. 訪問看護指示加算
- o. 栄養マネジメント強化加算
- p. 経口移行加算
- q. 経口維持加算(Ⅰ)
- r. 経口維持加算(Ⅱ)
- s. 口腔衛生管理加算(Ⅰ)
- t. 口腔衛生管理加算(Ⅱ)
- u. 療養食加算
- v. 在宅復帰支援機能加算
- w. 特別診療費
- x. 緊急時施設診療費
- y. 認知症専門ケア加算(Ⅰ)
- z. 認知症専門ケア加算(Ⅱ)
- aa. 認知症行動・心理症状緊急対応加算
- bb. 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅰ)
- cc. 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅱ)
- dd. 排せつ支援加算(Ⅰ)
- ee. 排せつ支援加算(Ⅱ)
- ff. 排せつ支援加算(Ⅲ)
- gg. 排せつ支援加算(Ⅳ)
- hh. 自立支援促進加算
- ii. 科学的介護推進体制加算(Ⅰ)
- jj. 科学的介護推進体制加算(Ⅱ)
- kk. 長期療養生活移行加算
- ll. 安全対策体制加算
- mm. サービス提供体制強化加算(Ⅰ)
- nn. サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
- oo. サービス提供体制強化加算(Ⅲ)
- aa. 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)
- ab. 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)
- ac. 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)
- ad. 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)
- ae. 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)
- af. 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)
- ag. 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)

● 「個別リハビリテーションの1週間当たりの実施状況」

個別リハビリテーションを行っている場合には、「あり」に記すとともに、その実施回数を記載すること。なお、平均の算出にあたっては、記入日月日の前月から前3か月の平均とすること。

● 「レクリエーションの1週間当たりの実施状況」

介護医療院基準第 24 条に規定するレクリエーション行事を行っている場合には、「あり」に記すとともに、その実施回数を記載すること。なお、平均の算出にあたっては、記入日月日の前月から前3か月の平均とすること。

● 「協力病院」

協力病院の名称を記載するとともに、その協力の内容について記載すること。

● 「協力歯科医療機関」

介護医療院基準第 34 条第2項に規定する協力歯科医療機関を定めている場合には、「あり」に記すとともに、その名称及びその協力の内容について記載すること。

● 「入所を制限する場合がある者の状況」

記入年月日において、介護医療院基準第8条に規定される介護サービスの提供を拒むことのできる正当な理由(特に入所者に対し自ら適切な介護医療院サービスを提供することが困難な場合)を記載すること。

● 「入所定員」

入所者の定員をⅠ型、Ⅱ型の別に記載すること。なお、記載内容については、介護医療院基準第 29 条に規定する運営規程の内容等との整合性を図ること。

● 「待機者数(入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超える場合、その人数)」

入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超える者がいる場合には、「あり」に記すとともに、その数を記載すること。

■ 介護サービスの利用者(入所者)への提供実績

● 「入所者の人数」

記入年月日の前月において、指定施設サービス報酬基準別表「指定施設サービス等介護給付費単位数表」4に規定する「介護医療院サービス」の介護報酬を請求した入所者について記載すること。

※合計の人数は調査票の入力内容を基に自動計算される。

■ 「3か月間の退所者の人数(記入年月日の前3か月)」

記入年月日の前月から前3か月間における退所者について、その退所先（自宅等、介護保険施設、特別養護老人ホーム以外の社会福祉施設、医療機関、死亡者及びその他）別に、要介護（要介護1、2、3、4及び5）に該当する者の人数を記載すること。

※合計の人数は調査票の入力内容を基に自動計算される。

■ 「入所者の平均的な入院日数」

記入年月日を含む年度の前年度末時点における当該施設の入所者の延入院日数を入所者数で除した数を記載すること。

■ 介護サービスを提供する施設、設備等の状況

● 「建物の構造」

- a. 「建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物」
当該施設が建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物に適合する場合には、「あり」に記すこと。
- b. 「建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物」
当該施設が建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物に適合する場合には、「あり」に記すこと。
- c. 「木造平屋建てであって、火災に係る利用者の安全性の確保のための一定の要件を満たす建物」
当該施設が介護医療院基準第6条第2項（ユニット型介護医療院にあっては第45条第5項）に規定する基準に適合すると都道府県知事から認められた場合には、「あり」に記すこと。
- d. 「地上階」
当該施設を置いている建物の地上の階数を記載すること。
- e. 「地下階」
当該施設を置いている建物の地下の階数を記載すること。

● 「施設の形態」

以下の事項から該当するものを選択して記載すること。

- ① 医療機関併設型介護医療院
- ② 併設型小規模介護医療院
- ③ 単独型介護医療院

● 居室類型

以下の事項から該当するものを選択して記載すること。

- ① ユニット型個室
- ② ユニット型個室的多床室
- ③ 従来型個室
- ④ 多床室

● 「報酬類型」

以下の事項から該当するものを選択して記載すること。

- ① I 型介護医療院サービス費（Ⅰ）
- ② II 型介護医療院サービス費（Ⅰ）
- ③ I 型介護医療院サービス費（Ⅱ）
- ④ II 型介護医療院サービス費（Ⅱ）
- ⑤ I 型介護医療院サービス費（Ⅲ）
- ⑥ II 型介護医療院サービス費（Ⅲ）
- ⑦ I 型特別介護医療院サービス費
- ⑧ II 型特別介護医療院サービス費

● 「療養室の状況」

療養室について、個室、2人部屋、3人部屋及び4人部屋の別に、その数及びその床面積を記載すること。

● 「共同便所の設置数」

入所者の個室以外に設置された共同便所について、男子便所、女子便所及び男女共用便所の数を記載するとともに、そのうち車いす等の対応が可能な便所の数をそれぞれ記載すること。

● 「個室の便所の設置数」

入所者の個室の便所の数を記載するとともに、当該個室における便所の設置割合及び車いす等の対応が可能な便所の数をそれぞれ記載すること。

● 「浴室の設備状況」

浴室の総数を記載するとともに、うち個浴、大浴槽、特殊浴槽及びリフト浴に該当する数をそれぞれ記載すること。さらに、「その他の浴室の設備の状況」欄には、浴室に関する留意事項等について記載すること。

● 「食堂の設備の状況」

食堂の設備の状況について記載すること。さらに、「入所者等が調理を行う設備状況」欄には、入所者等が簡易な調理を行う設備を有している場合には、「あり」に記すこと。

● 「消火設備等の状況」

消火設備等の設備を有している場合には、「あり」に記すとともに、消火設備等の具体的な内容を右の空欄に記載すること。また、記載内容については、介護医療院基準第6条第1号等に規定する構造設備の基準との整合性を図ること。

● 「通所リハビリテーションの実施状況」

法第8条第8項に規定する通所リハビリテーションの事業を実施している場合には、「あり」に記すこと。

■ 入所者等からの苦情に対応する窓口等の状況

当該施設又は当該施設を運営する法人に設置している入所者等からの苦情に対応する窓口の名称及び電話番号を記載すること。また、「対応している時間」欄には、当該施設の苦情の受付対応が可能な通常の時間帯を、平日、土曜、日曜及び祝日の別に記載すること。また、「定休日」欄には、当該苦情の受付窓口の定休日を記載すること。さらに、「留意事項」欄には、必要に応じて通常以外の時間帯等を記載すること。なお、当該欄に記載する窓口等は、1つとする。

■ 介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応の仕組み

入所者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合における損害賠償を行うために、当該施設が加入している損害賠償保険がある場合には「あり」に記すこと。

■ 介護サービスの提供内容に関する特色等

当該施設の特色等について、その内容を概ね 400 字以内で記載すること。なお、記載内容については、医療法第6条の5に規定する広告制限を踏まえること。

■ 介護相談員の受け入れ状況の有無

当該施設において、市区町村から派遣された介護相談員の受け入れを実施している場合には、「あり」に記すこと。

■ 入所者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

● 「入所者アンケート調査、意見箱等入所者の意見等を把握する取組の状況」

入所者アンケート調査、意見箱の設置等により入所者の意見等を把握する取組を実施している場合には、「あり」に記すこと。また、その結果を外部に開示している場合には、「当該結果の開示状況」欄の「あり」に記すこと。なお、当該取組は、記入年月日の前1年間において実施したものについて記載すること。

● 「第三者による評価の実施状況」

第三者による介護サービス等の質の評価を実施している場合には、「あり」に記すとともに、実施した取組の1つについて、実施した直近の年月日（評価結果確定日）、実施した評価機関の名称を記載すること。なお、当該取組は、記

入年月日の前4年間において実施したものについて記載すること。さらに、その結果を外部に開示している場合には、「当該結果の開示状況」欄の「あり」に記すこと。また、ホームページ上でその結果を開示している場合は、その掲載アドレスを記載すること。

● 5. 介護サービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項

■ 介護給付以外のサービスに要する費用

● 「食事の提供に要する費用の額及びその算定方法」

介護医療院基準第14条第3項第1号等に規定する食事の提供に要する費用の額及びその算定方法を記載すること。

● 「居住に要する費用の額及びその算定方法」

介護医療院基準第14条第3項第2号等に規定する居住に要する費用の額及びその算定方法を記載すること。

● 「入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額及びその算定方法」

介護医療院基準第14条第3項第3号等に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額及びその算定方法を記載すること。

● 「入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額及びその算定方法」

介護医療院基準第14条第3項第4号等に規定する入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額及びその算定方法を記載すること。

● 「理美容代及びその算定方法」

介護医療院基準第14条第3項第5号等に規定する理美容代の額及びその算定方法を記載すること。

● 「当該介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用(日常生活費)の額及びその算定方法」

介護医療院基準第 14 条第3項第6号等に規定する介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用の額及びその算定方法を記載すること。

短期入所療養介護（予防を含む） （介護医療院）

● 共通事項

■ 記入年月日

記入年月日を記載すること。

■ 記入者名

省令第140条の51第2号に規定する調査客体を代表する者の名称（以下、「記入者」という）を記載すること。

■ 所属・職名

記入者の所属部署の名称及びその職名について、記載すること。

〈職名記載例〉 運営法人代表・施設長・介護事業部部長・管理者・事務長・
管理部課長・一般職員 等

● 1. 事業所を運営する法人等に関する事項

■ 法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

● 「法人等の名称」

a. 「法人等の種類」

法人等について、該当するものを下記から選択すること。また、法人ではない場合には「99 その他」を選択すること。

- 01 社会福祉協議会以外の社会福祉法人
- 02 社会福祉協議会
- 03 医療法人
- 04 社団法人又は財団法人
- 05 営利法人（株式会社等）
- 06 特定非営利活動法人（NPO 法人）
- 07 農業協同組合
- 08 消費生活協同組合
- 09 その他の法人
- 10 都道府県
- 11 市町村
- 12 広域連合・一部事務組合等

99 その他

b. 「名称」

当該法人等の名称を記載すること。なお、記載内容については、登記事項等との整合性を図ること。

c. 「法人番号」

法人番号の指定を受けている場合には、「法人番号あり」を選択し、法人番号を記載すること。

なお、設立登記のない法人又は法人でない社団若しくは財団であって、法人番号の指定を受けているが、基本 3 情報(①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地及び③法人番号)の公表に同意していない場合には、「法人番号あり(非公表)」を選択すること。

(法人番号は、特段、届出手続等を要することなく、国税庁長官が法人番号を指定し、原則としてインターネット上で公表され、誰もが自由に利用することが可能であるため、基本 3 情報の公表に同意していない場合を除き、法人番号を秘密にする目的として「法人番号あり(非公表)」を選択しないこと。)

法人番号の指定を受けていない場合には「法人番号なし」を選択すること。

● 「法人等の主たる事務所の所在地」

当該法人等の主たる事務所の住所について、当該都道府県名、市区町村名、番地等を記載すること。なお、記載内容については、登記事項等との整合性を図ること。

● 「法人等の連絡先」

a. 「電話番号」

利用者からの照会等に対応する当該法人等の電話番号を記載すること。

b. 「FAX 番号」

利用者からの照会等に対応する当該法人等の FAX 番号を記載すること。

c. 「ホームページ」

当該法人等の情報が掲載されているホームページがある場合には「あり」に記すとともに、そのアドレスを記載すること。また、当該法人等の情報が掲載されているホームページがない場合には「なし」に記すこと。

■ 法人等の代表者の氏名及び職名

a. 「氏名」

当該法人等の代表者の氏名を記載すること。

- b. 「職名」
代表者の当該法人内の職名を記載すること。

■ 法人等の設立年月日

当該法人等の設立年月日を記載すること。なお、記載内容については、登記事項等との整合性を図ること。

■ 法人等が当該都道府県内で実施する介護サービス

当該法人等が当該都道府県内で、当該報告に係る介護サービスを含む介護サービス(法の規定に基づく指定又は許可を受けている介護サービスをいう)を実施している場合には、介護サービスの種類ごとに「あり」に記すとともに、当該介護サービスを行う事業所の数を記載すること。さらに、そのうち主な当該事業所の名称及びその所在地について1つ記載すること。なお、「介護予防支援」の欄は、地域包括支援センターからの委託を受けて「介護予防支援」を実施する居宅介護支援事業所を除いた内容を記載すること。

● 2. 介護サービス(予防を含む)を提供し、又は提供しようとする事業所に関する事項

■ 事業所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

当該報告に係る介護サービスを提供する事業所(以下、「事業所」という)の名称、所在地及び電話番号、FAX 番号及びホームページアドレスを記載すること。また、「市区町村コード」の欄には、総務省自治行政局地域情報政策室が設定している「全国地方公共団体コード」から、当該報告に係る介護サービスを提供する事業所の所在地のコード番号を記載すること。なお、記載内容は、都道府県知事への届出事項等との整合性を図ること。

■ 介護保険事業所番号

当該事業所の介護保険事業所番号を記載すること。

■ 事業所の管理者の氏名及び職名

- a. 「氏名」
当該事業所の指定居宅サービス基準第 147 条に規定する管理者(指定介護予防サービス基準第 197 条に規定する管理者を含む。以下、「管理者」という。)の氏名を記載すること。
- b. 「職名」
管理者の当該事業所内の職名を記載すること。

■ 事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定若しくは許可を受けた年月日(指定又は許可の更新を受けた場合にはその直近の年月日)

● 「事業の開始(予定)年月日」

当該報告に係る介護サービスの提供を開始した年月日を記載すること。なお、当該報告時に当該介護サービスの提供の開始を予定している事業所等にあつては、開始予定年月日を記載すること。

● 「指定の年月日」

a. 「介護サービス」

当該報告に係る法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者の指定を受けた年月日を記載すること。

b. 「介護予防サービス」

当該報告に係る法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者の指定の更新を受けた直近の年月日を記載すること。

● 「指定の更新年月日(直近)」

a. 「介護サービス」

当該報告に係る法第 70 条の 2 第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けた直近の年月日を記載すること。なお、報告時に当該指定の更新を受けたことのない事業所にあつては、当該指定を受けた年月日を記載すること。

b. 「介護予防サービス」

当該報告に係る法第 115 条の 11 において準用する法第 70 条の 2 第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者の指定の更新を受けた直近の年月日を記載すること。なお、報告時に当該指定の更新を受けたことのない事業所にあつては、当該指定を受けた年月日を記載すること。

■ 生活保護法第 54 条の 2 に規定する介護機関の指定

当該事業所が生活保護法第 54 条の 2 に規定する介護機関の指定を受けている場合には、「あり」に記すこと。

■ 社会福祉士及び介護福祉士法第 48 条の 3 に規定する登録喀痰吸引等事業者

当該施設が社会福祉士及び介護福祉士法第 48 条の 3 に規定する登録喀痰吸引等事業者の場合には、「あり」に記すこと。

■ 事業所までの主な利用交通手段

当該事業所の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から当該事業所までの主な交通手段、所要時間等について記載すること。

■ 病院又は診療所に関する事項

● 「区分」

医療機関併設型介護医療院の場合は、当該事業所について、病院、診療所又は在宅療養支援診療所（以下、「病院等」という）のうち該当するものを記載すること。

● 「病棟・病床数」

病院等全体の病床数及び病棟数を記載すること。また、医療保険及び介護保険の保険種別及び病床区分ごとに、病床数及び病棟数を記載すること。当該病床を持たない場合には「0」を記すこと。

● 「標榜診療科」

病院等全体の標榜診療科を記載すること。

● 3. 事業所において介護サービス(予防を含む)に従事する従業者に関する事項

■ 職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数等

● 「実人数」

以下の者について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、病院等の業務に係る専従及び兼務に該当する者及びその合計の人数を記載すること。また、それぞれ常勤換算人数を記載すること。さらに、「うち介護医療院の従業者数」欄には、当該病院等における以下の者のうち、介護医療院基準第4条第1項に規定する介護医療院に従事している従業者について同様に記載すること。ただし、当該従業者を記載することが困難な場合には、全て「0」を記載すること。なお、「施設全体の従業者数」については、医療機関併設型介護医療院の場合のみ記載すること。また、単独型介護医療院の場合は、「うち介護医療院の従業者数 ※全ての介護医療院において記載する」のみ記載すること。また、短期入所サービスとともに本体施設で施設サービスを提供しており、両サービスで人数を按分して記載している場合は「留意事項」欄にその旨を記載すること。

※合計の人数は調査票の入力内容を基に自動計算される。

- ① 医師（介護医療院基準第4条第1項第1号に規定する「医師」をいう）
- ② 歯科医師
- ③ 薬剤師（介護医療院基準第4条第1項第2号に規定する「薬剤師」をいう）

- ④ 看護職員（介護医療院基準第2条第1項第3号に規定する「看護職員」をいう。以下、同じ）
- ⑤ 介護職員（介護医療院基準第2条第1項第4号に規定する「介護職員」をいう。以下、同じ）
- ⑥ 理学療法士（介護医療院基準第2条第1項第5号に規定する「理学療法士」をいう。以下、同じ）
- ⑦ 作業療法士（介護医療院基準第2条第1項第5号に規定する「作業療法士」をいう。以下、同じ）
- ⑧ 言語聴覚士（介護医療院基準第2条第1項第5号に規定する「言語聴覚士」をいう。以下、同じ）
- ⑨ 管理栄養士
- ⑩ 栄養士（介護医療院基準第2条第1項第6号に規定する「栄養士」をいう。以下、同じ）
- ⑪ 臨床検査技師
- ⑫ 診療放射線技師（診療エックス線技師含む）
- ⑬ 介護支援専門員（介護医療院基準第2条第1項第7号に規定する「介護支援専門員」をいう。以下、同じ）
- ⑭ 医療ソーシャルワーカー
- ⑮ 調理員
- ⑯ 事務員
- ⑰ その他の従業者

常勤換算人数の計算式

当該事業所の従業者の勤務延時間数 ÷ 当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数

● 「1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数」

常勤換算方法により用いた常勤の従業者が勤務すべき時間数の1週間の延べ時間数を記載すること。なお、職種により常勤の従業者が勤務すべき時間数が異なる場合には、主な職種の常勤の従業者が勤務すべき時間数を記載すること。

● 「従業者である介護職員が有している資格」

以下の資格を有する介護職員について、当該業務に係る専従及び兼務に該当する者の人数を記載すること。

- ① 介護福祉士
- ② 実務者研修
- ③ 介護職員初任者研修
- ④ 介護支援専門員

※ 複数の資格を取得している場合は、重複計上することとし、旧介護職員基礎研修、訪問介護員1級は②、訪問介護員2級保有者は③として計上すること。

● 「看護職員、介護職員の勤務体制(交替制)の状況」

以下の事項から該当するものを選択して記載すること。なお、記載内容については、当該事業所の一般的な人員体制を踏まえること。

- ① 2交替制(変則2交替制を含む)
- ② 3交替制(変則3交替制を含む)
- ③ その他

● 「夕方・早朝の対応の状況」

早朝の早出がある場合には「あり」に記すこと。また、夕方の遅出がある場合には「あり」に記すこと。なお、記載内容については、当該事業所の一般的な人員体制を踏まえること。

● 「看護職員及び介護職員1人当たりの利用者数」

「4. 介護サービスの内容に関する事項」の「介護サービスの利用者への提供実績」の利用者数を、「実人数」の④及び⑤に係る常勤換算人数の合計で除した人数を記載すること。なお、計算結果は小数点第2位を切り捨て、小数点第1位まで記載すること。

計算式

《タイプ1》短期入所療養介護と介護予防短期入所療養介護のみの事業所の場合

$$\boxed{\text{短期入所療養介護と介護予防短期入所療養介護利用者への提供実績}} \div \boxed{\text{看護職員及び介護職員の常勤換算人数の合計}}$$

《タイプ2》短期入所療養介護と介護予防短期入所療養介護が入所施設に併設されている場合

$$\left. \begin{array}{l} \text{介護医療院入所者(注1)} \\ + \\ \text{短期入所療養介護(予防も含む)(注2)} \end{array} \right\} \boxed{\text{提供実績の合計}} \div \boxed{\text{看護職員及び介護職員の常勤換算人数の合計}}$$

注1 介護医療院「介護サービスの入所者への提供実績」の「入所者の人数」の合計から計算すること。

注2 短期入所療養介護(予防も含む)「介護サービスの利用者への提供実績」の「利用者の人数」の合計から計算すること。

※短期入所療養介護と入所施設の常勤換算人数を案分して計算している場合は《タイプ1》で計算すること。

● 「夜勤(宿直を除く)を行う看護職員及び介護職員の人数」

夜勤(宿直を除く)を行う当該事業所における看護職員及び介護職員のうち、宿直の者を除いた最少時の人数及び平均の人数を記載すること。なお、記載内容については、当該事業所の夜勤を行う一般的な人員体制を踏まえること。

■ 従業者の当該報告に係る介護サービスの業務に従事した経験年数等

● 「採用者数」

当該事業所における前年度1年間の医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、管理栄養士及び介護支援専門員の採用者数を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。なお、同一法人内での異動による人数の増加は、新規採用者に含めずに記載すること。

● 「退職者数」

当該事業所における前年度1年間の医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、管理栄養士及び介護支援専門員の退職者数を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。なお、同一法人内での異動による人数の減少は、退職者数に含めずに記載すること。

● 「当該職種として業務に従事した経験年数」

短期入所療養介護(介護医療院)の提供に当たる医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、管理栄養士及び介護支援専門員の当該職種としての経験年数について、1年未満、1年～3年未満、3年～5年未満、5年～10年未満及び10年以上経験を有する者に該当する人数をそれぞれ記載すること。なお、経験年数には当該職種として他の事業所で勤務した年数を含めて記載すること。

■ 従業者の健康診断の実施状況

全ての従業者の健康診断を実施している場合には「あり」と記すこと。なお、全ての従業者とは、健康診断を受けないことを希望した者を除いて、労働安全衛生法第66条第1項に規定する健康診断を義務付けられた者以外も含むものとする。

■ 従業員の教育訓練のための制度、研修その他の従業員の資質向上に向けた取組の実施状況

● 「事業所で実施している従業員の資質向上に向けた研修等の実施状況」

事業所において、従業員の資質を向上させるために実施している研修等の実施状況について、その研修等の内容(名称、対象者、カリキュラムもしくは時間等)を記載すること。

● 「実践的な職業能力の評価・認定制度である介護プロフェッショナルキャリア段位制度の取組」

- a. 「アセッサー(評価者)の人数」
事業所の従業員で、アセッサー養成講習を修了しアセッサーとなっているものの人数を記載すること。
- b. 「段位取得者の人数」
アセッサーが内部評価を行い、レベル認定委員会にて認定を受けたものの数をレベル毎(2①、2②、3、4)に記載すること。
- c. 「外部評価(介護プロフェッショナルキャリア段位制度)の実施状況」
前年度1年間に、介護プロフェッショナルキャリア段位制度の外部評価審査員における外部評価を受けた場合は「あり」と記すこと。

● 「認知症に関する取組の実施状況」

- a. 「認知症介護指導者養成研修修了者の人数」
事業所の従業員で、認知症介護指導者養成研修を修了したものの人数を記載すること。
- b. 「認知症介護実践リーダー研修修了者の人数」
事業所の従業員で、認知症介護実践リーダー研修を修了したものの人数を記載すること。
- c. 「認知症介護実践者研修修了者の人数」
事業所の従業員で、認知症介護実践者研修を修了したものの人数を記載すること。
- d. 「それ以外の認知症対応力の向上に関する研修修了者の人数」
事業所の従業員で、a～c 以外の認知症対応力の向上に関する研修を修了したものの人数を記載すること。

● 4. 介護サービス(予防を含む)の内容に関する事項

■ 事業所の運営に関する方針

事業の目的、事業の運営等の方針について記載すること。なお、記載内容については、介護医療院基準第 29 条(ユニット型介護医療院にあつては第 51 条)に規定する運営規程の内容等との整合性を図ること。

■ 介護サービスの内容

● 「夜勤を行う介護職員の勤務条件に関する基準の区分」

「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 29 号)」第 7 号の 2 の各区分による加算について以下の事項から該当するものを選択して記載すること。

- ① 夜間勤務等看護加算(Ⅰ)(看護職員が 15:1 以上)
- ② 夜間勤務等看護加算(Ⅱ)(看護職員が 20:1 以上)
- ③ 夜間勤務等看護加算(Ⅲ)(看護職員＋介護職員が 15:1 以上)
- ④ 夜間勤務等看護加算(Ⅳ)(看護職員＋介護職員が 20:1 以上)

● 「介護報酬の加算状況」

記入年月日の前月から前 1 年間に於いて、以下の事項の指定居宅サービス報酬基準(指定介護予防サービス報酬基準を含む)に規定する加算を受けた場合には「あり」に記すこと。

- a. 療養環境減算(Ⅰ)
- b. 療養環境減算(Ⅱ)
- c. 認知症行動・心理症状緊急対策加算
- d. 緊急短期入所受入加算(予防を除く)
- e. 若年性認知症利用者の受入
- f. 療養食加算
- g. 緊急時施設診療費
- h. 認知症専門ケア加算(Ⅰ)
- i. 認知症専門ケア加算(Ⅱ)
- j. 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅰ)
- k. 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅱ)
- l. 特別診療費
- m. サービス提供体制強化加算(Ⅰ)
- n. サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
- o. サービス提供体制強化加算(Ⅲ)
- p. 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)
- q. 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)
- r. 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)
- s. 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)
- t. 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)
- u. 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)

v. 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)

● 「個別リハビリテーションの1週間当たりの実施状況」

個別リハビリテーションを行っている場合には、「あり」に記すこと。なお、平均の算出にあたっては、記入年月日の前月から前3か月の平均とすること。

● 「レクリエーションの1週間当たりの実施状況」

指定居宅サービス基準第152条に規定するレクリエーション行事を行っている場合には、「あり」に記すとともに、その実施回数を記載すること。なお、平均の算出にあたっては、記入年月日の前月から前3か月の平均とすること。

● 「協力病院」

協力病院の名称を記載するとともに、その協力の内容について記載すること。

● 「協力歯科医療機関」

協力歯科医療機関を定めている場合には、「あり」に記すとともに、その名称及びその協力の内容について記載すること。

● 「利用を制限する場合がある者の状況」

記入年月日において、指定居宅サービス基準第155条において準用する指定居宅サービス基準第9条に規定される介護サービスの提供を拒むことのできる正当な理由(特に利用者に対し自ら適切な短期入所療養介護(介護医療院)サービスを提供することが困難な場合)を記載すること。

■ 介護サービスの利用者への提供実績

● 「利用者の人数」

記入年月日の前月において、指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」9に規定する「短期入所療養介護(介護医療院)サービス」の介護報酬(予防を含む)を請求した利用者について、要支援(1、2)、要介護(1、2、3、4及び5)ごとに記載すること。
※合計の人数は調査票の入力内容を基に自動計算される。

● 「利用者の平均的な利用日数」

記入年月日を含む年度の前年度末月における当該事業所の利用者(予防を含む)の延べ利用期間を、記入年月日を含む年度の前年度末月における利用者数で除した数を記載すること。

■ 介護サービスを提供する事業所、設備等の状況

● 「建物の構造」

- a. 「建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物」
当該施設が建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物に適合する場合には、「あり」に記すこと。
- b. 「建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物」
当該施設が建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物に適合する場合には、「あり」に記すこと。
- c. 「木造平屋建てであって、火災に係る利用者の安全性の確保のための一定の要件を満たす建物」
当該施設が介護医療院基準第6条第2項(ユニット型介護医療院にあっては第45条第5項)に規定する基準に適合すると都道府県知事から認められた場合には、「あり」に記すこと。
- d. 「地上階」
当該施設を置いている建物の地上の階数を記載すること。
- e. 「地下階」
当該施設を置いている建物の地下の階数を記載すること。

● 「施設の形態」

以下の事項から該当するものを選択して記載すること。

- ① 医療機関併設型介護医療院
- ② 併設型小規模介護医療院
- ③ 単独型介護医療院

● 「居室類型」

以下の事項から該当するものを選択して記載すること。

- ① ユニット型個室
- ② ユニット型個室的多床室
- ③ 従来型個室
- ④ 多床室

● 「報酬類型」

以下の事項から該当するものを選択して記載すること。

- ① I型介護医療院短期入所療養介護費(I)
- ② II型介護医療院短期入所療養介護費(I)
- ③ I型介護医療院短期入所療養介護費(II)
- ④ II型介護医療院短期入所療養介護費(II)
- ⑤ I型介護医療院短期入所療養介護費(III)
- ⑥ II型介護医療院短期入所療養介護費(III)
- ⑦ I型特別介護医療院短期入所療養介護費
- ⑧ II型特別介護医療院短期入所療養介護費

● 「病室の状況」

病室の状況について、個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋及び5人以上の多床室の別に、その数及びその床面積を記載すること。個室の数及び面積は、ユニット型個室、ユニット型準個室、従来型個室の全てを含めた数と1室当たりの床面積を平方メートル単位で記入してください。

● 「共同便所の設置数」

利用者の個室以外に設置された共同便所について、男子便所、女子便所及び男女共用便所の数を記載するとともに、そのうち車いす等の対応が可能な便所の数をそれぞれ記載すること。

● 「個室の便所の設置数」

利用者の個室の便所の数を記載するとともに、当該個室における便所の設置割合及び車いす等の対応が可能な便所の数をそれぞれ記載すること。

● 「浴室の設備状況」

浴室の総数を記載するとともに、うち個浴、大浴槽、特殊浴槽及びリフト浴に該当する数をそれぞれ記載すること。さらに、「その他の浴室の設備の状況」欄には、浴室に関する留意事項等について記載すること。

● 「食堂の設備の状況」

食堂の設備の状況について記載すること。さらに、「利用者等が調理を行う設備状況」欄には、利用者等が簡易な調理を行う設備を有している場合には、「あり」に記すこと。

● 「消火設備等の状況」

消火設備等の設備を有している場合には、「あり」に記すとともに、消火設備等の具体的な内容を右の空欄に記載すること。また、記載内容については、介護医療院基準第6条第1号等に規定する構造設備の基準との整合性を図ること。

● 「通所リハビリテーションの実施状況」

法第8条第8項に規定する通所リハビリテーションの事業を実施している場合には、「あり」に記すこと。

■ 利用者等からの苦情に対応する窓口等の状況

当該事業所又は当該事業所を運営する法人に設置している利用者等からの苦情に対応する窓口の名称及び電話番号を記載すること。また、「対応している時間」欄には、当該事業所の苦情の受付対応が可能な通常の時間帯を、平日、土曜、日曜及び祝日の別に記載すること。また、「定休日」欄には、当該苦

情の受付窓口の定休日を記載すること。さらに、「留意事項」欄には、必要に応じて通常以外の時間帯等を記載すること。なお、当該欄に記載する窓口等は、1つとする。

■ 介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応の仕組み

利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合における損害賠償を行うために、当該事業所が加入している損害賠償保険がある場合には「あり」に記すこと。

■ 介護サービスの提供内容に関する特色等

当該事業所の特色等について、その内容を概ね 400 字以内で記載すること。なお、記載内容については、医療法第6条の5に規定する広告制限を踏まえること。

■ 介護相談員の受け入れ状況の有無

当該事業所において、市区町村から派遣された介護相談員の受け入れを実施している場合には、「あり」に記すこと。

■ 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

● 「利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況」

利用者アンケート調査、意見箱の設置等により利用者の意見等を把握する取組を実施している場合には、「あり」に記すこと。また、その結果を外部に開示している場合には、「当該結果の開示状況」欄の「あり」に記すこと。なお、当該取組は、記入年月日の前1年間において実施したものについて記載すること。

● 「第三者による評価の実施状況」

第三者による介護サービス等の質の評価を実施している場合には、「あり」に記すとともに、実施した取組の1つについて、実施した直近の年月日（評価結果確定日）、実施した評価機関の名称を記載すること。なお、当該取組は、記入年月日の前4年間において実施したものについて記載すること。さらに、その結果を外部に開示している場合には、「当該結果の開示状況」欄の「あり」に記すこと。

また、ホームページ上でその結果を開示している場合は、その掲載アドレスを記載すること。

● 5. 介護サービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項

■ 介護給付以外のサービスに要する費用

● 「食事の提供に要する費用の額及びその算定方法」

指定居宅サービス基準第 145 条第3項第1号に規定する食事の提供に要する費用(指定介護予防サービス基準第 190 条第3項第1号を含む)の額及びその算定方法を記載すること。

● 「滞在に要する費用の額及びその算定方法」

指定居宅サービス基準第 145 条第3項第2号等に規定する滞中に要する費用(指定介護予防サービス基準第 190 条第3項第2号を含む)の額及びその算定方法を記載すること。

● 「利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額及びその算定方法」

指定居宅サービス基準第 145 条第3項第3号等に規定する利用者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用(指定介護予防サービス基準第 190 条第3項第3号を含む)の額及びその算定方法を記載すること。

● 「利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額及びその算定方法」

指定居宅サービス基準第 145 条第3項第4号等に規定する利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用(指定介護予防サービス基準第 190 条第3項第4号を含む)の額及びその算定方法を記載すること。

● 「理美容代及びその算定方法」

指定居宅サービス基準第 145 条第3項第6号等に規定する理美容代の額(指定介護予防サービス基準第 190 条第3項第6号を含む)及びその算定方法を記載すること。

● 「当該介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用(日常生活費)の額及びその算定方法」

指定居宅サービス基準第 145 条第3項第7号等に規定する短期入所療養介護(介護医療院)において提供される便宜(指定介護予防サービス基準第 190 条第3項第7号を含む)のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用の額及びその算定方法を記載すること。